

令和2年6月 8日開会

令和2年6月26日閉会

令和2年西予市議会 第2回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月8日（月曜日）

令和2年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|-------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年 6月 8日 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和2年 6月 8日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 散 会 | 令和2年 6月 8日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前11時14分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 兼 | | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|---|--------|--|--|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(3番 信宮徹也、4番 宇都宮俊文) | | | | |
| 2 | 会期の決定
(6月8日～6月26日 19日間) | | | | |
| 3 | 議案第71号 西予市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第83号 | 画の変更について
辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について | | |
| | 議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第84号 | 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について | | |
| | 議案第73号 西予市税条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第85号 | 公有水面埋立てに係る意見
の陳述について | | |
| | 議案第74号 西予市後期高齢者医療に関
する条例の一部を改正する
条例制定について | 議案第86号 | 株式会社野村町地域振興セ
ンターへの出資金払戻請求
権の放棄について | | |
| | 議案第75号 西予市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第87号 | 令和2年度西予市一般会計
補正予算(第4号) | | |
| | 議案第76号 西予市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第88号 | 令和2年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
2号) | | |
| | 議案第77号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第89号 | 令和2年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第1
号) | | |
| | 議案第78号 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第90号 | 令和2年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第1号) | | |
| | 議案第79号 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について | 議案第92号 | 令和2年度西予市病院事業
会計補正予算(第2号) | | |
| | 議案第80号 西予市消防本部職員の特殊
勤務手当に関する条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 4 | 報告第1号 令和元年度西予市一般会計
継続費繰越計算書の報告に
ついて | | |
| | 議案第81号 西予市城川町地域わがむら
は美しく運動基金条例を廃
止する条例制定について | 報告第2号 | 令和元年度西予市一般会計
繰越明許費繰越計算書の報
告について | | |
| | 議案第82号 西予市過疎地域自立促進計
画 | 報告第3号 | 令和元年度西予市一般会計
事故繰越し繰越計算書の報
告について | | |
| | | 報告第4号 | 令和元年度西予市公共下水
道事業特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について | | |
| | | 報告第5号 | 令和元年度西予市水道事業
会計予算繰越計算書の報告
について | | |
| | | 報告第6号 | 令和元年度西予市病院事業
会計継続費繰越計算書の報
告について | | |
| | | 5 | 報告第7号 専決処分事項の報告につ
いて | | |
| | | 追加 | 議案第92号 西予市消防団消防ポンプ自
動車の整備計画の変更につ
いて | | |

動車の取得について

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|------------|--|----|--------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | | | 整備計画の策定について |
| 2 | 会期の決定 | | | | 議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について |
| 3 | 議案第71号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第85号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について |
| | 議案第72号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第86号 株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について |
| | 議案第73号 | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号) |
| | 議案第74号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第88号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第75号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第89号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第76号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第90号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第77号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 4 | 報告第1号 | 令和元年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 議案第78号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第2号 | 令和元年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 議案第79号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第3号 | 令和元年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| | 議案第80号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 報告第4号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 議案第81号 | 西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について | | 報告第5号 | 令和元年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 議案第82号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について | | 報告第6号 | 令和元年度西予市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 議案第83号 | 辺地に係る公共的施設総合 | 5 | 報告第7号 | 専決処分事項の報告について |
| | | | 追加 | 議案第92号 | 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について |

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより令和2年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

令和2年第2回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしも中村議長のご配慮をいただきまして、四国西予ジオパーク活動のポロシャツを私ども理事者、そして議員の皆さん全員で着用させていただき、四国西予ジオパークの活動を応援していただくことをまずもって御礼を申し上げます。シャツもこの時期の恒例となりまして、この議会で市民の皆さんに多くアピールをさせていただいているわけですが、本日このケーブルテレビをご覧の皆さんの中で「いいな」と思っていた方がありましたら、市役所、そして各支所におきまして取り扱いも行っておりますので、市民の皆様もどうか購入をいただいて、四国西予ジオパークを盛り上げていただきたいなと思っております。

さきの臨時会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が選任されたところでございますが、前任の議員の皆様におかれましては、一方ならぬご支援、ご協力を賜りまことにありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任をされました中村議長をはじめ、山本副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、円滑な市政運営につきまして、これまで以上に特段のご協力を賜りますようお願いするとともに、ご活躍をご祈念申し上げます。

さて、約1カ月半に及んだ新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が、5月25日に全ての都道府県で解除になりました。日常が少しずつ戻ってくるようになりましたが、今しばらくは、警戒期から縮小期に向けた移行期間ということで、段階的に規制の緩和を図っていく必要があります。

市民の皆様には、引き続きご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

感染症拡大に伴う各世帯への家計的支援、1人当たり10万円の特別定額給付金であります。本市におきましては、6月4日の時点で1万7058件の申請があり、1万6298世帯への支給が完了いたしました。全世帯に対する支給済みの割合は91.4%となっております。市内のほとんどの家庭に支給できていることをうれしく思うとともに、5月の連休から休日返上で、また、連日深夜まで支給事務にかかわった職員に感謝するところであります。

この給付金の使い道ですが、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与えた影響に鑑み、かねてより市内での消費をお願いしているところであります。

市では、市民の皆様の市内中小店舗等での購買等に対して、さらなる優遇措置を講じる考えでありますので、どうか経済の回復、活性化のため、ご協力をお願いいたします。

政府は、4月に成立した令和2年度第1次補正予算に続き、第2次補正予算を閣議決定しました。

各種助成金の拡充や旧制度の創設・強化などとともに、地方創生臨時交付金の追加拡充の方針を打ち出されております。

市といたしましても、現状の地域経済へのさらなる支援対策の拡充とともに、新たな生活様式への対応を含めた検討を進め、第2次補正予算成立後、速やかに実行に移せるよう準備を進めてまいります。

本日、議員の皆様と我々が付けておりますこの3つの輪でできているリボンは、新型コロナウイルス感染症患者や回復した人、医療従事者やその家族の方々などに対する偏見や差別をなくそうと、松山大学の研究者らの市民グループが、「シトラスリボン運動」として提唱し、普及に取り組まれているものです。柑橘王国愛媛にちなんだシトラスカラーを配色し、地域と家庭、職場または学校の3つの場所を輪で結ぶデザインで、私たちの暮らしを守るために日々奮闘されている方々への感謝の意を込め、身に付けたり、玄関や店先に掲示し、意識啓発を図るものであります。

私たちも、この活動に賛同し普及させたいと思っております。なお、このリボンは、西予市の宝であります伊予生糸を使用してつくっていただいております。皆様もご協力をお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、条例改正及び廃止11件、過疎計画の変更等3件、公有水面埋立てに係る意見陳述1件、出資金に係る権利の放棄1件、補正予算5件、予算繰越に係る計算書の報告6件、専決処分事項の報告1件など、計28件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、それぞれ承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

また、一般会計補正予算の説明の中で、私の新たな任期に当たっての市政運営の方針につきまして、その所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

以上、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元のタブレットに配信しておりますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月26日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第71号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」までの21件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山住総務部長。

○山住総務部長

議案第71号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国及び他の地方公共団体等からの派遣職員に対して、任用の事情及び従前の勤務地等を考慮し、地域手当の異動保障を設けるものでございます。

その内容でございますが、国や他の地方公共団体等の職員であった者が、派遣制度等によりまして、引き続き当市の職員となった場合において、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の20以内で、規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給するものでございます。

続きまして、議案第72号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した場合において、感染症防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けるものでございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者などに対しまして、長時間にわたり身体に接触などして作業を行った場合、作業1日につき4,000円、その他の作業に従事した場合は、1日につき3,000円を支給するものであります。

続きまして、議案第73号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

主な内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長するほか、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対し、申請に基づきまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例措置を講ずるものでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第74号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルスに感染した後期高齢者医療に係る被保険者等の療養中の生活を保障するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことによるものであります。

主な内容としましては、市が行う後期高齢者医療の事務に、新型コロナウイルスに感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する事務を加えるため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

主な内容としましては、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、これまで都道府県知事または指定都市の長が実施していた当該研修につきまして、新たに中核市の長を実施者として加えるよう本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第76号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことによるものであります。

主な内容としましては、保育を継続的に提供するため、地域型保育事業者に確保を求める連携施設について、市の調整等により卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするよう本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第77号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

主な内容としましては、保育を継続的に提供するため、家庭的保育事業者等に確保を求める連携施設について、地域型保育事業所卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、受け入れ先の連携施設の確保を不要とするほか、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施を明確にするため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたこと等によるものであります。

主な内容としましては、消費税及び地方消費税の引き上げに合わせた所得の少ない者に対する保険料の軽減強化を完全実施するとともに、国費による財政支援の対象となった新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対応するため所要の整備を行うものであります。

以上5議案、よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第79号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市立病院では、県の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の対応として、帰国者・接触者外来を設置し、感染が疑われる方の診察、PCR検査の検体採取等を行っております。

このような中、医療職員においては、緊迫した雰囲気の中、感染症患者等に対する良質かつ適切な医療の提供が求められており、職員自身の感染リスクに加え、精神的にも大きな負担が生じている現状にあります。

今回の改正は、感染症患者または感染症の疑いのある患者の診療、看護に当たる医師や看護師などのほか、ウイルスの付着した物件や付着の危険がある物件の処理作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当として危険手当を支給するため本条例の一部を改正するものであります。

なお、支給額につきましては、規則で定めるものでありますが、議案第72号と同様の扱いとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

議案第80号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、4月中旬には当市においても感染者が1人発生し、また、5月初旬には県内で20人を超すクラスターが発生するなど予断を許さない状況にあります。

このような中、消防職員においては、感染症患者等に対する特別な救急対応が求められており、感染のリスクに加え、精神的にも大きな負担が生じている状況でございます。

今回の改正は、感染症患者などの救急業務に当たる消防職員に対し、特殊勤務手当として感染症

防疫作業等手当を支給するため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、支給額につきましては、議案第72号による改正後の西予市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定を準用するものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時26分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時27分）

藤川城川支所長。

○藤川城川支所長

議案第81号「西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

城川町わがむらは美しく運動基金は、平成元年に、城川町地域の自然と風土を守りながら、美しい生活環境及び美しく管理された農林地を創造し、美しく活力あるまちづくりと文化の創造を目指す、わがむらは美しく運動を円滑に推進することを目的に設置された基金であります。

合併後は、西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金として、基金を活用してわがむらは美しく推進事業を行ってまいりましたが、基金金額の取り崩しを終えたことから本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

議案第82号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市は、平成28年4月に過疎地域のさまざまな問題を解決するための過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。

今回、児童福祉施設保育所を整備するため、令和2年度に過疎対策事業債を活用して実施する1事業を新たに追加いたしました。

新たに追加する事業は、施設の老朽化が進んでおります明浜町の高山保育所の移転新築に係るものであります。

この事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第83号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」、議案第84号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町、明浜町及び三瓶町におきまして、18の地区が辺地の指定を受けております。

このたび、野村町片川及び惣川・小屋並びに城川町野井川辺地におきまして、林道の施設整備を実施することに伴い、それぞれ新たに5カ年の辺地総合整備計画を策定することといたしました。

また、野村町予子林辺地におきまして、飲用水供給施設整備を追加する変更及び7月豪雨災害の影響で事業を取りやめたことによる市道整備の事業費を減額する変更が必要となりました。

これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画並びに変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第85号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」提案理由のご説明を申し上げます。

この公有水面埋立ては、西予市が明浜町田之浜地区において、漁船が安全に係留でき、漁業者の効率的な漁業活動のできる物揚場、船揚場、野積場用地及び加工場用地を確保する事業であります。

このたび、本市が出願した公有水面埋立免許について、異議のない旨の意見を述べるため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第86号「株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について」提案理由のご説明を申し上げます。

株式会社野村町地域振興センターは、平成2年

の設立から30年にわたり、地域特産品の開発や販売、野村農業公園（ほわいとファーム）や獣肉処理加工施設（ししの里せいよ）などの施設の管理運営、観光イベント事業などを開催し、地域資源の掘り起こしや地域住民の雇用の場として、地域の活性化に寄与してまいりました。

しかしながら、社会情勢の変化等により経営の継続が困難となったことから、令和2年2月に行われた臨時株主総会において、令和2年3月末日をもって解散することが、株主全員の同意で承認されたところです。

株式会社野村町地域振興センターの清算に当たり、宗正弘代表清算人より、西予市、東宇和農業協同組合、西予市商工会、西予市森林組合理事、西予市商工会野村支部からの出資金に対する払戻請求権をそれぞれ放棄する旨の要請を受けたため、本市につきましては、出資資本金3432万5000円の払戻請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げますとともに、2期目の市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきます。

さきの市長選挙におきまして、私は、無投票当選の栄に浴させていただきました。このことは、市民の皆様から私の4年間の市政に対し一定の評価をいただき、新たな4年間の信託を与えていただいたものと思っております。

この無投票当選という市民の皆様からの声なき声を真摯に受けとめ、一層の責務の重たさを痛感し、新たな覚悟で皆様の負託にこたえてまいりたいと存じます。

私は今回の市長選挙に当たり、1期目に残した多くの課題を解決する選挙であると決意し、公約として「暮らして安心が体感できるまちづくり」を基本理念に、夢と希望を叶える6つの変革に挑戦することを皆様に提示させていただきました。

第1は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復

興と南海トラフ地震などの災害に対して、命を守るための防災・減災に取り組みます。

令和元年を復興元年として、国や県、関係機関の支援を受けながら各種事業に取り組んでまいりましたが、まだ道半ばであります。農地、道路橋梁など公共施設の災害復旧事業の予算は、令和2年度当初予算において19億円、令和元年度から令和2年度への繰越予算として13億円、災害公営住宅などの復興関連事業予算が26億円、復旧・復興事業予算を合わせて50億円を超える事業量がありますが、最優先に取り組んでまいります。

また、野村の肱川の河川改修、野村ダム改修事業が間もなくスタートいたします。確実に安心な生活を取り戻すために、西予市国土強靱化地域計画の推進方針に基づき事業を推進します。

第2は、人づくりです。

西予市に誇りを持ち、住みたい人を育むため、安心して結婚・出産・子育てができる支援体制の充実強化と地域リーダー養成塾を開成いたします。

第3は、仕事づくりです。

稼ぐ力を増強するために、市内外で地場産品を消費してもらうための取り組みを強化し、循環型経済に取り組めます。

令和元年度のふるさと納税は2億5000万円に達し、多くの西予市産返礼品が市外に届けられ、リピーターも増えています。ふるさと納税のさらなる推進による地場産品の育成と農林水産業の後継者支援と新規就労者の支援強化に取り組めます。

第4は、ふるさと西予の元気なまちづくりです。

旧小学校単位で地域を見詰め直し、目標を持って地域づくりを開始しましょう。

これから深刻な人口減少社会を迎える昨今において、今のままでよいのか、変革を求めるのか、共助と公助、そして自助の力を結集するため、小規模多機能自治活動を推進します。

第5は、生活の安心、医療・福祉の充実です。

幼児から高齢者まで、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進のため、ワンストップ地域包括ケアシステムを構築します。

令和4年度を目標に医療スタッフの確保に努めながら、土日・祝日・夜間の二次救急を西予市民病院に集約することを目指します。西予市民病院

と野村病院を存続させ、必要な地域医療を確保するために病院改革プランを実行します。

第6は、西予市のさらなる発展のための市役所改革です。

市政経営に当たっては、物事に壁をつくらない、従来の考え方や手法を見直し、創意と工夫を尽くし、物事にチャレンジし、かつスピード感を持って黒字財政を堅持しながら輝く西予まちづくりに挑戦をします。

以上、市政運営につきまして、所信の一端を述べさせていただきましたが、これからの4年間、常に多くの人と語り合い、皆さんの知恵を生かし、市政を動かしていきたいと考えておりますので、議員各位、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、本年4月1日付の人事異動等に伴う職員給与費及び会計年度任用職員給与費等の調整のほか、事業費の財源となる国・県支出金の内示額変更に伴う財源調整や事業費の増額、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応した事業費などを計上するものであります。

その主な内容であります。林業振興対策として、大径原木を有効活用して付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設整備への支援に要する経費を計上し、教育振興及び教育施設整備対策として、小・中学校の児童生徒1人に1台のパソコン等端末の整備、三瓶文化会館のトイレを洋式化する経費を計上し、災害復旧対策として、残土処理場造成に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきまして、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金等を繰り入れし、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出の補正は、既決いただいております歳入歳出予算に5億174万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ347億5116万7000円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債等の限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳

細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

まず、職員人件費の補正について説明させていただきます。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制を基本に、退職者と新規採用者数を見込み、所要額を計上いたしております。

今回、4月の人事異動等による各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴い、関係する予算科目の目の給与等の計上額に過不足が生じたことから職員給与費を調整するものであります。総額で8050万2000円を減額調整いたしております。

それでは、予算書の26ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業1212万円ではありますが、大雨など自然災害に備えて避難所が開設されたときの感染症対策として、アルコール消毒液、避難所の間仕切り、簡易テントなどの導入に要する経費のほか、庁舎会議室での感染症対策機器の購入に要する経費を計上するものであります。

29ページをお開き願います。

3項1目病院費1575万1000円ではありますが、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の強化に要する経費として、西予市民病院、野村病院に繰り出しを行うものであります。

31ページをお開き願います。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費、高性能林業機械導入事業1億4723万1000円ではありますが、新型コロナウイルス感染症により、中国国内の移動制限や経済活動の停滞によって、中国向け丸太輸出が停滞したことにより在庫過剰となった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備支援に要する経費を計上するものであります。

33ページをお開き願います。

7款商工費、1項7目産業振興事業費、第三セクター等経営管理事業1億240万円ではありますが、令

和元年度一般会計補正予算（第9号）において、令和2年度から令和6年度までの期間で、限度額4億円の債務負担行為の議決をいただきました民間譲渡等施設修繕等負担金の令和2年分として1億円を、また、株式会社野村町地域振興センターの解散に伴う関連経費として240万円を計上するものであります。

34ページをお開き願います。

8款土木費、2項3目道路新設改良費、市道二及10号線改良事業2700万円ではありますが、令和5年度から予定されています旧二木生小学校解体工事に伴い、早期の改良工事が必要となりましたので、測量設計委託料を計上するものであります。令和4年度の完成を予定しております。財源として過疎対策事業債を充てております。

35ページをお開き願います。

9款消防費、1項1目常備消防費、消防通信施設維持管理事業103万5000円ではありますが、宇和島地区広域事務組合と当市との消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業実施計画調査業務に係る協定書に基づきます通信指令共同運用調査経費についての負担金を計上するものであります。

38ページをお開き願います。

10款教育費、2項2目教育振興費、小学校情報教育振興事業8988万3000円。

39ページをお開き願います。

同じ教育費、3項2目教育振興費、中学校情報教育振興事業5753万2000円ではありますが、国の児童生徒1人1台の情報端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に基づいた市内小中学校のICT環境整備に要する経費を計上するものであります。財源として、公立学校情報機器整備費、情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金、地方債として、学校教育施設等整備事業債を充てています。

41ページをお開き願います。

6項3目文化施設運営管理費、三瓶文化会館管理運営事業2237万4000円ではありますが、平成30年度に策定いたしました三瓶文化会館長寿命化事業計画に沿って、利用者の利便性を図るため、1階、2階のトイレの洋式化と温水洗浄便座化に要する経費を計上するものであります。

43ページをお開き願います。

11款災害復旧費、6項1目道路橋梁河川災害復旧費4500万円ではありますが、災害復旧関連事業の早期完成のために、野村町阿下地区に残土処理場を造成する経費を計上するものであります。

次に、主な歳入につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

14款県支出金、2項4目2節林業費県補助金ではありますが、林道開設事業及び舗装事業の内示額通知によります調整のほか、大径原木加工設備整備緊急対策事業費補助金として1億4723万1000円を計上するものであります。

17款繰入金、2項基金繰入金1億4534万2000円ではありますが、今回の補正財源として、国・県支出金、地方債等の特定財源を充てても、なお不足します財源に対して財政調整基金などを繰り入れし収支の均衡を図るものであります。

12ページをお開き願います。

市債総額で6930万円の増額であります。国庫・県支出金の内示のほか、新規事業の実施による追加及び増額、減額調整を行っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額からそれぞれ684万6000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億484万3000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、会計年度任用職員の確定に伴う報酬等の増額によるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ310万円を増額し、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5195万5000円と定めるものであります。

続きまして、議案第89号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、

提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、人事異動に伴う職員給与費の調整及び会計年度任用職員について、任用職員確定に伴う減額調整等を行うとともに、所得の少ない者に対する保険料の軽減強化に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ288万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億5248万7000円と定めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第90号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、会計年度任用職員確定に伴う人件費の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ54万7000円増額し、歳入歳出予算の総額を3億7012万7000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応に伴う補助金及び経費の増額を行うものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、感染症対策に係る補助金として、医業外収益1287万6000円を増額し、総額を40億9926万6000円といたしております。支出につきましては、医業費用を334万7000円を増額をし、総額を46億

2620万円といたしております。

第4条の収益的収入及び支出につきましては、資本的収入額を287万5000円増額し、総額を7億2460万3000円とし、資本的支出額では41万円を増額し、総額を8億5831万4000円といたしております。

2ページをお開きください。

第5条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、報告第1号「令和元年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第6号「令和元年度西予市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

報告第1号「令和元年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「令和元年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和元年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和元年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「令和元年度西予市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

令和元年度西予市一般会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計における各事業のうち、令和元年度から令和2年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項及び地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えてご報告申し上

げるものであります。

以上報告6件、よろしくようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告第1号「令和元年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第6号「令和元年度西予市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」までの6件については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

山住総務部長。

○山住総務部長

報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり7件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げますのでございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時09分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時10分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第92号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得につい

て」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第92号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

議案第92号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市消防団明浜方面隊俵津分団第2部に配備しております消防ポンプ自動車は、平成10年に導入したもので、以来22年が経過しており、更新計画に基づいた検討を行ってきたところでございます。

このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、迅速な消火活動を可能にするため、放水性能にすぐれた高機能ポンプを搭載するとともに、最新の照明器具を装備することにより、夜間消防団員が安全に活動できる仕様としております。

今回の購入に当たりましては、去る6月2日に指名競争入札を行い、株式会社J A東宇和サービス 代表取締役岡野博充氏が2530万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備については、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第92号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第92号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月15日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時14分

第 2 日

6月15日（月曜日）

令和2年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年6月15日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年6月15日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年6月15日 | 総 務 課 長 兼 | |
| | 午前11時57分 | 選挙管理委員会書記長 | 一 井 健 二 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 兼 | | | |
| 政策企画部長 | 山 住 哲 司 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

おはようございます。

ただいま中村議長より一般質問の許可をいただきました。

今回は改選後初めての議会であり一般質問になります。トップバッターとして質問をさせていただきます。

その前に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に関しまして、市民の皆様には大変ご不便をおかけしていることと思います。

また今回の我々市議会議員の選挙におきましては、外出自粛の中選挙にご協力をいただきましたこと大変ありがとうございます。

また良識ある生活で感染拡大の防止へのご協力をしていただいていることに感謝をしたいと思っております。1日も早いふだんの生活が取り戻せるように私自身も祈念をしているところでございます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に管家市長の公約について質問をさせていただきます。

管家市長は今回無投票当選の栄を受けられまして、その公約の中で6つ示されておるわけでございますけれども、その中のいの一ではないかと

と思いますが、小規模多機能自治、名称的には地域づくり活動センターについて、まず1点目お伺いをしたいと思います。

この地域づくり活動センターについては、このような冊子がありまして、市民検討委員会をつくられているということでございますけれども、この市民検討委員会のどういう意味があるのかということをお伺いを1点目の質問とさせていただきます。

○議長

管家市長。

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴においでいただきまして心から感謝申し上げます。きょう、あす、あさつての3日間に渡りまして9名の議員の皆様から一般質問をお受けすることになっております。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

市政運営の根幹にかかわる質問には、私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問に対しましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えますのでご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

まず、先ほど二宮議員から、市民検討委員会の概要についてというご質問がありましたので、そのことについて回答申し上げたいと思います。

市民検討委員会は、小規模多機能自治活動による自主自立の地域社会づくりを図る拠点施設のあり方や方向性について検討し提案いただくことを目的といたしております。現在、委員数は34人で構成されており、本年1月に設置し協議をスタートさせたところです。

検討委員会には、市議会議員をはじめ、各代表区長や公民館長、地域づくり団体の長や教育委員、社会教育委員など幅広い分野でのご活躍をされている方々にご参加をいただき、多様なご意見を反映できる組織としています。また、市民の公募枠から4名の方にもご参加をいただいております。

これまで2回の検討委員会を開催しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

を受け、3月以降、3回目の検討委員会を開催することができず、ようやく6月21日に開催する準備を進めているところです。

今後も定期的に検討委員会を開催し、地域づくり活動センターの機能や人員配置について検討を進め、令和3年4月に答申をいただく計画としております。

地域づくり活動センターの運用開始時期は、当初令和4年4月を予定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な協議の時間が確保できない状況となっております。また、新型コロナウイルス感染の収束時期も見通せない状況であります。

これを踏まえて、地域づくり活動センターの運用開始時期を令和5年4月に延期することとし、その間十分な準備、検討の機会としたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

今市長から説明ありましたように34名の方で構成されているということでございますけれども、またスケジュール等も示されており1年延期というふうなことを今伺いました。

この市民検討委員会で時期ごとにそれぞれやることは決まっているんでしょうけども、特に、この市民検討委員会委員の皆さんに検討していただきたい主なテーマは何か質問させていただきます。

○議長

管家市長。

○管家市長

主な検討項目でございますが、今後の各会議でのテーマとして掲げているものがございます。

1つは、地域づくり活動センターに備えるべき機能、センターへの人材配置について、公民館がない地域への地域づくり活動センターの設置について、地域づくり活動センターに設置の箇所について、指定管理者制度の導入について、それと分館制度の取り扱いについて、この6つの点を協議

のテーマとして考えているところでございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

テーマ6つということだったんですけども、この中で分館機能については、分科会ということで今できているように思っておりますが、私はこの34人という人数とスケジュールを見させていただいたときに、約1年間答申まで期間があるということなんですけれども、今この6つのテーマを1年間でこの34人で議論をすると、8回予定してありますよね、8回のうち2回は終わっておるわけですから、いうたら6回です。1回に一つのテーマずつこなしたとしても、その1回だけで議論は終結になるかどうかはわかりませんが、単純に言えばそういうことになるわけですよ。いつも市民検討委員会とかそういうので思うのは、人数はたくさんいても議論がなかなか出てこない、行政主導で進んでいって、そのまま何しやべって終わったのかなと、委員の立場からしたらですよ、そういうことが多いわけですよ。ですから、34人もいらっしゃるし、それぞれのスペシャリストもおられると思いますので、例えば議会においても18人が3つの委員会に分かれてそれぞれ調査研究をするように、市民検討委員会の皆様にもそれぞれ分かれていただいて、テーマを議論していただく、それを持ち寄ってまた次の議論に進むというふうなことがいいのではないかなと思うんですけれどもその点はいかがでしょう。

○議長

管家市長。

○管家市長

委員会の持ち方についてご提案をいただきありがとうございます。

先ほど申しました6つのテーマにつきましては、場合によっては2つを一遍に考える、そういう場もございますし、議員が言われましたように、会議の中で役割分担をするという方法もあると思いますので、今後検討をさせていただきたいなと思っております。

最後に言いました分館制度の取り扱いについて

は、議員が言われるように、特別な分科会をこの分館、特に三瓶地区の分館問題でございまして、三瓶地区の方、そしてそれ以外の方を含めて、特別な会をもって、その会ごとにこの会議をするというような方法で今検討しておりまして、中身を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

そういういろんな方法を取りながら、この検討委員会で、実のある内容のご提案をいただける環境を、事務局持っております担当課にも指示をしまして会を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

ぜひ委員の皆様が積極的な発言の中で議論が進むような運営をお願いしたいなと思っております。

この小規模多機能については、将来の人口減少ということで、それぞれの集落の維持が難しくなっていくということが多分前提で進んでいくんだらうというふうに思っているわけですが、今27の組織というか地域があります。それをメインに西予市のまちづくりをつくっていかうということですが、私前回の3月定例会でも代表質問で言いましたように、人口減少はもうわかってるわけですよ、20年先にはこのぐらい、40年先にはこのぐらいということで、それを踏まえて多分されてると思うんですけども、この27組織の中で急激にやっぱり減るところもあると思うんですよ、割合早目にね。だからそういうところをしっかりと考えた、人口減少をどのように考慮した上で進めておられるのか質問させていただきます。

○議長

管家市長。

○管家市長

人口減少に伴う地域づくりセンターのことについて、また、それに伴って今考えている27の地域というものの考え方を柔軟的に考えなければいけないのではなからうかというようなご提案であったと思いますが、第2次西予市総合計画によりま

すと、20年後、2040年において、西予市の人口は、中位推計で2万4726人となっております。現在より約1万2000人少ない人口になるという推計を立てているところでございます。

西予市合併からこれまでの人口減少の推移を見てみますと、平均して毎年630人程度の人口が減少していることがわかります。

地域づくり活動センターには、人口減少を受けながらも地域課題を発見し、地域活動を通して課題解決への取り組みを行うことが求められます。これらの活動を続けることで人口減少のスピードというものを緩めることにつながると思います。

やはり各地域によってそれぞれ人口の問題も違いますし抱えている課題も違います。そういうものをするによりまして、小規模多機能自治の推進により、私は人口減少対策を具体的に取組もうとしている現時点で、センターの統合は今のところ想定はしておりません。今の中で、委員会の中で、こういう規模で拠点をつくったらという答申を受けて、その中で決定をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今回の地域づくりの拠点においては、行政からも人材を派遣していくということでございますので、実際にスタートするのが令和5年ということは3年先になるわけですよ、その時点でも多分ある程度今よりは減ってる地域というのは絶対見えてくると思いますんで、そこのところはやっぱり柔軟に、27にこだわらずにやっていただきたいなと思うのと、組織が、例えば27が24ぐらいになったら3人だけでも職員の配置は少なくても済むわけですよ。そういうことも踏まえて、5年先で、7年先で考えないかんのやったらもう今しとこうと、そういうふうな柔軟な対応をぜひお願いしたいなと思っております。

そして、今回の地域づくり、私も今回の選挙の中で改めて西予市内を回らせていただいて、海から山までいろんな地域があって、西予市の広さを

改めて実感したわけですが、やっぱり今その地域の状況が違うということは、必要な施策がやっぱり変わってくるという、そういうことで市長が小規模多機能自治に多分取り組んでおられるんだろうというのは思いますし、私も必要なことと思っております。

そこで、その話の中で、営利的なこともできるんですよというふうな話もご説明がありました、地域づくりの拠点がね。そうすると、この組織の形態はどうかかなど。例えば、いろんな事業したいときにお金借りないかんというふうな事態も出てくるんじゃないかと、そこの地域によたらね。そういうときには、例えば法人化をせないかんのかとか、そういうふうなこともあると思うんですけども、そういうところの考え方はどのように思っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

まず地域づくり活動センターの組織について、今私どもが考えておりますことについて述べさせていただきますと思います。

市長部局に位置づけることを検討しております。センター長を1名、行政業務の事務を担当する職員を2名、そして地域づくり業務を行う地域任用職員を1名程度配置する計画でございます。

地域づくり活動センターにおいては、地域課題に応じたさまざまな取り組みが可能になるように検討を進めておまして、先ほど議員から言われました営利活動も一つの活動であると思っております。営利活動を進める上で地域づくり組織による法人化というものも必要になるかと思われま。法人化が必要な地域づくり組織につきましては、法人化に向けた手続等に対しまして、必要な支援を行政としても行いたい、そのように今考えておりますし、先進的な活動の中では、こういう活動を推進しているところもございますので、そういうところを参考にしながら、行政の支援の方法等も十分考えていくところでございます。

以上です。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

次に、この全体的なスケジュールの概要という中に、先ほど市長のテーマの中にはなかったんですけども、このスケジュールが変わる前ですけども令和3年度に条例整備というのが入っております。この条例整備というのはどういう条例のことを想定されておるのでしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

地域づくり活動センターに関する条例の整備制定について申し上げたいと思います。

今、市が描いております地域づくり活動センターは、行政と地域住民協働で運営するものであり、その理念は、いわゆる自治基本条例の考え方と合致するものです。

しかしながら、西予市では最上位計画として、第2次西予市総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政の運営を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを推進しており、小規模多機能自治はこの計画をもとに推進をさせていただいております。

したがいまして、西予市においては、地域づくり活動センターに関する条例を単独で整備する計画であります。市民検討委員会の答申も踏まえて、令和4年度中に制定していけるよう検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今、市長言われました自治基本条例ですけども、これまでも平成26年には当時の松島議員がつくったらどうかという質問をされましたし、私も平成29年に市民との協働の中で自治基本条例をつくるべきではないかというふうなことを質問させていただきました。

そのときにも今言われましたような総合計画というのがあって、本市としては必要であるかどうかも含めて研究させていただきたいと、同じような答弁だったわけですが、やっぱり今こう

いう小規模多機能を進めておられるところについては、自治基本条例またはまちづくり基本条例とか、そういうふうな名称は違いますけども、そういう条例をつくっておられます。住民自治と団体自治の理念と原則を定め、行政運営、議会運営及び地域社会の公共について、基本的考え方と仕組みを定めるものであり、最高規範性を持つ条例というふうな認識をされておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、市長の公約の中の市役所改革について質問させていただきますが、イメージ的に市役所改革というのはどのようなイメージを持たれておるのでしょうか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの市役所改革に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

暮らしてあんしんが体感できるまちづくりを実現するためには、豪雨災害からの復旧・復興を最優先に取り組みながら、社会変化や市民ニーズを的確にとらえ、行政サービスの質の向上を図ることが一層重要になってまいります。

一方、今後の社会情勢に目を向けますと、厳しい財政状況が見込まれる中で、職員数の削減は避けては通れない課題であり、これを解決するためには、現状の組織体制や人員配置、働き方も大きく見直す必要があるかと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策の中で、新しい生活様式、働き方の新しいスタイルがうたわれており、そのためのICTインフラの整備、活用がさらに進んでいくものと思われます。

当市では、こうした動きと連動しまして、さらに先の展開も見据えた中で、市民サービスの向上に資するICTを活用した業務改善、オフィス改革に取り組もうと考えております。

また、こうしたICTインフラの整備による新しい職場環境、業務の新しい進め方に対応し、公務の能率性、効率性を向上できるよう職員の意識改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまの総務部長の答弁に補足をさせていただきたいと思っております。

今後のICTインフラの整備でございますが、国の2次補正による地方創生臨時交付金の追加分を活用し推進したいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、出生や転入転出などの各種申請手続、あるいは相談などの基本的な住民サービスをオンライン化し、市民の皆様へ、よりの確、スピーディーに、また、より身近な場所で提供できる窓口業務の抜本的な改善、そして、市が主催する各種会議や講演会などを開催場所以外の最寄りの支所や公民館などで視聴し、また、参加を可能とする仕組みであります。市民生活において利便性の向上が図られ、さまざまな場面での活用を視野に入れて整備を進めていきたいと考えております。

また、この取り組みは、地域づくり活動センターにおいてさらにその効果を発揮すると期待されております。既存の価値観や前例、そして自治体間の横並び意識といったものに縛られず、改革・チャレンジ精神をもって、西予市の特性を生かした独創的で質の高い政策に果敢に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

すいません、1問項目飛んでおりましたが、後でもう1回質問しますんで、先に市役所改革を進めさせていただきます。

今、市長からも、総務部長からもご答弁いただきまして、ちょっと楽しみなオフィス改革かなというふうには思っております。

ただ市役所改革、市長が、当選のときの記者会見だったですかね、言われた「できないことよりもできることを考えるようにしたい」というふうなことで、私もぜひそれをやっていただきたいと思うんですけど、今言われたオフィス改革、ICTも含めてですけども、それはそれでももちろん必

要なことだと思うんですが、一番はやっぱり市民から見た市役所改革はマインドの改革じゃないのかなと。今ほど言いましたような、市長が、できないことよりもできること、本当にそれを職員全員の人が共有してもらえようようなマインド改革ができるのが一番じゃないかなと。それを市民の人が望んでいるのではないかと私自身は思っておりますのでぜひお願いしたいのと、今全国いろいろなそういう公務員改革とか、市役所改革また公立病院改革等の中で、外部人材を登用されているような自治体等もあるように思いますけども、そういう外部人材を登用するようなことは考えておられますか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

外部人材の登用に当たりますとは、民間視点や経営感覚の導入、また、職員の意識改革、組織活性化などが期待されるところでございます。

このことから、西予市では平成26年度から市政の高度な政策的事項や専門的事項の推進を図るために、専門的な見地から助言や提言をいただく政策アドバイザー制度を導入いたしております。さらには、国や県からの人材支援、また人事交流、会計年度任用職員、職員OB、そういったさまざまな視点や能力と経験を有する人材を活用し変革に取り組んでまいりたい、意識改革もあわせて行いたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

よろしく申し上げます。

ちょっと一つ前に戻りまして、人材育成について質問させていただきます。

どのような人材育成の方法というか、イメージをされているのかお聞きをいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

今ほどの人材育成の質問についてお答えさせていただきます。

現在検討中の地域づくり活動センターには、地域課題の発見や地域課題を解決に導く役割を担う地域任用職員を配置する計画がございます。この地域任用職員につきましては、多様な地域課題を解決するために地域とのコーディネート役を担うなどの地域づくりに関する専門的なスキルが求められております。

市長も掲げられる目標の中に人材育成がありますけれども、今回の地域づくり活動におきましては、そうした地元の地域づくり活動を推進する人材育成を行うために、地域リーダー養成塾を開講することといたしております。

具体的には、令和3年度から定員20名程度の養成塾を開講する予定でございます。公募によりまして塾生を募集し、対象は高校生以上の市民ということで幅広い年齢層からの参加を想定いたしております。年間を通じた講義、また、地域づくりの現場実習のほかに先進地研修なども行うことで、地域づくり活動の原動力となる人材の育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今、定員20名というご説明でしたけれども、27の地域づくり組織があって、次の世代、次の世代の人材もつくっていかないかんとことを考えたときには、ちょっと20名少ないんじゃないかなと。また、公募ということですけども、希望が多かったら増やすのか。また、1期終わってまた次やるのか、そういうところの制度はいかがでしょうか。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この地域リーダー養成塾につきましては、これから具体的な制度設計を始めるところでございます。先ほど申し上げました20名という定員につきましても、今後の情勢等々を考えますと定員については当然増減もあろうかと思えますし、今後の

塾の進め方につきましても、単年度にするのかもしくは複数年度に渡っていろんなことを研究、改善していくのかといったことにつきましてはまた、今後さらに詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

よろしくお願ひいたします。

この一番最初に質問させていただきました地域づくり活動センターについては、令和5年4月スタートということですが、このスタートしたときに、市民の人がどれだけこの組織に向いていただいているかということが一番大切なわけでございます。この3年という期間を少しでも、巻き込んでいくといった言葉ちょっと違うかもしれませんが、興味を持っていただいたり、参画していただいたり、知恵を拝借したり、そういうふうなことで、やっぱり本当の意味の協働ということが、この令和5年4月からスタートできるような検討委員会であっていただきたいし、行政の、市長の手腕をぜひ期待したいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは次に、大きな2番目の市民サービスについて質問をさせていただきます。

ここは、私が今まで3期12年の中で、一般質問とか委員会等でそれぞれ市民の皆様の声を聞いたり、我々公明党の議員の取り組みの中から質問させていただいたようなことを、進んできたことではあるんですけれども、今回また改めて、一歩前に進めたいという思いで質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1番目の中学生までの通院医療費の無料化でございます。この取り組みについては本当に、今2,000円以上が無料化ということで大変喜んでおられると思うんですけれども、この制度が始まるときに、もう2,000円やったら完全無料化にしたらいかがですかというふうな質問をしたときに、宇和島市が3,000円なので2,000円でやらしてくださいというふうな答弁をされまして、仕方がないかということで私も納得をしてスタートした

というふうに記憶をしております。

県内を見ておられますと、松山市がやっことし1月からスタートしましたけども、松山市は完全無料化ということで今スタートをしております。そして先ほど言った宇和島市も来年からは完全無料化でやるというふうに言われておられて、私も公明党の議員団の中で、他市の状況を聞きましたら、八幡浜や大洲も宇和島がするんやったら、うちらもせないけんかなというふうに言っているというふうには聞いております。西予が一番遅れたらやっぱり市民の皆さんにも申しわけないので、ここは完全無料化を思い切ってやっていただいたらいいんじゃないかと思うんですけれどもお考えをお伺ひいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

中学生までの完全医療費の無償化についてお答えをしたいと思います。

この問題については二宮議員、この議会の中で何度もご質問いただきましたし、その他多くの議員の皆様から質問等をいただきました。そしてその都度少しずつではありますが、改善をして現在に至っているところでございます。

私個人としましては、本来児童医療の無償化というものは、幼児教育・保育の無償化と同様に、国が補助制度などを整備して対策を講じる必要があるということを考えております。

しかしながら、市民の皆様の声、そして、県内自治体の動向を鑑み、令和3年度に向け小学生・中学生の通院医療費の完全無償化の実施について、その財源の確保を前提として準備してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

力強い答弁だと、前向きな答弁だというふうに理解をしておきます。できればやると言って欲しかったのですが、気持ちはやるというふうにとめておりますのでぜひよろしくお願ひいたしま

す。

次2番目ですけれども、ふれあい収集事業について質問させていただきます。

まず利用状況はどうか教えていただきたいと思えます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

西予市ふれあい収集事業の利用状況についてお答えをいたします。

この事業は平成29年度から開始し、令和2年4月末現在において、入院等による休止を含め市内で79世帯が利用されており、内訳といたしましては、明浜地区10世帯、宇和地区24世帯、野村地区17世帯、城川地区14世帯、三瓶地区14世帯となっております。平成29年度末時点の利用世帯の合計は41世帯でございましたので、年々増加しており制度の浸透が図られてきたものと考えております。

次に利用回数ですが、令和元年度の実績で最も多い世帯で年間52回、少ない世帯で年間6回の利用となっており、全体の平均では、1世帯当たり月2回から3回程度利用されている状況となっております。

なお、この事業に係る収集運搬委託料は、令和元年度実績で年間353万5000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

当初の41世帯から79世帯の方がご利用されているということで、広まっていることに対しては本当にありがたく思っております。

国もこの地方のこういう状況を今察知してくれまして、この間総務省のホームページを見させていただきましたら、ふれあい収集事業、名前は違うかもしれませんが、高齢者のこういうごみを集めに行くという、こういう事業をしている自治体に対して、その事業費の半分を交付税措置しますよというふうなことがホームページに載っておりますし

た。

ここで今部長の答弁によると350万円余りですから約半分の170万円ぐらいが交付税として返ってくるというふうな計算になるわけですがけれども、今から高齢化も進んできて、ニーズも段々と多くなると思いますので、国がそういうふうに入力してくれればということ、西予市はもう一歩進んで負担ゼロとかというふうな考えがないのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ふれあい収集事業の利用料についてお答えをいたします。

利用料につきましては、西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第13条に規定しており、1回につき100円となります。利用料の請求方法につきましては、4月から9月分を上期、10月から3月分を下期として、年に2回利用実績に応じて請求させていただいております。

なお、令和元年度の利用実績額は年額で1世帯当たり600円から5,200円、月額では50円から430円となり、利用者からご負担いただいた年間の利用料の総額は21万4800円でございます。

この事業に年間約350万円の収集運搬委託料を必要としており、利用料は受益者負担の観点からご負担いただいております。1回100円という低額の料金に設定しており、利用者1世帯当たりの平均利用額が月約260円でございますので、現時点では無料にすることは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

この事業は、当初隣におられます酒井部長が担当のときにいただいた事業ですけれども、その金額もそのときお聞きしまして、年間5,000円弱ぐらいだったら仕方がないかなということでスタートしたわけですがけれども、国が、先ほど市長が言われた、全部持ってくれたら本当は一番いいんですけどね、そここのところは、僕も将来を期待するというので、国がこういうふう

進めてくれるのももちろんですが、高齢化は進んでいくわけですから、行政としてはもっともっと普及をしていただくというか、利用者を増やしていただけるような啓蒙をぜひお願いしたいなと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは次に3番目ですけども、高齢者の路線バス利用助成事業について質問させていただきます。

宇和島自動車を利用されているところへの260円以上の無料化ということになると思うんですけども、この利用状況についてお聞きをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

高齢者路線バス利用助成事業の利用状況についてお答えをいたします。

高齢者路線バス利用助成事業は、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的に、平成26年度から通院及び買い物等の交通手段の一つとして、公共路線バスを利用される場合に運賃の助成を行っております。西予市の住民基本台帳に登録がある満70歳以上で、利用を希望する方が対象となります。助成額は、対象路線のうち西予市区域内で乗車1回につき運賃の額が250円を超える場合に運賃の2分の1を助成するものでございます。

利用状況でございますが、令和元年度の実績では、申請者が796人で、延べ1万7541回の利用となっております。また、助成金額は469万8210円でございますが、利用者及び助成金額ともに年々減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

西予市は、以前より生活交通バスということで、市内の公共交通体制を整備していただいておりますけども、そこも昔は野村、城川が100円やった時代もあったんですが、今は距離によって運賃がかかっておりまして、今言われた路線利用

助成事業以外の要するに西予市の生活交通バスで乗ると、これ以上の負担をされてる方がおるといふうなこともちょっとお聞きしております。そうすると整合性がどうなのかなというふうに思うんですけども、同じような、足きりやないですけども、260円以上というふうな考え方はできないものかちょっとお伺いをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

生活交通バスとの整合性についてお答えをいたします。

生活交通バスは、民間路線バスが運行していない地域において、通院や買い物など日常的な移動に不便を起さぬよう生活交通手段の確保を図ることを目的に運行しております。料金は低廉で、持続的な公共交通サービスを提供していくために必要な料金体系を基本としまして、10キロメートル未満の区間は150円、10キロメートル以上20キロメートル未満の区間は300円、20キロメートル以上30キロメートル未満を400円としております。

生活交通バスとの整合性でございますが、例えば、生活交通バスの料金は、西予市役所から游の里温浴施設までの場合、距離が15.7キロメートルありますので300円となります。この区間の宇和島バスの料金は650円であり、高齢者路線バス利用助成事業に置きかえますと330円となります。城川町の伏越地区から野村病院までは、生活交通バスの料金は、距離が20.9キロメートルありますので400円となりますが、宇和島バスの料金では830円となりますので、高齢者路線バス利用助成事業では420円となります。以上のことから、生活交通バスと高齢者路線バス利用助成事業は同程度の負担となっております。

今後とも、生活交通バスとの整合性を図りながら、交通弱者を中心とする市民の日常生活に即した公共輸送手段の確保に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

わかりました。料金もそうですけども、やっぱりきめの細かい公共交通というのが、段々こう変化をしていかなければならないというふうに求められていると思いますので、そこのところも、値段に見合ったサービスをぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に4番目ですけれども、投票率についてお伺いをいたします。

今回西予市議会議員選挙、また市長選挙がありまして、投票率は65%を少し割り込んだというふうな状況でございました。今回の場合は新型コロナウイルスの感染拡大で、外出自粛の中での選挙ということもありまして、低くなるのは予想されておったわけですけれども、合併前を考えますと約90%近くあったような各町の投票率が今65%、全国都会見たら、市長選挙でももう4割切ってるところがたくさんあるような状況から比べるといいのかなと思うんですけれども、やはり4年に一度市民の皆様が市政に直接参加できるのが投票でございませう。

その投票率をやっぱり上げていくということも市の使命ではないのかなと思うわけですけれども、何度か委員会やここでも投票率、投票所の工夫とかいうことも質問させていただきましたが、今全国見ておりますと、こういう過疎地域等に投票所を持って行って投票してもらおうという移動投票所というのを導入されているところがあるんですけども、以前には移動手段として、例えば学校再編でたくさん導入したスクールバスを利用して、投票所への移動をしたらどうかとかいう質問をしたことあるんですけども、何らかの手段、行政として投票率を上げる手段はないのかなと思うわけですけれども、移動投票所も含めて質問させていただきます。

○議長

一井選挙管理委員会書記長。

○一井選挙管理委員会書記長

初めに、以前二宮議員からご質問いただきました期日前投票宣誓書の改善につきましては、昨年7月執行の参議院議員通常選挙から入場券はがきの裏面に宣誓書を印刷させていただいております。

これによりまして、自宅等での事前の記入が可能となり、投票所での受付時間が短縮されるなど、期日前投票の利便性が図られ、投票行動、投票率の向上につながっていることにまず感謝を申し上げます。

それでは、移動投票所の導入についてお答えをいたします。

車を利用いたしました移動期日前投票所でございますけれども、全国的には選挙人人数が減少する小規模集落において、投票所の統廃合が行われたことにより、代替策の要望や投票率の低下の懸念を背景に選挙人の投票機会を確保する対策として実施されている事例が見受けられます。

西予市では、平成30年11月の愛媛県知事選挙において、増設投票所の板ヶ谷公会堂が豪雨災害で被災したため、その代替策として10人乗りワゴン車の車内で投票する取り組みを行いました。

集会所が復旧するまでの試験的な取り組みではございましたが、有権者32人のうち15人の方に投票していただきました。しかしながら、狭い車内での投票や乗り降りに高齢者の方がご苦労されていたことや待合時における車外での防寒対策、悪天候時の対応等の課題も多く、本格的な実施には至ってございません。

西予市においては、6カ所の期日前投票所に加えて9カ所の増設期日前投票所を設置し、投票機会の確保対策を講じていることから、現状での導入は見送ることといたしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

移動投票所というのは一つの提案でありまして、要は投票率を上げるために何かの手を打ってほしいということでございますので、今後また検討をぜひお願いしたいなと思います。

それでは5番目ですけれども、市営住宅について質問させていただきます。

市営住宅について、入居のときに保証人が2名いるということで、私も以前委員会等でも何とか

1名にならんのかというふうな質問もしたことがあるんですけども、先日ですかね、新居浜市が何か市営住宅の保証人なしというふうなことを決めたということを見て、いろいろ調べてみたら、幾つかの自治体でそういうところが今増えてるというふうなのを確認しましたんで、西予市もできないかということで今回改めて質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市営住宅の入居手続に必要な保証人についてお答えいたします。

現在、市営住宅の入居におきましては、西予市営住宅管理条例に基づき、使用契約書に連帯保証人2名の連署を求めているところでございます。この保証人につきましては、以前より保証人の確保が難しいなどのご相談を承っているところではございますが、本年4月からの民法改正により、保証人の債務につきましては、その極度額を設定することとなり、負担の軽減が図られているところでもあります。

このように、保証人の取り扱いにつきましては、それぞれ検討がなされている中、愛媛県や県内自治体におきましても、保証人の人数を減らしたり、他の条件等を踏まえ保証人を不要とする自治体もございます。そのような状況でありますので、本市におきましても保証人に関して、入居希望者の負担を軽減できるよう見直しを行い、災害公営住宅への入居にあわせて条例改正をするよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

ぜひ実現をしていただきたいと思いますと思っております。

ちょっと時間がなくなりまして、あと大きな2問あるんですけども、ちょっと足りないと思いますので、医療部長申しわけないんですけども、次回にさせていただきます、また委員会で質問さ

せていただきたいと思います。

最後になります。

教育のICTについて、もう簡単に1点だけ質問させていただきたいんですけども、今回GIGAスクールということで補正されておりますけれども、今文科省が進めようとしているGIGAスクール構想について、今回の補正でどのぐらい進捗して、西予市は将来どのようなGIGAスクール構想というか、リモート授業ができるような体制になるのか概要だけちょっと部長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想の進捗状況はということではございました。国の児童生徒1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想であるGIGAスクール構想に基づきまして、西予市では、児童生徒用のパソコン1人1台の整備として2,430台のノートパソコンの導入、また、それにかかります無線LAN等、学校内通信ネットワークの整備を行うよう計画をしております。

これらにつきましては、本議会の補正予算に上程をさせていただいております、これから整備を始めるという状況であります。学校内の導入整備につきましては、本年度、令和2年度中に行う予定でございます。

これらのことにつきまして、今後ですけれども、実際にリモート授業、いわゆる遠隔授業ですけれども、これが実際に行えるのかというところでありますけれども、これにつきましては、今回整備をする児童生徒用のノートパソコンを家庭のインターネットへ接続をして行うことを想定しております。可能な限り早い時期にできるよう進めていきたいと考えておりますが、ノートパソコンの導入が本年度末となりますため、令和3年度を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

今回補正で出ておりますのでぜひ委員会でも説明してあげていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

時間がホント足りなくなって申しわけないなと思います。

以上で一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時01分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

山住部長。

○山住政策企画部長

先ほど二宮議員の質問に対しまして市長が答弁いたしました市民検討委員会の第3回の日付、6月21日と答弁いたしましたけれども、これにつきまして事務方の連絡調整ミスがございまして、6月22日が正しい日付でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長

次に、2番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

○宇都宮久見子議員

改めましておはようございます。宇都宮久見子です。

議長より一般質問の許可をされましたので、通告に従いまして質問いたします。改選後初めての定例会ということで身の引き締まる思いであります。

本定例会では、議員、理事者ともにシルク博物館でつくられたシトラスリボンを左襟につけています。当たり前と思っていた普段の暮らしを揺さぶっている新型コロナウイルスですが、感染者や回復した人、濃厚接触者、医療従事者やその家族の方などに対し心ない言動や不当な扱いがあるとの報道を目にすることがあります。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見があってはけません。今やいつでも誰でも感染のリスクはゼロではない中で、コロナ化のその後も視野に入れて、暮らしやすい地域を目指していきたいという

思いでシトラスリボンをつけ、新型コロナウイルスに対する質問をさせていただきます。

医療現場の最前線で新型コロナウイルス感染症の対応に当たられている医療従事者、医療機関の皆様には心から敬意を表し感謝申し上げます。

まず初めに、西予市民病院、野村病院について、新型コロナウイルスに対しどのような対策を行っているのかお尋ねいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えいたします。

両市立病院では発熱外来を設置しまして、受診・検査される方、付き添いの方においては、体温測定をしていただき外来診療を継続してまいりました。3月からの学校休業の対応といたしまして、病院業務に支障が出ないよう医療従事者確保の観点から、臨時的な措置といたしまして、西予市民病院ではスマイル保育園を、また、野村病院では医師住宅を利用して、看護師等の医療従事者の子どもの預かり保育を実施してまいりました。また、病院内の感染対策のため、外来待合ロビーでの患者間の距離（ソーシャルディスタンス）をとるよう座る位置への配慮や定期的な換気を行い3密回避に心がけているところでございます。

2月中旬からは、面会者に対しまして、体温測定や人数の制限を行いながら対策を行ってきたところですが、現在は、入院患者等との面会を禁止させていただいておりますので、市民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、感染対策のためご理解をいただければと思っております。

職員個人による感染防止につきましても、体調管理や手指消毒等の徹底や感染リスクが高い地域への移動の自粛を行うことなどによりまして、病院内にウイルスを持ち込まない対策の徹底に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

スマイル保育園や医師住宅を利用して預かり保

育をされたということでしたが実績を伺います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

西予市民病院が3月9日から5月22日の間の必要な日に実施しまして、延べ利用実績が49人、野村病院では3月5日から6日の間実施しまして、延べ利用実績は4人というふうになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今回の経験を生かし、今後不測の事態が起こった場合も速やかな対応ができるようよろしく願いいたします。

先ほどの答弁では、院内感染等の対応をご説明いただきましたが、一般の患者さん、外来や定期的に通院されている方々への影響も懸念されますが現状と対策をお尋ねします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

両病院への外来患者の皆様には、状況による変更も随時行っているところではございますが、玄関前での全員検温を実施し、37度5分以上の方につきましては、看護師を呼び対応することで院内へのウイルスの持ち込みに対し細心の注意を払いながら一般外来の方の診療を行ってまいりました。感染状況や国や県の指針や対応も参考にしながら、受付での飛沫飛散防止シートの設置、手指消毒、マスク着用依頼など、待合室などで3密にならない工夫など、感染防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

いろいろと対応をされているようですが、通院や病院に行くこと自体が、コロナ感染リスクから不安な方もいらっしゃるかと思います。外来患者数の減少などはなかったのかお尋ね

いたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

両病院とも外来患者数は減少しているところです。4月から5月末までの状況でございますが、おおよそ15%程度、両病院ともそれぞれ平均で1日当たり30名程度減少しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

今後の見通しにつきましては、収束が見通せず長期化する感染対策のため、医療従事者への負担は大きくなっていくというふうに考えております。医療崩壊を起こさないためにも、国・県や医療機関との連携した対応をとりまして体制を強化してまいりたいと思います。また、広報紙やCATV等を活用しながら、引き続き市民の皆様にも市立病院における対応状況をお知らせし、ご理解とご協力をいただきながら、あわせて感染予防対策の周知、啓発を行ってまいります。

国・県でも段々と自粛要請が解除されつつありますが、新型コロナウイルス感染症の感染対策は、ワクチンが開発されるまで今後しばらくは続く予想されております。一気に警戒が緩まないよう注意するとともに、感染拡大回避行動である「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「県外の外出注意と3密回避」を実践、定着いただくことにより、最前線で働く医療従事者負担軽減をお願いしたいと思っております。

また、過酷な現場で治療に当たる医療従事者への理解、配慮もいただきながら、引き続き1日も早い新型コロナウイルス感染症の収束にご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

引き続き感染予防の周知、啓発をお願いしたいと思います。

次に、市内にある社会福祉施設の対応がどのようになっているのか伺います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

市内の社会福祉施設における現場の対応についてお答えをいたします。

市内社会福祉施設における各法人、事業所におきましては、国の指針や県及び市の取り組み事例などに習い、マスクの着用や消毒作業の徹底、職員の健康管理や行動に関する取り決めを行い、感染予防とリスク分散に努めていただいております。

市といたしましても、クラウドサービスを活用した情報発信や注意喚起、また、各法人との意見交換をするなどして、感染症対策を含めた共通理解を深めるよう努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

では、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

市内社会福祉施設における今後の見通しについてお答えをいたします。

高齢者、子ども、障がい者など、何らかの支援を必要とする方が利用する社会福祉施設には、感染症も含め、災害時等においてもそれぞれに必要な支援を途切れさせることなく継続して提供することが求められます。

しかしながら、県内の事例でもありましたように、社会福祉施設の中でも、特に入所系施設において感染者が発生した場合、サービスの提供を維持するためさまざまな課題が浮き彫りになりまし

た。特に、サービス継続のための職員の確保は困難である上、スピード感を持って対応しなければクラスターへ発展するリスクを含んでおります。

このことに鑑みて、みずからの施設だけでは対応できない場合の共助として、先般、市内5つの社会福祉法人及び西予市福祉事務所並びに西予市野村介護老人保健施設つくし苑との相互応援協定を締結いたしました。

今後は、この協定に基づき応援活動が適切かつ円滑に展開できるよう協定の実効性を高めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今いただきました答弁の中で、相互応援協定を締結したとのことですが、協定内容をもう少し詳しくご説明願います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

相互応援協定の内容についてお答えをいたします。

協定では、応援に必要な人材の派遣や資機材及び物資の提供、食料や飲料水、生活必需品の提供など、サービスを維持するための応援に必要な事項を定めております。また、円滑に応援、受援の体制がとれるよう、要請に必要な書類や連絡方法などの手順も定めております。全国の事例を見ましても、福祉施設はクラスターが発生しやすい環境にあると言えます。日ごろからの感染予防、リスク分散の取り組みに加えて、支援体制のさらなる整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

医療機関、福祉施設等は感染リスクやクラスター発生が大変心配です。さらなる整備に努めたいと答弁いただきましたが、従事者の方々への精神的、肉体的な配慮も十分に踏まえていただきたいと思っております。

次に、児童、生徒、保護者の方々からさまざまな不安や心配等が出ておりますが、小学校、中学校のコロナ対策についてお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

学校の対応と現状というようなことであろうと思いますが、市内小中学校では、国の緊急事態宣言を受けまして、4月20日から5月24日まで臨時休業といたしました。その間、5月12日から5月21日までA・Bの2つのグループに分け、分散登校により児童生徒は4日ずつ登校する段階的再開を行ってきました。5月25日から完全再開といたしまして、同時に中学校においては部活動も再開をしております。部活動は、3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合わせるということといたしまして、段階的に活動制限を緩和していくということとしております。

現在、学校では3密を回避することを徹底するとともに、マスクを着用するだけでなく、スクリーンやフェイスシールドなどを活用して、児童、生徒、教職員が感染することがないように配慮しながら教育活動を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

休業中はどのような対応をとられていたのかお伺いいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

臨時休業中の対応でございますけれども、この対応につきましては、定期的に家庭訪問や電話連絡等を行いまして、健康状態を確かめるとともに、学習のプリント等により振り返り学習や予習等により学習の保障を行ってきたところであります。また、5月12日から21日までの分散登校時には給食を提供いたしました。そして、分散登校日は、臨時休業中の登校日扱いといたしまして、授業日数には含めず、登校しない場合においては欠

席扱いとしない対応としてまいったところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

先日夏休みの短縮も発表されましたが、学力面について、部活動や総体、各種大会等が相次いで中止となっており、体力、精神面のケアについて、今後の学校行事のあり方も含めてどのような対応をされるのか今後の見通しをお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今後の見通しに関しましてであります。長期の臨時休業ということではございましたので、その間の学習のおくれを補い、学習内容の定着を図るなど、児童生徒の学習を保障するために7月21日から7月31日までの7日間と8月24日から8月31日までの6日間の合計13日を授業日といたしまして、夏季休業を短縮することとしたところであります。

また、中学校の市総合体育大会は、生徒にとって十分な練習期間や練習内容が確保できないこと、また、健康・安全が十分に確保できないことが懸念をされますので本年度は中止といたしました。

今後、部活動の練習内容は段階的に緩和することとなりますので、中学3年生の締めくくりとして、校長の許可と生徒・保護者の了解を得て、感染症対策や熱中症対策を行った上で、6月22日以降に3年生中心の交流試合を行ってもよいこととして計画をしております。

このほか、1学期で行う予定でした学校行事につきましては、修学旅行、運動会、集団宿泊訓練など、時期の変更が可能なものは2学期に移して実施の方向で調整をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

各方面において対応はとられているようですが、児童生徒、保護者の方の気持ちが十分反映されるよう対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

この新型コロナウイルス感染の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい現状にあるとの政府の判断が出ております。市内でも同じような状況となっています。毎日、国の方針がいろいろと変わっていく中で、各自治体も独自の施策をとられているのが報道されています。

そこで、まず市内業者への影響の実情調査をどのように行っているのかお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市では、3月11日に新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響についての意見交換会を開催し、西予市商工会及び東宇和農協の役員にお集まりをいただきました。その中で、市内の商工業及び農林漁業者への新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について意見聴取を行いました。

また、3月10日からは、新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口の設置を西予市商工会へ委託し、市内中小企業者等の経営相談や各種申請事務のサポートを開始していただきました。商工会と市をあわせて5月29日現在、延べ563件の相談を受けております。

アンケートなどの実情調査は行っておりませんが、個別相談の内容を分析し実情の把握に努めてまいりました。

以上、答弁いたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

563件と相談件数も多いようですが、どのような相談内容が多かったのかお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

相談内容の90%以上が資金、それから補助金、

申請のやり方、そういう相談でございました。

以上、答弁いたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

コロナウイルスの影響により経営できなくなった事業所、失業者の把握はしておられるのかお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市ではご質問のデータを把握しておりませんので、西予市商工会に依頼をし、いただいた資料によりますと、今年3月から5月の3カ月間において離職手続をされた方は50社、107人、また、6社が廃業となっております。そのうち1社、1名が受注減少の理由で廃業と聞いておりますので、新型コロナウイルスの影響によるものと推測されます。

しかしながら、残り5社及び106名の離職者につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で廃業、失業された可能性もあるとは思われますが、健康上の問題や年齢、後継者問題なども考えられることから、主たる原因とは考えにくい状況でございました。

以上、答弁いたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

何とか耐えてきた事業も急激な景気の回復は期待できず、これからの見通しが立たない中で、体力的にも厳しくなってくるかと思われませんが、市独自の貸し付けや支援策が必要となると考えます。

現在行っている独自の支援策はどのようなものがあり、今後どのような施策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま宇都宮久見子議員から今後の見通し、また、市の独自の取り組みはというご質問にお答

えをさせていただきます。

まず、県下的なことから触れさせていただきたいと思っておりますけれども、愛媛県では6月18日までを縮小期に向けた移行期間、そして、先週の知事の会見で6月19日から感染縮小期と位置づけられております。それに従って西予市もその取り組みをしているわけですが、今自粛要請等を緩和することが段階的に行われております。

しかしながら、現在も警戒期であることを念頭に、感染拡大回避行動や3密回避に心がけ、徐々にではありますけれども経済活動を回復していきたいと考えております。

市独自の施策として、まず取り組みましたが、事業継続が困難となっている中小企業者に対しまして、経営安定を図り、市内経済の活性化のために日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資を受けた事業者に対して、融資額の3分の1以内、上限50万円を補助する中小企業者等経営安定補助金を準備させていただきました。3月議会に20件分の1000万円の補正予算、さらに債務負担行為を設定させていただき、4月に入り専決予算といたしまして180件分の9000万円の予算措置を行いました。6月10日現在、申請が147件、7249万5000円、そのうち補助金振込の実績は100件、4962万9000円となっております、多くの市内事業者様の支援につながっているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う店舗リニューアル補助金、つながる西予！飲食応援前売り券として、商業振興商品券への助成などの支援、また、県と市の連携によるセーフティネット保証4号、5号の認定、新型コロナウイルス感染症対策資金における利子補給、国の雇用調整補助金の上乗せなどを行います。

今後につきましては、国には持続化給付金制度があります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者への給付金を給付されるものです。西予市内におきましては、売り上げの基準となります2019年の売り上げが平成30年7月豪雨災害により減少している事業者の方も多数おられることから、国の基準を下回る20%以上

50%未満減少している事業者への給付金、原則一律20万円の中小企業等経営安定給付金制度を考えております。

また、市内経済を回復させるため、せいよ買い物応援制度の2事業を創設したいと考えておりまして、それにかかわる予算を今回の9月議会で補正予算の追加として上程させていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

令和2年第1回定例会において、中小企業者等経営安定補助金が素早く実施され、市内外から高く評価をされたところであります。

しかしながら、コロナの影響が広がりを見せ、予想を上回る長期にわたって経済的に打撃を受けております。これからもさまざまな対策を素早くとっていただきたいと思います。

今ほど市長から説明いただきました飲食応援前売り券の登録店舗数と発行状況をお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

先ほど私の答弁の中で一部間違いがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど2事業の創設にかかわる予算を今回の9月議会と間違っていました、6月議会で補正予算を追加上程させていただくという間違いでございましたので訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

宇都宮久見子議員の再質問の飲食応援前売り券の状況について回答させていただきます。

6月9日現在のデータでございますが、登録店舗数が85店舗となっております。各店舗の販売につきましては、上限50万円の事業者が34事業者、20万円から30万円の事業者も同じく34事業者、10万円の事業者が17件となっております。

現在、上限50万円の34件のうち、数件でもう既に売り切れの状態になっているような状況でございます。議員の皆様におかれましてもたくさん協力をいただきまして、この応援券を使っていたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

6月1日からの販売でありましたが、既に売り切れの店舗もあるようでタイムリーな対策であったのだらうと感じます。

では次に、せいよ買い物応援事業をもう少し詳しく説明願います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

このせいよ買い物応援事業、名前はせいよG o T o 買い物キャンペーンと題して展開をしてみたいと考えております。

事業内容につきましては、市内事業者から参加事業者を募り、市内に住所を有する世帯が参加事業者で買い物などを行った場合に、買い物額に応じた応援金を支給、キャッシュバックを行うものでございます。支給される応援金につきましては、買い物などの証明書の合計が1万円以上5万円までとし、その合計額に応じて25%以内の額を給付するもので、1世帯の上限は1万2500円となります。買い物の対象期間は7月1日から8月15日までとし、応援金の申請期間は7月1日から9月30日までで、市役所本庁及び支所で受け付けを行います。

予算につきましては、1万8000世帯、上限1万2500円として、応援金は2億2500万円、そのほか人件費、印刷製本費等2億4000万円の予算措置を考えております。

市内事業者の経営に大きな影響を来していることから、市民の買い物などの支援を通して市内経済の回復につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

参加事業者数をどのくらい見込まれておられますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

当初200件を見込んでおりましたが、きょう現在で293件の事業者が登録をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

見込みより多いということで大変楽しみな事業でありますけれども、せいよG o T o 買い物キャンペーンの対象が7月1日から8月15日までと少し短いように思います。

その理由と市内には飲食店や商店以外にもたくさん業種がありますが、そこへの支援策はどのように考えておられるのか伺います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今回の施策につきましては、国から給付されております1人当たり10万円の給付がもう既に西予市では90%以上が給付されている現状でございます。このお金を素早く西予市の小売業者等に使用していただきたいというようなことも含めて7月1日から8月15日という短い期間としております。ぜひ早く市内で買物をしていただきたいと思っております。

それから、この券を使える事業者についてですけど、どのような事業所にも使っていただきたいということで、使えない事業者のほうが少ないように我々は考えております。その中で、使える事業者にはのぼり旗を立てますので、店の玄関先でそれを見てここは使えるなという判断をしていただくのが一番説明するのに簡単ななと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

そうした中で久見子議員が心配される、例えば旅行業の方は、8月15日までにこのコロナで旅行なんかできらせんぞというようなことがあるかと

と思いますが、そういう旅行社の方につきましては、旅行券を発行していただきまして、コロナが落ちついた後の秋口に旅行を行っていただくというようなことで領収書の提示をしていただくのでOKとしておりますので、そこら辺の説明もさせていただきます。

また、1カ月半で5万円分も酒は飲めんぞというような人もおられるかもしれませんが、先に5万円分買っていただきまして、毎月1ケースずつ家へ配達してくれということもOKにしておりますので、いろんな使い方があろうかと思っておりますので、ちょっと不安を感じられたら経済振興課へ電話をいただいたら、それは使えます、使えませんという回答させていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

ありがとうございます。

さまざまな消費が対象となっているようですので、たくさんの業種の参加を募り、広く告知して利用者の利便向上に向けた対応をお願いいたします。

次に、西予市でも大きな産業である第一次産業についてお尋ねいたします。

市内第一次産業の方々への影響の実情調査をどのように行っているかお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新型コロナウイルス感染症対策による影響は、経済活動の落ち込みや長期化に伴い、西予市内の第一次産業にも広がりを見せているところでございます。

第一次産業への影響調査につきましては、農業・畜産ではJAや直売所への確認や生産者等への聞き取りにより状況確認を行っております。また、水産業におきましては漁協に現況調査を行うとともに、市内の養殖業者への聞き取りにより状況確認を行っております。林業では、素材生産業者や木材市場、製材所等に確認をしております。

現状につきましては、野菜・柑橘では、大半の出荷が終わっていたこともあり、大きな影響は出ていませんが、花きにつきましては、消費の落ち込みやイベント中止などにより単価が下がっております。畜産業でも牛肉の販売単価が全国的に下落している状況でございます。水産業では消費の落ち込みにより出荷量が下がっております。また、林業でも流通の停滞により材価に影響が出ている状況でございます。

今後も状況の変化を見落とさないよう関係機関との連携により、現状把握と支援策の推進を行っていきたくと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

5月20日の臨時会において木材価格の補助が決定しました。山の多い西予市では非常にありがたい補助です。

しかしながら、第一次産業の中でも、今回かなりの影響を受けている中に水産業があります。西予市においても明浜町、三瓶町では主要産業の一つであります。聞き取りされたらと答弁いただきましたが、コロナの影響を受け、需要の減少や魚価の下落が著しく、八幡浜漁協三瓶支所によりますと昨年養殖のタイ1キロ900円が、本年3月から5月は500円、まき網でのタイの活魚、昨年キロ2,300円、本年は500円、絞めて昨年が1,200円、本年は150円、同じく底引き網漁、イサギやサザエ、ウニなども半値となっています。

このような状況を鑑みても、水産業者への支援も必要と考えますが理事者の考えを伺います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

漁業関係者への現況確認でも価格が低迷していることを把握しております。特に、ヒラメ、タイなどの高級魚やサザエ、ウニなどの水産物が下落している状況です。

支援といたしましては、市の西予市中小企業等経営安定補助金や国の持続化給付金、漁業近代化資金の活用をご検討いただければと考えておりま

す。

なお、水産業におきましては、近隣市町でも同じ状況で補助制度が少なく、農業関係のような手厚い支援となっていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

残念ながら水産業に対する手厚い支援となっていないという答弁をいただきました。

やはり大切な産業であります水産業を守るため、さらなる発展を進めていくためには、西予市としても国や県へ要望をしていただきたいと思います。

最後に、今後の見通しと支援策について伺います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

緊急事態宣言の解除により、徐々に経済活動も回復へと動き始めることが期待されますが、新しい生活様式の定着や外出自粛、イベント自粛なども段階的に緩和することから一次産業への影響も先が見えない状況でございます。

また、国・県の支援策においては、次々と新たな事業が打ち出されている状況でございます。影響が出ている農林水産業の方には、市の西予市中小企業者等経営安定補助金、西予市木材価格緊急対策事業補助金や国の持続化給付金、高収益作物次期作支援交付金をはじめ、各融資制度等を利用いただくよう考えております。

現在、一次産業への支援は始まったばかりでございますが、生産者の方が十分に活用できているか利用状況を把握していくことが必要と考えております。

今後も県やJA、漁協との情報共有や連携強化により、支援策の周知に努め、経営の安定と事業継続につながるよう進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

しつこいようではありますが、国・県への要望とともに、市独自の施策を打ってでも手厚い支援となり経営安定と事業継続が図れるような環境となることを期待しています。

最後に、5月25日に全都道府県で緊急事態宣言が解除され、活動再開に向けて動き出すことになりました。しかし、早くも第2波、第3波の流行に対する懸念が高まっています。現在は局所的ではありますが、愛媛県や西予市でもいずれ第2波、第3波は訪れると考えておかなければなりません。

第1波の経験を踏まえた備えと迅速な対応が求められますが、第2波へ向けてどのような準備をしておられるのかお尋ねいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

第2波、第3波への問題点と対応についてお答えをいたします。

まず愛媛県の状況を述べさせていただきますが、愛媛県では5月14日に緊急事態宣言の対象区域から条件つきで解除されましたが、県下の医療機関におけるクラスター事例の発生等を踏まえ、感染第2波への対処戦略に基づく警戒期に当たると判断し、5月31日まで特別措置法に基づく行動自粛や休業要請等を継続してまいりました。

しかしながら、5月25日の全国的な緊急事態宣言解除後の影響は不透明であり、北九州市等では新たなクラスターが発生するなど、感染第2波の懸念も払拭できないことから、県では6月1日以降も引き続き警戒期を継続し、県民生活や経済活動とのバランスを考慮し、国の示した段階的緩和を踏まえ、6月18日までの約3週間を縮小期に向けた移行期間と位置づけておりましたが、先ほど市長が申しましたように、先週末に県内の感染発生状況を踏まえ、6月19日からは感染縮小期に移行するとの発表がございました。

しかしご質問のとおり、今後第2波、第3波が心配され、その備えと迅速な対応が必要となっております。

問題の本質は、まず感染症を防ぐことにありま

す。そのためには、毎回申し上げておりますが、家庭や職場、学校などでマスク着用を含む咳エチケット、うがいや正しい手洗いの励行、3密回避など、今や皆さんが実践されております予防策をしっかりと継続することが重要でございます。

その上で、第2波、第3波への市の対応として、医療面では衛生資機材の確保と県や県内医療機関との連携、福祉面では、市内5法人との相互応援協定の締結、経済産業面では、国・県事業を補完する市の中小企業者等経営安定支援事業の継続、教育面では、GIGAスクールで整備いたします1人1台のノートパソコンを用いた遠隔授業などが今後に向けた有効な取り組みにつながるものと考えております。また、危機管理面では、マスクや消毒液等の備蓄を継続的に行い、災害時の避難所での感染症対策、業務継続計画の策定など、自然災害に加えて感染症対応への計画も整えたところです。

先般、国の新型コロナウイルス感染症専門会議は、これからの新しい生活様式を提言し、対策を日常に定着させ持続することの大切さを説いております。感染症対策は行政だけで行うものではございません。感染症予防のために、市民の皆様一人ひとりが行動変容を起こしみずからがかわる、その協力なくして収束はなし得ないものでございます。

市といたしましても、今後も市民の皆様のご生命及び健康の安全確保に万全を期し、感染症対策に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

各方面でさまざまな準備をとられているものと理解いたしました。

行政ができること、市民一人ひとりができること、それぞれに対応があるかと思えます。一丸となってコロナに打ち勝ち、さらなる住みたいまち、住みやすいまちを目指していけるよう期待して質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時06分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

次に、11番小玉忠重君。

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

議席番号11番小玉忠重です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、議員規則及び申し合わせ事項に従い一般質問いたします。

まず最初に、管家市長の2期目の施政方針について伺いいたします。

無投票当選だったし、新型コロナウイルスで街頭演説もされなかったもので、施政方針演説について再度ここで伺いたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま小玉議員から私の2期目の施政方針についてのお尋ねがございました。

4月19日告示の西予市長選挙において無投票再選いたしました。その責任の重さを強く感じているところでございます。

開会のときにも一般会計補正予算のところでも少し述べさせていただきました。重複するところも多いと思えますけれども、2期目の施政方針について、私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

これから始まる2期目というのは、「暮らしてあんしんが体感できるまちづくり」を基本理念に、1期目に残した課題の解決を図るとともに、災害からの復旧・復興、小規模多機能自治の推進など、第2次西予市総合計画に基づき6つの変革に挑戦をいたします。

第1に、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興と南海トラフ地震などの災害から命を守る防災・減災に取り組みます。

令和元年を復興元年として、市民の皆様や議会の皆様のご協力をいただくとともに、国・県など関係機関の支援を受けながら、ソフト、ハード両面で復興・復旧に取り組んでまいりましたが、まだ道半ばです。とうとい命を失いましたあの水害

を二度と起こさないため、河川の安全対策やダム
の機能強化事業を進めるとともに、災害情報伝達
についても強化するなど、安心な生活を確実に取
り戻すために、西予市強靱化事業を推進してい
きます。

第2に「人づくり」に取り組めます。

地域の担い手を確保するためには、移住・定住
の促進や関係人口・交流人口の創出を促進する
だけでなく、地域内の人材を育成することも重
要となります。西予市に誇りを持ち、住みたい
人を育む地域リーダー養成塾を開設します。

第3に「仕事づくり」に取り組めます。

西予市は、広大な土地に多彩な自然を持ち合
わせており、豊富な地域資源を生かした地域産
業の展開や産品開発などにより、令和元年度
ふるさと納税は2億5000万円に達しまし
た。地域の稼ぐ力をさらに増強するため、西
予市の特性を生かした産業の支援を強化し、
所得の向上や新たな雇用創出を図り、地域
経済の好循環を推進します。

第4に「ふるさと西予の元気なまちづくり」
に取り組めます。

これから深刻な人口減少社会を迎える西予
市におきましては、持続可能な地域基盤と行
政サービスを自分たちの手でつくり上げてい
く必要があるため、地域特性を生かした小
規模多機能自治活動を強力に推進してまい
ります。

第5に「医療・福祉の充実を図り、安心で
きる生活環境づくり」に取り組めます。

幼児から高齢者まで、ワンストップの地
域包括ケアシステムを構築いたします。医
療スタッフの確保に努めながら、令和4年
度を目標に土日や祝日、夜間の二次救急を
西予市民病院に集約することを目指しま
す。西予市民病院、野村病院を存続させ、
必要な地域医療を確保するために病院改
革プランを実行します。

第6に、西予市のさらなる発展のため「市
役所改革」に取り組めます。

まず市役所の業務を見直し、適正な職員
数を検討する内部改革を行うとともに、健
全な財政運営を推進するため、第三セク
ターや指定管理者施設の民営化や公共
施設機能の集約化を図り、輝く西予ま
ちづくりに挑戦いたします。

これらの6つの変革に挑戦するため、市民
や議会の皆様と語り合い、知恵をお借
りしながら、私は市政を運営してまい
りたいと考えております。どうかよろ
しくお願いいたします。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

ぜひ有言実行でお願いしたいと思います。

次に、平成30年7月豪雨災害の復旧・復
興についてお尋ねいたします。

早いもので足かけ3年がたちました。市
民は1日も早く以前の生活を取り戻した
いと思っております。

まず最初に、避難指示が出されている場
所はどこなのかお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在の避難指示区域の状況について答
弁させていただきます。

平成30年7月豪雨災害におきましては
市内各地で土砂災害が発生しまして、二
次災害発生のおそれのある宇和町明間
岡山・中組地区、明間四道地区、岩木
地区、野村町河西地区と栗木地区に
避難指示を発令いたしました。

そのうち避難指示解除の判断といたし
ておりました治山事業の完了によりま
して、一定の安全性を確保できたこと
から、令和元年12月9日に明間岡山
・中組、令和2年4月3日に岩木地区
の避難指示を解除したところでござい
ます。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

いまだ解除されていない場所につ
いての解除の見込みがあればお答え
ください。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難指示が残る3カ所でございます
けれども、明間四道地区につきましては
治山事業として、崩壊箇所頂上部を
法枠工により安定化を図り、崩壊

した斜面は合計9基の土留工を施工し、不安定な土砂が移動しないようにして斜面の勾配を緩くする計画で愛媛県において工事が施工されております。現在頂上部の法枠工が完成し、土留工につきましても、上部3基が完成し4基目を着工しているところでございます。

避難指示解除の見込みでございますが、県では、本年11月末を目標に上部6基の完成を目指しているということですので、市におきましては、完成した時点で県及び施工業者から説明を受けまして、災害対策本部において判断する予定といたしております。

野村町河西地区につきましては、市道河西線災害復旧工事の入札が不調となり、現在工法の見直しにより、国に対しまして変更承認の申請を行い、その結果を待っている状況でございます。今後再入札を実施しまして、工事着工ができれば、仮設防護柵が設置できた段階で避難指示を解除する予定といたしております。

野村町栗木地区につきましては、地すべり災害としての認定申請を行うための国との事前協議を実施しておりますけれども、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして協議が進捗していない状況にあります。今後協議を再開いたしまして、災害査定を受検し、入札等所定の手続を経まして、工事着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

現在、避難指示対象世帯の方々におかれましては、市外に転出をされているということで地区内に住民がいない点を考慮しまして、今後解除に向けての対応について検討を行う予定といたしております。

いずれにいたしましても、住民の皆様には長期間にわたり大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしております。引き続き関係各課、愛媛県、施工業者の連携を密にいたしまして、早期解除に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

1日も早い避難指示解除を望みます。

次に、ダムについてお尋ねいたします。

肱川ダムは、1つの河川の中に2つのダムがあり、全国的にも有名なダムであります。そこで、前の災害の教訓として、野村・鹿野川ダムを統合管理する肱川ダム統合管理事務所が立ち上がりました。

当事務所設定に伴い、災害時における市の対応に変化が生じたのかどうかお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

肱川ダム統合管理事務所は、これまで肱川水系の野村ダムを野村ダム管理所で、また、鹿野川ダムを山鳥坂ダム工事事務所でそれぞれ管理しておりましたが、その運用を一元化し防災機能の強化を図るため、本年4月にこれまでの野村ダム管理所の場所に設置をされたものでございます。

これを受けた市の対応でございますけれども、平成30年7月豪雨災害以降、野村ダム管理所との連携強化は取り組んできておるところでございます。このたびの肱川水系を一体的に管理できる統合管理事務所の設置は大変意義深く心強く感じているところでございます。

今後におきましても、新しくできました統合管理事務所との連携を一層強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

次に、野村ダム操作基準の改正に伴う市の防災計画の変更についてお尋ねいたします。

野村ダムは、平成7年の豪雨で東大洲地区が浸水したのを受けて、事前の500トンから300トンに変更され、今度の災害を受けて300トンから600トンに放流を変更されたと聞いております。

そういう操作基準の変更に伴って、西予市の防災計画は変更を行ったのかどうかお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

西予市地域防災計画の変更点について主なものを答弁させていただきます。

野村ダム操作規則の変更並びに平成30年におけます野村ダム・鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証の場におきまして、その取りまとめ報告書のうち、西予市が対応すべき事項を令和元年の出水期に備えまして、まずは地域防災計画に反映させるため、平成31年3月27日に一次改訂を行っております。

その際の主な内容といたしましては、まず野村ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し。2番目といたしまして、防災行政無線による緊急放送内容の見直し。3つ目に、避難情報発令基準等に基づくタイムラインの作成となっております。

また、本年3月26日に開催いたしました西予市防災会議におきまして、地域防災計画の全面改訂を行っておりますことを申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

野村ダム操作基準の変更により市への伝達方法は変更が生じたのかお尋ねいたします。

それから、市民への通知方法に変更が生じたのかどうか重ねてお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは情報伝達の変更につきまして答弁させていただきます。

野村ダムの洪水調節開始に伴う市への情報伝達につきましては、ダム流下量が毎秒300立方メートルを超え、洪水調節が開始された場合に連絡員（リエゾン）として職員を市の災対本部に派遣いただくこととなっております。また、異常洪水時防災操作開始が予想されます3時間前及び1時間前をめぐりに管理所から通知をいただくことといたしておりますが、あわせて、事務所長から市長へホットラインで直接連絡をいただくよう改善をいたしました。

また、市民の皆様への避難情報の発令基準につ

きましては、ダムからの流下量が毎秒300立方メートルに達し、なお流下量が増加すると判断した場合に避難勧告を、異常洪水時防災操作開始が予想される3時間前の通知を受けたときに避難指示を発令することといたしておりましたが、一定量操作から定率操作への新たな操作ルールの考え方に基づきまして、段階的に流下量が増加することを考慮し、避難指示の判断基準につきまして、異常洪水時防災操作開始が予想される3時間前をめぐりに、ダムからの流下量が毎秒500立方メートルに達し、さらに増加しているとき、また、荒瀬の水位観測所で5メートルに達しさらに増加をしているとき、この2点を避難指示の判断基準に追加をいたしまして、より具体的な数字を活用したわかりやすい表現といたしました。

あわせて、情報伝達手段であります防災行政無線による緊急放送につきましては、7月豪雨の際に避難の呼びかけに切迫感がなかったなどのご意見等を受けまして、より切迫感のある避難放送とするために、避難勧告、避難指示の発令の際には、冒頭に「緊急放送」と言ってからアナウンスを開始するとともに、防災サイレンの音量を強制的に最大音量で吹鳴するということといたしました。さらに、異常洪水時防災操作開始が予想される1時間前をめぐりに、再度緊急放送を行うことといたしました。この避難指示の放送の後でございますが、さらに市長みずからが避難の呼びかけを行うということといたしております。

その他、緊急速報メールの活用など、これ以外にも多様な手段での情報発信に努めて、市民の皆様のお安全・安心につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11番小玉忠重君

豪雨災害を受けて市長が野村ダムの機能強化を国に要望したと聞いておりますが、その内容と進捗状況をお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

野村ダムの機能強化についてでございますが、ご質問のとおり、野村ダム下流域の洪水対策につきましては、愛媛県に対して河川整備による流下能力の確保を要望するとともに、国に対しましても、今後における集中豪雨に対して、ダムの容量を最大限に活用するに当たり、事前放流能力の機能拡大を図ることが有効であることから、ダムの機能向上を市議会議長との連名により平成31年1月に要望をいたしました。

国におかれましても令和2年度予算に調査費を計上いただき、前向きにご検討をいただいているところでございます。市としましても、引き続き早期実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

野村ダムは水力発電のために高い部分に放流ゲートがあります。それではある程度の水量がたまらないと放流ができませんので、事前放流といってもなかなか難しいので、下部のほうに放流のためのゲートをつくっていただけるといふふうに聞いておりますので、これができれば鹿野川ダムが600トンの洪水吐をつくったような、同じような効果にはなるかどうかわかりませんが、そういう効果ができるのではないかと期待しております。

次に、河川についてお伺いいたします。

豪雨災害後、河川管理者である県は、河床掘削や川幅拡張を計画され、一部実施されておりますが、この計画に対して市はどの程度関与されているのかお尋ねいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

肱川水系河川整備計画に盛り込まれました野村地区における改修計画の推進に西予市がどの程度関与をしているかというご質問でございますが、野村地区を流れております肱川は、愛媛県と四国地方整備局が部分的にエリアを分担して管理運営している河川でございます。したがって、西予市は肱川水系河川整備計画そのものに対しまし

ては、直接的に関与できる立場にはありません。

しかしながら、7月豪雨災害により多くの家屋が浸水した現状、また、復興座談会でさまざまなご意見をいただく中で、河川を含む復興まちづくりは、そこに住む地域住民の皆様の意見を反映させながら進めていくべきだと判断をいたしております。

そのようなことから、住民組織として設置をされました野村地区河川整備促進協議会と河川管理者とのパイプ役として意見交換の場を準備するなど、市民の意見を取りまとめ、また、つなげていくことが本市の役割であるということを確認し、そのように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

次に、野村大橋付近の改修についてお尋ねいたします。

野村ダムのところは、袋とじのような地形になっておりますので、あそこの川幅を広げるとともに、野村大橋をかけかえる計画がされておりますが、これについて、市と事前協議を行ってどういふふうに行っているのかお尋ねいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

野村大橋のかけかえについて市が事前協議を行っているかというご質問でございますが、野村大橋のかけかえだけではなく、河川整備計画を推進する上では、県と市が連携を図り、また情報を共有しながら進めていくことが重要ということでございます。

計画におきましてはおおむね5年の整備期間におきまして河川改修する予定となっておりますけれども、その改修工事に並行して周辺の水辺空間も西予市が整備する方針でございます。そのようなことから、必要に応じて野村大橋のかけかえについては進捗状況など県等からの説明を受けながら、一方では、野村復興まちづくりデザインワークショップの結果をまたこちらのほうから情報提

供しながら進めてまいりたいと考えております。現在、県におきましては設計を進められておりました、国と最終的な協議を行っている状況と伺っております。計画案がで上がりましたら市民への説明会が開催されるものと考えております。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

次に、通称荷刺、橋は権現橋と言うそうですが、あそこ大和田橋の近くも浸水しました。ところがあそこについて住民の人からよく言われるんですが、あそこはほったらかしかと、何もしないかとよく責められますので、これ国の管理河川ですので、市は直接にはいろんなことは言えんと思いますが、一応協議をしていただきたいと思っております。予定はあるかどうか伺いたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

権現橋及び大和田橋周辺の浸水被害の改善策について、管理者と協議する予定はないかとのお尋ねにつきまして、現在市が国や県と情報を共有している内容をお答えいたします。

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた肱川では、肱川緊急治水対策が緊急的対応を含めた3段階で実施されます。

当該地区に関連するものとして、まず緊急的対応として、野村ダム下流での土砂堆積部の河道掘削が優先順位の高い箇所から進められ、昨年5月には、野村ダムの事前放流と鹿野川ダムの改造による容量確保に伴い野村ダム・鹿野川ダムの操作規則が変更されました。これにより、平成30年7月豪雨と同等の豪雨に対しての被害を大幅に軽減することができます。

次に、おおむね5年をめどに、肱川水系河川整備計画に基づく野村地区中心部の河川改修、河道掘削が進められ、河川の整備状況に合わせて、野村ダム・鹿野川ダムの操作規則の変更を実施され、平成30年7月豪雨と同規模洪水では越水しない状況を目指します。

そして、おおむね10年をめどに、さらなる河川

整備や山鳥坂ダムの完成により平成30年7月豪雨と同規模洪水の流量を安全に流下させることができる計画となっており、権現橋及び大和田橋周辺の浸水被害についても大幅に改善される見通しであるとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

次に、道路についてお尋ねいたします。

県道宇和野村線の鎌田から坂石の間の全面通行止めが続いておりました、野村の人が大洲、松山方面に行くのに城川回りをしなきゃいけないという不便な生活を強いられております。

これについて、改善の見込みについて、市にはどのような情報が入っているのか。

今私が知ってるのは、仮設道路ですかね、進入道が今つけかえられている状況を知っておりますが、それから先の状況等についてご説明願います。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

主要地方道宇和野村線の全面通行止め解除の見込みについて、西予土木事務所と情報を共有している内容をお答えいたします。

まず現在の進捗状況ですが、地下水を排除するための排水ボーリング工事が完了し、現在工事用道路の建設中でございます。今後の見通しは、本年10月上旬から地すべり上部の土砂の掘削運搬を実施し、鉄筋挿入工やアンカー工を施工、地すべりの鎮静化が確認できた段階で県道の片側交互通行が開始されます。

昨年6月の時点では、令和3年3月末の通行止め解除を計画されておりましたが、国の災害査定を受けた後、上部の土砂搬出のための仮設道路の設計・測量に不測の日数がかかったことで大幅におくれ、現在の予定では令和3年12月末ごろに片側交互通行になると伺っております。

その後も引き続き鉄筋挿入工やアンカー工を下段まで施工し、本復旧工事の完成、通行止めの全面解除は令和4年度中を予定されております。

しかしながら、地すべりが鎮静化しないような

場合は工程が大きく変わる場合もございますので
ご了承をいただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

次に、市道についてお伺いいたします。

市道阿下釜川線、通称下野の製材所のところが
片側通行になっております。あそこも測量は終わ
ったと聞いておりますがどういう状況かと、一緒
で構いませんが、市道栗木川平線は全面通行止め
になっております。ここも地すべり地帯というの
は聞いておりますが、全面通行止めがいつ解除に
なるのか見通しがあれば教えてください。

以上です。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

お尋ねのありました、現在通行規制をかけてお
ります野村町内の市道阿下釜川線、市道栗木川平
線につきましては、災害復旧事業への取り組みに
おいて関連がございますので一括して答弁させて
いただきます。

当2路線は、平成30年7月豪雨により被災し、
地すべりの兆候があることから、平成30年10月
から観測業務を継続して行っております。平成
31年1月より観測結果を踏まえた検討資料をもと
に、愛媛県を通じて国土交通省水管理・国土保全
局防災課と協議を行ってまいりましたが、ご承知
のとおり新型コロナウイルスの影響で首都圏への
往来が制限され、防災課との協議が一時中断して
いる状況でございます。

今後の予定といたしましては、国の防災課との
協議を再開し、地すべり対策としての災害査定を
受検後、速やかに事業に着手したいと考えており
ます。

現在このような状況でありますので、いつ工事
に着手でき、完成により通行制限が解除できる時
期につきましては、当市の多くの災害復旧事業と
の兼ね合いもあり、いまだ見通しが立っていない
状況ではありますが、地域の皆様の安全・安心を
1日でも早く取り戻せるよう取り組んでまいりま

すのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○11 番小玉忠重君

両方とも生活道路でありますので1日も早い全
面通行を願っております。

以上、災害についてご質問いたしました。

まだまだ災害も部分的には改善されましたが、
されてないところもいっぱいありますので、でき
るだけ早く通常の生活に戻るよう努力をお願い
したと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長

以上で、本日の一般質問を終結といたします。

あす6月16日は午前9時より引き続き一般質問
を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時57分

第 3 日

6 月 16 日 (火曜日)

令和2年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年6月16日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年6月16日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年6月16日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時50分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

- 1 番 和 氣 数 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 兼 | |
| 政策企画部長 | 山 住 哲 司 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 兼 | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、13番井関陽一君。

井関陽一君。

○13番井関陽一君

おはようございます。議席番号13番井関陽一でございます。

本日も傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

まず初めに、医療対策についてお伺いをいたします。

医師、看護師不足が問題視されている中、地域医療を守る取り組みについて、まずは現状を把握するために、現在必要な診療科目について、不足している科目とその数についてお伺いをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

現在の市内の医療機関についてお答えをいたします。

市内には、公立病院、国保診療所、ほかに民間の病院・診療所を含めまして、明浜地区に4カ所、宇和地区に19カ所、野村地区に4カ所、城川地区に1カ所、三瓶地区に休診を含め8カ所の合計36カ所の病院・診療所がございます。36カ所のうち、20床以上の病床を保有しておりますのが、

医療法で病院となっておりますが、3院ございまして、両市立病院と三瓶病院には、常設科で内科・外科・整形外科・泌尿器科などのほか、非常設科で皮膚科・眼科・心療内科・耳鼻咽喉科・脳神経外科などがございますが、これを除きますと22件が内科の標榜を含む診療所であり、そのほかには整形外科及び眼科がそれぞれ2件、耳鼻咽喉科・皮膚科・精神科・脳神経外科・泌尿器科・小児科・婦人科がそれぞれ1件ずつとなっております。

市内で全ての診療科が充足しているわけではございませんが、今後市内の人口減少を少しでも緩やかにするためにも、市内で子育てしやすい環境整備は重要だと考えておりますので、産科のゼロ、小児科が1カ所というのは少ないのではないかと考えておるところでございます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

市内36カ所の病院があり、その中である程度は充実しているのではないかという答弁であったと思いますが、その中で、産科・小児科が、産科はゼロ、小児科は1カ所という答弁でございました。

これは非常に西予市にとっても少ない数じゃないかなと思うんですが、西予市以外の近隣の地域においては、この産科・小児科についてどのような状況になっているかお伺いをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

近隣の産科・小児科の状況でございますが、産科につきましては宇和島市に4カ所、大洲市に2カ所となっております。小児科につきましては、市内に1カ所、宇和島市に4カ所、大洲市には5カ所、八幡浜市に5カ所、内子町に1カ所となっております。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

今の答弁をお聞きしますと、西予市以外はある程度充実しているのかなということがうかがえる

わけなんです、西予市においても、今後この産科・小児科というものが非常に大事になってくるんじゃないかな、先ほど部長も申されましたが、子育てがしやすいまちとなっていくためには、産科・小児科がどうしても必要じゃないかなと考えております。

そこで、少しこれに対して提言をさせていただいたらと思うんですが、昨年4月に稚内市におきまして開業医誘致制度について研修をさせていただきました。ここでは平成18年4月に開業医誘致条例が制定され、その内容としましては、3割の助成で限度額3000万円の土地、建物取得費助成金を初め、固定資産税に対する助成、設置費助成金と言いますが、開設から3年間、500万円を上限にして助成。土地、建物の賃借に対する半額助成として上限月40万円を、賃借した土地、建物に対する改修費助成金として3割助成で限度額を1000万円、このような助成金が設定されております。

また、貸付金としましては、開業資金貸付としまして2000万円を、経営資金貸付として2000万円などが用意されておりました。

これらの誘致制度によりまして、平成29年度までに5件の開業医を誘致されております。

ここでは、一次医療は開業医が受け持ち、二次医療を市民病院で行うという考えで、身近なかかりつけ医、開業医を増やすことで、適切な医療を提供することを目的とされています。助成の対象者としてしましては、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者で、10年以上開業する見込みがあり、市長が認める診療科名の診療を行う者となっております。

そこでお伺いします。

これらのことを踏まえ、西予市においても開業医を誘致することにより、医師不足、看護師不足の解決の糸口になるのではないかと考えますが、理事者のお考えをお聞かせください。

○議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

先ほど井関議員から開業医誘致条例の制定につ

いてのご質問がございましてご提案があったわけですが、市内の地域医療を守るためには、両市立病院だけではなく、民間の診療所等の医師との連携が重要であると考えております。両市立病院の診療科だけでは市内の医療ニーズには対応できませんし、今も市と西予市医師会が契約を締結いたしまして、在宅当番医制度運営事業として、休日昼間の一次救急の受入態勢を構築しております。

先ほど山岡部長の答弁にもありましたように、現在市内で特に不足しております産科及び小児科の診療所を市内に新規開業する方を対象に、出産体制の確保及び安心して子育てができる環境整備を図るため、市単独の補助事業の早急の創設を検討してまいりたいと考えているところでございます。

井関議員からのご提案を参考にさせていただきながら、県内にもこのような条例を制定されている自治体もございますし、全国的なものも参考にし、先ほど申しましたように創設について前向きに検討をしていきたいと思っております。

医師会や愛媛大学医学部にもご協力をいただき、新しく開業される医師の掘り起こし等を積極的に進めながら地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご提案まことにありがとうございます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

大変ありがとうございます。

今市長の答弁をお聞きしますと、産科・小児科の開業補助事業を立ち上げたいという内容であったんじゃないかなと思っておりますが、ちょっと私もびっくりしておりますが、タイムリーにお答えいただきまして本当にありがとうございます。

先ほどから申しておりましたように、市民病院で対応するというのはなかなか大変なところもあるんじゃないかなと思っておりますので、この開業医によってそこをカバーすることができるのであれば、それが一番いいのではないかなと考えておりますので、ぜひともこの内容を進めていっていただけるようお願いをしたらと思っております。

またもう1点このことについてお願いをしてみ

たらと思うんですが、現在診察室はあいていないと思いますが、将来野村あるいは市民病院におきまして、診察室に空きができた場合、この診察室を一般開業医に貸し出すようなことができないか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議員おっしゃったように、現在は空きスペースはない状況でございます。仮にあったと想定した場合ですけれども、空きスペース等を利用しての貸し出し、診療となりますと、市立病院とは別の診療所としての届け出をしての利用となります。全国でも非常に珍しい事例というか少ないんじゃないかというふうに思ってるんですけど、余りないんじゃないかと思ってるんですけど、受付、会計業務、それからまた診療報酬請求等の利用などさまざまな検討課題がございます。その中には電子カルテシステムも当然別となってまいります。そういったことですので、まずは市立病院として必要とされる診療科の医師の各種招聘活動、あるいは大学への協力依頼による設置などで、有効利用を進めることにまずは集中し、必要がありましたら今後、新しい取り組みについても検討してまいりますというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

思いつきで話しているのになかなかこれがすぐに実現するという事ではないということは重々承知しているわけなんですけども、今後、私のイメージとしましては大きなデパートなんかで中に専門店が入るというような形で経営されているデパート等があると思うんですが、そういう形で病院の中に病院があってもいいんじゃないかなという発想のもとお伺いしたわけなんですけども、これらについても、なかなか新しい建物を建てて開業するというのは難しいかもしれませんが、その一室を借りるということで考えると開業もしやすくなるんじゃないかな、またその煩わしい病院会計

の会計処理なんかを一緒に共同でやっていくことができるのであれば、ますますやりやすくなるんじゃないかなということがございますので、いろいろな諸問題はあるとは思いますが、その辺を一つひとつクリアしていきながら、こういうことについても考えていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願ひしたらと思います。

次に、病院と市民、それをつなぐ健康のまちづくり応援団についてお伺いしたいと思います。

市民と病院、行政の責務を明確化し、地域ぐるみで地域医療を考える取り組みが稚内市では行われていました。

市民の責務としましては、1つ、医師に対する感謝と信頼、2つ、健診の積極的受診、3つ、日ごろからの健康管理、4つ、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つ。

病院としましては、1つ、医療の担い手の確保と良好な勤務環境、2つ、患者の立場の理解と信頼の構築、3つ、医療機関相互の連携。

行政としましては、1つ、地域医療を守る施策の推進、2つ、健康長寿を推進する施策の推進となっています。

これらを掲げて行われているんですが、その中で、感謝の思いを医師に伝えるということなどを行う病院応援団、健康講座や特定健診を初めとする各種検診を推進する健康応援団、医師や看護師を目指す子どもたちにキャリア教育を応援する未来応援団、開業医や市民病院の医師を確保する努力を応援する医師誘致応援団、これらをつくり、地域ぐるみで地域医療を支える努力がなされております。

そこでお伺いしますが、西予市としても、医療体制や医師についてもっと市民に理解をしていただき、応援していただけるような取り組みが必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

井関議員におかれましては市内地域医療体制維持のための議員活動として、稚内市のような取り組みについて研修をされ、先ほどご提言いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思いま

す。

説明いただきましたように、市立病院や市内の医療機関の良さを再発見し、感謝と応援の声を広げて、あわせて隣近所身近なところから健康づくりの声を広げていく、まちぐるみの運動を進められている、まさに理想的な取り組みのご紹介だと理解しております。

当市では、平成29年に西予市地域医療対策検討委員会を設置し、市民の代表者、医療関係者、福祉・介護関係者や関係機関従事者等を委員に委嘱しまして、地域医療対策プランや市立病院改革プランを策定し、ご意見をいただきながら地域医療の確保等を推進しているところでございます。

この地域医療対策プランの中では、救急医療体制の維持・確保、在宅医療の充実、災害医療対策の3つを柱として、安定した経営による医療の確保を進めているところでございます。また、両市立病院では、CATVや出前講座等を利用して、医師・看護師等の従事者不足や苛酷な医療現場の状況、救急の受診方法など市民の皆様にご理解いただけるよう啓発等を行っております。

現時点では、地域医療対策委員会や専門委員会である病院改革推進委員会等を開催しまして、必要に応じて市民説明会やアンケートの実施、そのほかにも関係の広報活動を行っております。市民の皆様のご理解、ご協力を得て進めているところでございます。

今後進めていく中では、状況によっては、議員がご提案いただきました進め方につきましても参考に検討させていただきながら、市民の皆様にご理解とご協力をいただき、共同で進められる地域医療環境の整備と維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

地域医療対策プラン等をつくられて進めていっておられるということは十分理解をいたしました。が、まだまだ市民の方が病院のことを理解されていないんじゃないかなと。もう本当に、今はコロナの対策で病院に気軽には行けない状態もありま

して数も減っているんだと思いますが、以前二宮一朗議員が質問されたようなコンビニ受診とか、そういうのがまだ続いていたりとか、そういうこともまだ理解不足のところからそういった現象が起こるんじゃないかなと思いますので、十分に市民の皆様にも理解をしていただき、病院を育てていくということが大事になってくると思いますので、今の内容をますます充実させていただきまして、稚内市のような内容ができれば、また西予市にとってもよいことではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたらと思います。

それでは次に、政策についてお伺ひしたいと思います。

西予市では、今回の新型コロナウイルス感染症では、庁舎内で感染はなく、ましてやクラスター感染などもございませでした。

庁舎内での感染や南海トラフ地震などの場合に、本庁集中方式ではリスク回避が難しいのではないかと考えます。本庁舎内でクラスター感染が起きた場合、住民サービスに大きな支障が生じるのではないのでしょうか。地震における庁舎被災においても同じことが言えるのではないのでしょうか。また、支所におきましても、初めから人数が少ない上、支所にてクラスター感染や被災を受けた場合にも、部を支所に分散していれば、支所機能の手伝いをすることができますし、また、支所の活性化も含めて有意義ではないかと考えます。

ICTの活用につきましても、市長は、働き方改革を考えるということを所信表明の中で言われております。支所に部を分散したとしましてもテレビ会議等にて十分対応できるのではないかと考えます。リスク回避の一助となるのではないかと、思う部の支所分散化について理事者の考えをお伺ひしたいと思います。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいま井関議員のご質問の感染症あるいは災害等が発生した場合の集中方式から分散方式に市役所の組織を変えたらいいんじゃないかというご質問をいただきました。それにつきまして答弁をさせていただきます。

行政の組織機構につきましては、市の財政状況でありましたり、職員定数の適正化等を踏まえ、また、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、随時これまで見直しを行い、中長期的な観点で再編、そして統合を実施してきたところでございます。

本庁に業務が集中することとなる、いわゆる本庁支所方式は、平成23年度の新庁舎の完成に合わせて実施をしてきたものでございますけれども、今後につきましても、基本的には現在の本庁支所方式を維持していく考えでございます。

しかしながら、現在小規模多機能自治制度の実現でありましたり、地域づくり活動センターの設置に向け、本庁支所間との機能の分散、あるいはその整理統合等について検討を進めなければいけないという状況になってございまして、近い将来には組織の見直しも必要になってくるというふうに考えております。

ご提案の感染症対策や災害の対応策としての機能分散でございますけれども、災害につきましては、現状の組織体制の中で、西予市業務継続計画、いわゆるBCPと言われるものでございますが、これに基づきまして、発災直後の初期対応や職員の配備、非常時優先業務を初めとする業務運用を定めておまして、そのマニュアルに沿って対応をしていきたいというふうに考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の対応としまして、今後ICT環境及び勤務環境の改善、拡充を図りまして、県内や近隣の市町及び市内の感染状況等十分に把握した上で、一時的に本庁職員を支所、または公民館等で勤務をさせるサテライト勤務、また、自宅で勤務を行いますテレワークなど、現状に応じた新しい生活様式、働き方の新しいスタイルによる対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

ありがとうございます。

ICTを使って、サテライト、あるいはテレワ

ークという環境の中で対応もできるんじゃないかなという答弁であったかと思いますが、一つは支所周辺の活性化という意味もありますので、支所にある程度の人数を割くということによって、その地域全体が活気ができるんじゃないかなというところもございまして、国のほうで考えますと、どこかの省庁をどこかの市に、あるいはどこかの町にというようなことが昔から叫ばれておりますが、なかなか実現に至っていないのが現状でありますので、小さな町からそういうことを一つひとつやっていけば、またそれが国あるいは県につながっていくのではないかなという考えも持っておりますので、ひとつこの辺も十分に検討をいただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

それでは最後の質問になりますが、新型コロナウイルスの影響についてお伺いをいたしたいと思っております。

まずは、経済の対策についてですが、①の経済に対する影響の把握と④の飲食店への対応についてにつきましては、宇都宮久見子議員の一般質問で回答いただいておりますので、今回は2番と3番について質問したいと思います。

学校給食中止による牛乳消費減少に対しまして、職員の方々に協力いただき、牛乳、コーヒー、ヨーグルトをあわせて9,000本を超えるご協力をいただきました。本当にありがとうございます。酪農家になりかわりましてお礼申し上げたいと思います。

消費協力をいただいたことは存じておりますが、このほか何か対応をされたことがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの議員のご質問、給食中止による牛乳消費減少に対する対応ということでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による学校給食の停止につきましては、3月4日から春休みに入ります24日までの期間及び新年度に入り4月20日から5月24日までの休業期間において、給食で使用されなかった牛乳は200ミリリットルパッ

クで6万4212本となります。

このたび、学校給食用牛乳等の加工業者の損失を対象としまして、国では学校臨時休業対策補助金、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の制度が創設をされましたので、現在その要綱に基づき事業対応を進めているというところでございます。

このほか、5月12日から5月21日まで行いました小中学校の分散登校の際におきましては、小学校、中学校とも給食後の下校といたしました。また、長期休業による学習のおくれを補い、学習内容の定着を図るなど、児童生徒の学習を保障するため、今年度におきましては夏季休業を短縮いたしますけれども、この期間につきましても毎日給食を提供することとしておりまして、牛乳だけでなく給食に関係する事業者様全般にできるだけ影響の少ない対応をとりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

ありがとうございます。

加工業者に対しましても、国から出た事業を通じて対応していただくということで本当にありがとうございます。

また、5月の分散登校におきましても給食を行う、あるいは夏休みの短縮による給食についても対応するという答弁をいただきましたので本当に感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、外食自粛によりまして、牛肉の価格が下落していることにつきましては、昨日の久見子議員の質問に対して把握しているとの答弁がありました。

下落に対する対応は何かなされているのか、あるいは今後する予定があるのか。愛媛県のマルキン発動の状況も含めてご回答願ったらと思えます。

また、これに関連して、和牛子牛の価格も同様に下落しております。これらに対する対応もございましたら一緒にお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新型コロナウイルス感染症の流行により2月ごろから牛肉価格が下落しております。また、肉用子牛価格も下がっており、以前は税抜で1頭当たり平均70万円であったものが、現在は50万円を下回るような価格になっております。

価格の下落に対応するため、国では、肉用牛肥育経営安定特別対策事業や優良肉用子牛生産推進緊急対策事業、持続化給付金などにより支援を始めたところでございます。

また、価格の回復には牛肉の消費拡大が重要であることから、現在県において、国庫補助による学校給食への活用計画が進められているところでございます。市におきましても、関係機関や教育部局との連携により、西予市産牛肉の消費拡大につなげるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

ありがとうございます。

国の持続化給付金等々によって対応をしているということでございますが、今ほど学校給食での対応を県あるいは西予市でも考えているという答弁であります。少し詳しくそのところを教えてくださいましてよろしいですか。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

国の施策の中で、和牛と国産牛肉を活用した学校給食提供の対応ということで国が進められている状況でございます。この中で、西予市についても対応ができるのではなかろうかということで希望を出させていただいているというところであります。一応金額等の関係もございましてこれからということになりますけれども、今年度におきまして3回程度お願いができるのではなかろうかというふうに考えているところであります。詳細は今後になりますので、この範囲の答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

国の対応で学校給食等で和牛の肉を消費するというような対応がされるということで、西予市もそれに希望を出しているという答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

3回程度考えているということでございますので、子どもたちが和牛のいい肉を食することができるという、こういう対応ができるということはコロナのおかげかもしれませんが、そういったこと不謹慎になりますが、そういう対応をしていただけたということで今後ともよろしく願いましたらと思います。

それでは次に、健康維持についてお伺いしたいと思えます。

このコロナの影響によりまして市の施設使用が中止されました。各体操教室などの活動が中止になり、健康寿命維持のために努力されていた方々にとりましては大変大きなダメージであったと推察しております。

自粛生活の中、フレイルの進行を予防するために何か対応をされたのかお伺いをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

体育施設使用禁止による健康維持への対応についてお答えをいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出自粛など、市民の日常生活にもさまざまところで影響があらわれているところでございます。中でも社会体育施設や保健センター、公民館等の使用禁止により利用者の方々に大変ご不便をおかけいたしました。この間、運動不足からくるストレスなど心身ともに健康面の心配をされていることと思えます。

また、新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患がある方が感染した場合、重篤化につながることもあり心配をされている市民も大勢いらっしゃると思えます。特に、今回の感染症においては、外出自粛から歩くことや運動をする機会が少なくなり、筋力が弱まることにより要介護

状態となってフレイルを引き起こす懸念がございます。ご承知のとおり、フレイルとは加齢によって心身が弱る状態のことですが、今回の新型コロナウイルス禍では、フレイル予防に大切な、歩く、会話する、食べるなどの日常生活に不可欠な行為に対して影響が及ぶこととなりました。

このような環境の中、本市では、高齢者の健康維持の面からのフレイル予防対策として、4月27日から5月29日までの期間45回にわたり元気だ！せいよ体操を西予ケーブルテレビで放映するとともに、行政情報番組において、5月15日から5月29日までの期間34回にわたり短くまとめた体操と感染症情報をあわせて放映し、フレイル予防の喚起を行ったところでございます。

また、5月下旬には、本市ホームページにおいて、自宅でできる簡単で効果的なフレイル予防運動の紹介、今月発刊の広報せいよ7月号においてもさらに詳しく紹介することにしております。

現在施設の使用制限を段階的に緩和しております。今後は、感染症の状況を把握しながら、また、利用者の代表者の方には、利用者の体調の見きわめを初め、3密を回避するなどの感染予防対策をしっかりと講じていただき、施設をご利用いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

フレイル対策予防として、45回にわたり元気だ！せいよ体操等をCATV等で放映されたということでございました。そしてまた、情報番組としましても、短くまとめた体操の情報を放映したという答弁でございましたが、一つ提案なんですけれども、私個人に、おうちでレッツチャレンジと銘打ったひとつのカレンダーのようなものをいただきました。ある体操教室からいただいたんですが、これにはスクワットとかストレッチとかウォーキング、そういった項目がありまして、これができたらマルできなかつたらバツというような形で、毎日チェックするような方策がとられておりました。これを毎日つけることによって、自分が運動できた、できなかったということを把握で

きますので、こういったものを一つつくって、高齢者の方にお配りするのも一つの手ではないかなと思いますので、一つそういうことも今後考えてもらったらと思います。よろしく願いいたします。

最終質問です。

遠隔授業についてですが、昨日の二宮一朗議員の質問に対しまして、GIGAスクールにて1人1台のノートパソコンを準備し、無線LANの環境を整え、令和3年には、家庭のインターネット環境にて遠隔授業にも取り組むといった回答ではなかったかなと思いますが、私が思っていた取り組みがもう既になされておまして非常に感謝を申し上げるところではございますが、その中で2点お伺いしたいと思います。

ノートパソコンの導入ということでございましたが、現在の子どもたち、タブレットのほうが持ち運びもしやすく、操作についてもなれているのではないかなと思いますが、ノートパソコンではなくタブレットに変更したほうがよいのではないかなと考えますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

また、小学校におきましては、英語の授業が取り組まれることになっております。先進地におきましては、タブレットを利用した授業が行われているようですが、小学校の英語の授業に対する取り組みの対応についても一緒にお願いしたらと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの議員のご質問にありましたまずタブレットがどうかということであったと思います。

これは今回のGIGAスクールの国の要綱の関係上、キーボードが必須ということになっております。タブレットでは着脱式のキーボードを別途購入しなければいけないということになってまいります。今回におきましては、2イン1と言いまして、ノートとタブレットが両方利用できるようなそういう形の機器を導入したいというふうに考えているところであります。

また、2点目のご質問につきましてですけれど

も、今回遠隔授業をする場合の効果、ここもちょっと含めながらご説明をさせていただいたと思いますが、整備をしますと従来の紙の資料が電子化をされまして、オンラインで配信、また共有ができるということになってまいります。宿題や課題の配布、提出状況の確認、採点、返却などをオンラインで簡単にできるようになるため、これまで以上に児童生徒の理解度に応じた指導ができるようになってまいります。

また、学年、学級、部活などでグループを作成し情報共有ができるようになることから、授業中や部活中に質問ができなかった、そういうようなところを、またしづらかったところを文字として発信でき、教員は児童生徒一人ひとりの声をリアルタイムで確認できるようになるという利点がございます。

議員おっしゃいました英語の授業の関係でございますけれども、学校とALT、外国語指導助手がおりますが、こちらを遠隔授業でつなぐことで、ALTによる英語の授業を複数校同時に開催し、授業の回数を増やしたり、時間を確保したりできるなど効率的な授業が可能となるというふうにも考えております。

このほか、日本と時差の少ない外国の方とを結んだ遠隔授業の実施など、よりネイティブな体験も技術的には可能となりますけれども、相手方の授業の準備に時間がかかるようなことや費用の発生などの課題もございますので、当面はALTを活用した英語の授業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

ありがとうございました。

本当にいろいろ考えていただいているようでございますし、何かこう話を聞いていますと、本当に学校の授業内容が非常に楽しいものになってくるんじゃないかなと、わくわくするような思いでいっぱいでございます。

タブレットに関しましてはキーボードがないといけないということで、今回なかなかタブレット

に変えるということは難しいという話でございましたが、2イン1ですか、よくわかりませんが、そういったノート型とタブレットを兼ね合わせたような内容となっているということでございましたので、その辺も今回はそれでいいのではないかなと思いました。

今回いろいろ質問させていただきましたが、この内容が少しでも西予市のためになればと思っております。

本当にきょうはありがとうございました。

これにて一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時44分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に、4番宇都宮俊文君。

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

改めましておはようございます。議席番号4番宇都宮俊文です。

議長より発言の許可をいただきましたのでよろしく申し上げます。

まずは早朝より傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。背中を向けておりますが御礼申し上げます。

この新型コロナに対する質問ですが、聞いておりましたらきのうの宇都宮久見子議員、そして先ほどの井関陽一議員の質問とほとんど重複しますので、この件に関しては、もう私のほうからは質問は控えさせていただきたいと思っております。また、酒井産業部長の丁寧で非常にわかりやすい答弁がございましたので、それとほとんど理解できましたので割愛させていただきます。

西予市の新型コロナウイルス感染症対策総合相談窓口、これは本当に早い対応をしていただいたなと思っております。それから、西予市独自の中小企業者等経営安定補助金、これにつきましても、県内でも早々につくられてよかったなと議員全員で感じております。それからまたそのあとできましたせいよ買い物応援事業、これにつきましても、これも本当いいなと思っております。これを使うことによって、少しでも多くの方が買い物行った

り、食事に行ったりしてもらっていいかなと。私もきのう早速10冊ほど買わせていただきましたが、酒を飲まないものが言うのはおかしいんですが、どんどんこれから飲み食いをしてもらわないといけないと思っております。当然議会でも市役所でもそうですが、送別会、歓迎会、いろいろな会議、飲み会止めて、それで市内の業者の方かなり困っておると思っております。東京の新宿のほうとは違いますんで、できる限り懇親会をするべきではないかなと思っております。私も家族連れて毎週食事には行こうかなと。それが自分らにできる一つではないかなと思っております。

それから、支援策、融資はやっぱりこれ借金ですから、それぞれの事業者、融資を受けれる方はまだいいと思っておりますが、ただ本当に一生懸命事業やられている方、ただでさえ一生懸命なのに、これでまた融資を受けて、例えば60歳の方がこれから事業をやってお金を返していけるのか、なかなか大変なことではないかなと思っております。

私もミカンづくりやっておるんですが、かんきつの場合今の時期はそんなに影響はなかったんですが、これから先なかなか読めません。やはり消費が低迷しているし、単価がどうなるのか、売れるのか、そういう心配ありますんで事業をやられてる方大変だろうと思っております。

ちょっと息苦しいんでちょっとだけマスク外させていただきたいと思っております。

こういうぐあい、特に今明浜私の知り合いでも、一つが真珠業者、春先ご貝がへい死したりして、その人が言うには、かえって春先死んでくれたからよかったという意見も言っていました。これがいつもどおりご貝を買って養殖していたら、全くこのごろ売れないと、2、3年ずっと在庫を抱えているということで、抱えながらだんだんだんだん単価が下がっていくという今状況だそうです。真珠も大変で特に景気が悪くなると売れない。

それから養殖、特にタイなんかは、大体1キロから1キロ500グラムが売れ筋で、それを超えると商品価値がなくなるということで、ただえさはやらなくてはいけない、しかし大きくなったら売れない。こういう本当大変なところがあるかと

思います。それからヒラメとか高級魚に関してもそうですが、どうしても消費の落ち込み、それから先ほど井関議員も言われておりました酪農関係、畜産、養豚、これらもなかなかこれからの本当どういう策があるのか大変だろうと思います。

市としてできること、国のどういう支援策があるのか、細かくその人たちに伝えてもらうのが市の務めではないかなと思います。だから市としてできることはかなりやってもらってるかなという感じがします。少しでも早い解決を願いたいと思います。

それから先ほど思いついたんですが、特に今ちょっと私マスク外させてもらってるんですが、しゃべるだけでも息苦しくていけないと。私も朝ここまで上がるのに、前は無理して歩いて上がってたんですが、今マスクやって6階まではよう上がりません。

今子どもたちが朝保育所、学校行くのに全てマスクやって行きます。本当にこのマスクをやることによって口の中が乾燥せずに脱水状態になるのも気がつかない。これはもう当たり前のことですので、ここで言ってもしょうがないことですが、これが本当に正しいのか。例えば愛媛県の小中学校、保育所でマスクをやらして、それによって熱中症のリスクはかなりあると思われま。この判断は専門家によっていろいろ違うと思うんですが、それでも愛媛県で強制的にマスクをやっていいのかなという心配を今持っております。特に今から夏暑いときに、子どもたちはマスクしないといけないからやっているが、果たして正しいのか。例えば保育所だったら、市の管轄なんでマスク指導してくださいと言って、現場の職員がどう対応されるのか。そこら辺もやっぱり柔軟に愛媛県に合った、この地区に合った対応をしていかないと、東京と同じ対応しても問題があるかなと思います。

これに対して質問をすると通告外になりますので、この後信宮議員のほうに似たような関連質問があるということですので、そちらで私の今の考えを含めて答弁していただけたらと思います。

それではこれから本題に入りたいと思います。

2番目ですが、過疎地域における問題点につい

て。

まず過疎になると何が不便になるのかということとで考えてみました。一つが毎日の買い物、ごみ出し、また救急医療、それから介護、教育、自治活動などなどさまざまな問題があると思います。

その中で今回は、買い物困難者、ごみ収集事業、いわゆるごみ出しの問題、そして救急医療、この3つについて質問したいと思います。

まず、買い物困難地区についての質問ですが、過疎地域においては店舗が次々と閉店し、自家用車のない家庭においては、毎日の食料品などの買い物がとても困難になっております。

明浜町においては、農協マーケットが過去5店舗あったのですが、全て農協が撤退いたしました。これによって、地区によっては地元の人が本当半分ボランティアの感覚でお年寄りのためにといいことでやっております。4店舗は今動いてるんじゃないかなと、ちょっとはつきりした情報ではないんですが、そういう状態です。

それからガソリンスタンドもだんだん少なくなって本当に困っております。というのも、車がある方は、車で宇和町とか行けるんですが、例えば冬場の灯油が要る時期、ストーブに入れる灯油買うのにお年寄りが灯油を買いに行く場所がない。これ本当に現実問題としりました。宮之浦地区のほうで、スタンドが毎日あいてないというところで、どうやって灯油買いに行くのかなと、これ本当に死活問題です。

こういう問題が非常にあります。特に明浜においてはコンビニもありませんし、当然飲食店もありません。そんな中でお年寄りが困っているというところがございます。

まず明浜町における店舗の数、それから状態をお尋ねしたいと思います。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

それではまず明浜町の現状についてお答えをさせていただきます。

宇都宮議員のご指摘のとおり明浜町におきましては、東宇和農協が運営されておりました5店舗のうち、4店舗が地域の方によりましてその店舗

を引き継いで営業を続けていただいております。

そのほかにおきましては、明浜町内では7店舗ほどの商店が営業されているということで認識をさせていただいております。

以上です。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

これに対してどのような支援策というか方法があるのかその点をお尋ねしたいと思います。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

ただいまのご質問でございますけれども、店舗そのものを直接的に、経営自体を支援する制度そのものはございません。

市としての対応についてでございますけれども、先ほどもご説明ございましたが現在全国の過疎化が進む地方におきましては、買い物難民問題、まさに直面をしておる大きな課題であるということであろうかと思っております。本市におきましても例外ではなく、経営難によります廃業また事業の撤退によりまして、そういった商店をやめてしまうといった方々が後を絶たないといった状況でございます。

このような地域課題に対しまして、全国におきましては、地域住民が出資して株式会社を設立して商店の経営に取り組む。また、自治センター内に店舗を構えて運営を行う。高齢者を中心とした送迎サービス、買い物支援、そういったものを含めてでしょうけれども、そういったサービスの提供。このように地域住民が主体的に課題解決に取り組むといった事例がございます。

当市におきましても、地域発「せいよ地域づくり」事業によりまして、地域住民の皆様が地域課題を共有し、主体性を持った問題解決に向けた取り組みが数多く見られるところでございます。この取り組みはことしで10年目を迎えております。徐々にではありますけれども地域の組織力、また実践力は成熟しつつあるのではないかというふうに感じております。

これから、その活動をより支援する体制整備といたしまして、地域づくり活動センターの設置について鋭意取り組んでいるところでございます。この地域づくり活動センターにおきましては、買い物難民問題を初めとするそういった地域の課題解決に主体的に取り組んでいただきたいと考えております。当然全ての地域課題を地域住民だけで解決できるというものではございません。地域にできること、また、行政がやるべきこと、地域と行政が協働してやること、そういったことを見きわめながら、これからの人口減少に立ち向かうことができるまちづくり、また地域課題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

すみません。1年ぶりの質問でルールを忘れておりました。失礼しました。

本当に大変で深刻な問題になろうかと思っております。ただ、私の地域狩江地区はまだ多少若い人がおって、個人名出すんですが、原田さんという方が、もう赤字覚悟でやるというところでマーケットにもともといたパートさんをそのまま雇って今までと同じ体制でやっています。そういう姿を見て地域の人が少しでもマーケットで買い物しようという今流れになってますんで、何とかいいかなと思うんですが、ただやはりだんだんそれでも人が少なくなって、売れるものが少なければ利益もないというところで、せめて5年ぐらいでも続けてやってもらえればいいし、できれば10年やっていただきたいというところでございます。

これは明浜だけに限ることはないと思います。野村、城川の山間部のほうでも一緒だろうと思いますが、いろいろな策を練ってもらって、特に今から自治センター化されますので研究していただきたいと思います。

この後のごみの問題のところに関してもまた一緒の答弁になろうかと思いますがやりたいと思います。

続きまして、家庭ごみの収集事業についての質

間でございます。

まず西予市が合併して人口は減少しております。この間の家庭ごみの量とそれから処分に係る経費の内訳を聞きたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

西予市家庭ごみの現状についてお答えをいたします。

令和元年度の事業系ごみを除く家庭ごみの総排出量は8,631トンで、内訳といたしまして、燃やすごみ5,942トン、資源ごみ2,443トン、埋立ごみ246トンとなっております。また、事業系ごみを除いたリサイクル率は28.3%でございます。

人口減少などの影響により、平成29年度まではごみ排出量が減少傾向にありましたが、平成30年度と令和元年度は微増に転じており、これにつきましては、平成30年7月豪雨の影響により粗大ごみを中心とした排出量が増えたものであると考えております。

次に、家庭ごみの処理経費ですが、令和元年度の支出では、燃やすごみの焼却委託費用が約2億円、ごみ収集運搬委託料が約2億1000万円など、総額で約4億7000万円となっております。一方、歳入は、指定燃やすごみ袋の販売手数料約4600万円、資源ごみの売却収入約1100万円を初めとして、総額で約8200万円であり、差し引きの結果として、実質約3億9000万円の費用が必要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

それでは各旧町別に分けて、家庭ごみの排出状況はどのようになっているのかももう一度お尋ねします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

旧町別の家庭ごみの排出状況についてお答えをいたします。

令和元年度における家庭から収集している燃や

すごみの旧町別の年間排出量につきましては、明浜地区が560トン、宇和地区が2,554トン、野村地区が1,210トン、城川地区が368トン、三瓶地区が1,250トンとなっております、合計5,942トンでございます。

この数値を市民1人当たりの排出量に換算しますと、排出量が最も多い地区は三瓶地区で、1人当たり年間188キログラム、最も少ない地区が城川地区で、1人当たり年間114キログラムとなり、その差は74キログラムとなっております、明浜地区・三瓶地区の海岸部に比べ、野村地区・城川地区の山間部のほうが少ない傾向にございます。

市では、この要因を探るため、宇和・城川・三瓶地区を対象に、燃えるごみの実態調査を実施いたしました。その結果、燃えるごみに含まれる生ごみの割合が、三瓶地区が最も高く46.3%、続いて、宇和地区が44.9%、城川地区は最も低く42.8%となり、この生ごみの割合が排出量の差に反映されていることがわかりました。この背景には、山間部における田畑等への生ごみ堆肥化による減量効果が大きいと考えており、これらのご努力が焼却費用の削減につながりますので、市としましても大変感謝をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

旧町別で統計出していただきました。海岸部、三瓶・明浜では生ごみが多い、山のほうでは少ないということでございます。

これデータをとったわけではありません、私の想像ですが、海の近くでは魚1匹丸ごと使います。例えば、小魚以外タイであったり、アジでも大きい、ハマチであったり、これを刺身にして食べたら残ったかすが生ごみになります。多分宇和とか町なかの人はパックに入って切り身になったのを食べるんで、山のほうの方は、多分魚の消費が少ない、生ごみは畑へ入れられるというところだろうと、私の想像です。

ただこれはいつも議員がこんなことを言うちゃいけないとよく言われるんですが、海の魚というのは、食べて、昨年も言われたことなんですが、頭

を海へ返すという行為は、これは絶対違法ではないと思います。これ国にかみついてもいけないんですが、これによって海に栄養ができて有機物になるわけで、今これをしない、何もかも処分場で塩素まで浄化して海へ流す。これによって海がやせている状態が今本当に顕著に出てます。例えば広島県だったり、カキの養殖されるのに、今有機物が少ないんでカキが育たないと。それで、今完全に浄化しないものを流してやろうかというような試験までされているところが本当にあります。

だからこの辺、例えば西予市で条例をつくって、魚だけは海へ返すとか、そういう検討も私はできるのではないかなど。行政だから捨ててはいけない、そうじゃなしに、正しいものは海へ捨てるのではなしに返すことが、私はこれ胸を張って言うべきではないかなど。これによってごみ減りますし、前回も言いましたが、やっぱり生ごみは本当に西予市においては養豚、畜産場あるんで、これと牛糞とかまぜれば堆肥になって、多少面倒くさいし経費はかかるかもしれませんが、そういう市をつくれる状態が、西予市はそろってるんで、こういうところは日本中探してもそんなにないと思います。それに少々金がかかってもそういう取り組みをして、少しでも化石燃料を使わずに元気な市にしていく、そういう雰囲気をつくれれば、当然市民の皆さんも変わってくると思います。堆肥つくって、それを田んぼとか畑に入れてもらう。そこでできた野菜を学校給食とかに使ってもらう、そういう全体の仕組み、前回も言いましたが、そういうところをやっている自治体も実際あります。そこら辺職員の皆さんも優秀な方おられますんで、また、一緒に検討していただいたらと思います。

原稿に書いてないことなんで、ちょっとあれなんです。それでは本題に戻ります。

先日、野村町溪筋のほうを回りました。あの地区は結構坂道が多くてごみ出しが本当に遠くて困るとるんよということで話聞きました。私も実際現場行って見たら大体一番遠いところで600メートルごみステーションまでありました。急な坂道で、ちょうど92歳のお年寄りの人と話したんです

が、ちょうど道路端に缶々があって、これごみ焼かれてるんやなと思って感じたんですが、当然生ごみは畑入れられておるといところでほとんど出してないんじゃないかなと思いました。どうされよりますかという話したら、私は車乗れんでごみ出しはもうあつこまでよう降りませんと、本当に困っておるといことでいろいろ話たんですが、松山における娘が帰ってきたときにビールの空き缶は持って帰ってくると、松山まで持って帰ってくれるんよといことまで言われましたんで、やはりこういう地域、特に野村・城川山間部行ったらかなりあろうかと思います。

ただ一概に数字だけ見て、野村・城川はごみステーションの数が多いです。遠回りしたら経費がかかりますではなしに、もう少し現場に合ったやり方、もう少し親切なやり方、予算がいれば別のところ、例えばまちづくりのほうから出すなり、そういうふうな考え方も今からしていただかないとお年寄りが住めないまちになりよるのではないかなどと思っております。

明浜のほうでも「ごみ捨て場が遠くていけん」とたまに言う方おります。そこで私言うんですが、野村・城川の人らやったら、坂道を遠いとこまで持っていきよるんやけん明浜は我慢してくれよといことまで言うております。やはりそういう状態で、数、人口割ではない。同じこと申しますが、1軒、2軒のところであっても遠ければ何とかしてあげる。

きのうの二宮議員の質問にもありましたが、ふれあい収集、これはいいとは思いますが、やはりごみを出すのにお金がかかるというのはちょっとどうかなと思います。ほかの例えば、買い物の代行をしてあげて、そのついでにごみを集めてもらうとか、そういう取り組みも一緒に考えてもらったらと思います。

この件に関して、再質問でございますが、何か意見があれば、案があればお願いしたいと思ます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

山間部におけるごみステーションの対応について

てお答えをさせていただきます。

まず市内におけるごみステーションの状況でございますが、西予市は、合併以前の旧町別のごみステーションをそのまま引き継いでおりまして、現時点においては、明浜地区43カ所、宇和地区212カ所、野村地区301カ所、城川地区127カ所、三瓶地区77カ所、市内合計で760カ所となっております、各自治会において管理をいただいております。

次に、ごみステーション1カ所当たりの対象世帯数につきましては、各地区の世帯数を箇所数で割った単純な計算ではございますが、明浜地区、宇和地区、三瓶地区は35世帯から43世帯に1カ所に対して、野村地区と城川地区では12世帯に1カ所となり、野村・城川地区は面積が広い中で集落が点在していることから、他の地区よりもごみステーションの配置割合を高くして対応をしているところでございます。

しかしながら、実際にごみステーションまで距離がある世帯は、山間部はもちろん市内各地において存在するのは事実であり、これらの要望が自治会から寄せられた場合には、個別に確認しながら対処させていただいているところではございますが、約2億円の経費が必要なごみ収集運搬委託費において、収集距離及び時間の増加はさらなる費用を伴うことから、ごみステーションの新設については慎重に検討せざるをえないのが現状でございます。

なお、高齢者が歩行で困難な方や障がいを持たれている方などがごみステーションまでの距離が遠く苦慮されている場合の要望には、先ほど議員がおっしゃったように、ごみステーションの増設ではなく、直接玄関先まで出向いて個別収集を行うふれあい収集事業を紹介して対応をさせていただいております。

地域のごみステーションに対する要望につきましては、今後もその要因を確認させていただきながら、よりよい方法について検討をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

今野村地区の数聞いて本当びっくりするぐらいあるんですが、それでも大変なところがあるかなと思われまので、今回私これを言ったことについて、部長初め現場まで行ってもらったということ聞いております。ありがとうございます。できる限りの対応をしていただきたいと思います。

それと先ほど言いましたまちづくり、あるいは自治センターになった場合に、例えばでございますが、便利屋さんみたいな、家の電球が切れたから変えてくださいとか、ちょっとしたこと、こういうことが自治センターの職員ができるような体制も一緒にしてもらったらいいのではないかなと思います。例えば日を決めて週に1回買い物に連れていくようなことができればいいし、そのついでにごみを持って帰ってくれるというやり方、これ市長頭かかえるような問題になるかもしれませんが、これをやっぱりやることによって、どうして今公民館を自治センター化にするのか。こういういいところを出していかないと、多分住民は面倒くさいばかりで役員になる人もおるかというのが今現状でございます。

うちの地区においても、役員、今頭の方は決まっていますが、次誰がやるのかといったら皆逃げ腰になります。もっともとお年寄りばかりの地区に関しては、この制度をやってもなり手が無いという状況が必ず出てくると思いますんで、先進地を見られて勉強するのも大事ですが、よその地区がやってないこと、全国でやってないことを最初に西予市が打ち出してやる。そうすることによって全国から視察に来てもらって、モデルになるような地区をつくってもら。そうすることによって補助金も、うまくやれば国から引っ張ってこれるのではないかなと思いますんで、ぜひそういう前向きな考え方でやっていただきたいと思います。

今のことを交えましてまちづくりのほうから、現時点での対応策があればお願いしたいと思います。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

今ほど宇都宮議員の地域課題の解決のための小規模多機能自治、地域づくり活動センターの役割とございますか、そういったことについてのご質問かと思いますが、これにご答弁させていただきます。

まずごみ問題でございますけれども、これにつきましては、市が地域づくり活動センターにその地区内の個人宅からその集積場所までの運搬を委託するという形であれば、地域限定の収集ということで、これはボランティアという形になるかと思っておりますけれども、そういったことで地域の方が協力していただくような仕組みがつかれようかと考えております。

当市におけます地域課題というのはそれぞれの地域でまさしく多種多様であるといえます。今ほどのようなごみ問題もこれから将来的には直面をしていくであろう課題ですし、また、買い物難民の問題、ガソリンスタンドの撤退による石油難民、そういった問題がさまざま出てくるかと思っております。

それらの問題解決のためには、地域課題に取り組まれている先進地事例の共通するところといたしまして、地域住民が主体に取り組んでいること、その活動が自治センターを拠点としていること、当市におきましては地域づくり活動センターという名称になるかと思っておりますけれども、そういったことによりまして、それぞれの地域課題はさまざまであろうかと思っておりますけれども、どの課題をまず優先的に取り組むのか、またその解決の仕方もそれぞれの地域に合ったやり方があるかと思っております。そういったことも地域で考えていただきたいと、またそれは市でも支援をしていきたいと思っております。

活動拠点としての地域づくり活動センターを今後整備してまいりたいというふうに考えておりますし、地域住民が地域課題を共有し、またそれを解決に導く実践の場となるように、この取り組みをさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたらと思います。

それでは大体いい時間になりましたんで、最後、救急医療体制についてお尋ねしたいと思っております。

1つ目、山間部または辺地における現状についてお尋ねします。

西予市には、山間部や辺地が多く点在し、救急搬送にはかなりの時間を要していると思っております。明浜町、城川町においては、救急出張所を24時間体制にさせていただき本当に住民安心しております。それでも遠いところでは救急車が来るまでに20分以上かかって、病院まで行くのに小1時間かかるという状況があります。また野村の惣川、大野ヶ原についてもご存じのように遠いところでございます。

このようなどころの救急車の到着時間、それから搬送時間、そのところどうなっているのかお尋ねします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

それでは山間部などの周辺地域における救急の現状について、マスクをしたままでお答えさせていただきます。

当市の令和元年の救急統計では、救急出動から現場到着までの全体の平均所要時間というのは9分50秒でございます、全国平均では8分42秒となっておりますので、比較をしますと1分強長い状況でございます。各町においては宇和町が7分13秒、野村町が10分34秒、明浜町は13分44秒、城川町が10分30秒、三瓶町7分10秒となっております。

そのうち20分以上を要した事案といたしますのは、全救急件数2,224件中164件ございまして、その内訳は、明浜町が58件、宇和町11件、野村町70件、城川町20件、三瓶町が5件となっております。明浜町と城川町の救急出張所が24時間体制となったことで、以前よりは大きく改善をしたところでございますけれども、野村町や明浜町においては時間を要する事案が多いといった状況にご

います。

また、野村町の惣川地区、明浜町の田之浜地区におきましては、患者を救急車に搬送して、最寄りの二次救急病院までの搬送時間が、平均で60分以上かかる状況にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

続きまして、明浜町田之浜においても、何度かドクターヘリが来てもらったというところがあります。20分で松山から来られて、すぐ搬送するというところで海岸部でもそうですし、山の奥のほうでも同じ時間で搬送できるということで、本当にこれありがたいもんだと思うんですが、この今の出動状況、それから活用方法など細かくちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

ドクターヘリの現状についてお答えをいたします。

ドクターヘリの要請基準と申しますのは、遠隔地であること、それから生命の危険が切迫していること、またはその可能性が疑われている患者、もしくは医師による早期治療開始が必要と判断される場合というふうにされております。

私どもでは119番通報の時点で、空振り覚悟で判断をするようにしております、積極的にドクターヘリの要請をすることというふうにしております。

平成29年2月にドクターヘリの運航が開始されてから現在までに、市内で92件の要請をしております、うち70件の出動がありました。内訳は、明浜町4件、宇和町18件、野村町32件、城川町14件、三瓶町が2件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

70件出動しているということで便利なものが出てきたなと思っております。ただこのヘリはどこで

も降りれるわけではございませんし、今臨時で降りれるランデブーポイントというんですか、できております。それで、例えば明浜町でも豪雨のときに田之浜地区が孤立してしまいました。この間救急搬送はほとんどなかったということでおったんですが、仮にこのときに救急搬送すれば、田之浜から俵津を通って宇和には行けないという、本当にそういう時期が1カ月近く続きましたので、日常の救急だけではなく、災害時の対応としても、このヘリが降りれる場所、常時ヘリポートとして整備できればいいですが、それができないところは、緊急時でもさっと降りれる、例えば今であつたら小学校のグラウンドに水をまいて臨時に降りたりしてるんですが、その場合でも、ヘリが上空で回って散水が終わってそれから降りれるというところがあつたり、また、それをやることによって近隣の家に迷惑をかけたというところが聞いてみればよくあるというところがございます。

やっぱりそういうことも解決の一つではないかと思いますが、それに関してどう思われるでしょうか。再質問をお願いします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

それでは市内のヘリポートの現状についてお答えをさせていただきます。

まずドクターヘリが着陸して、それから救急車から患者を移しかえる合流点のことをランデブーポイントというふうに呼んでおります。この場所は、約35メートル四方の水平な土地が必要であつて、周囲に高い建物とか電線とかがない、障害物がないということが条件でございまして、現在市内に24カ所登録をしているところでございます。

このランデブーポイントがグラウンドなどの土の場合には、ヘリの風圧で周囲に影響を与えないように事前に水をまいておく必要がございます。ヘリは松山空港を出発して約20分で西予市に到着しますので、消防隊が散水完了までに20分以上を要するという場合は、ヘリは上空で待機することになります。無駄な時間が生じてしまうということになります。

このような事態を防ぐために、特に現場到着までに時間を要する地域は、このランデブーポイントをヘリポート化することが有効でございます。このヘリポート化といいますのは、その場所を舗装してHマークを入れて、それから立入禁止とするなどヘリの離着陸専用とするものでございまして、散水なしでもヘリが着陸できることとなりますので、時間短縮が望めるということにつながります。

現在ヘリポート化しているものは、野村町惣川地区に1カ所、それから県所有のもので、愛媛県歴史文化博物館の山側に1カ所の2カ所、それから今年度大野ヶ原地区にも1カ所設置する予定としております。そのほか散水の必要がないものとしたしましては、芝生やアスファルトの駐車場などをランデブーポイントと登録しているところがございます。城川町に4カ所、そのほかの町にはそれぞれ1カ所ずつ合計8カ所あるといったようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

結構ヘリがおりの場所多いんだなという感覚を覚えました。まだそれでもここにあったらいいんじゃないかなという場所もありますので、またそのうち適地があれば1カ所か2カ所でもそういう対応をお願いしたらと思います。

取りとめのない質問になりましたが、ちょうどいい時間になりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時49分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、3番信宮徹也君。

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

議席番号3番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に基づきまして

一般質問をいたします。

本日は大きく分けて3点、コロナウイルス感染症による市内産業への影響対策について、コロナウイルス感染症による小中学校への影響について、市内の公立高校について、以上の3点ですが、一般質問2日目の3人目ということで、だんだん言うことがなくなってきまして、既に質問や回答があった点は省略しつつ、重要な部分については、確認の意味も込めてお聞きしたいと思います。

それでは、コロナウイルス感染症の影響で、市内では飲食店を中心に、多産業に渡り休業に追い込まれ、収入がなくなったり、収入が落ち込んだりするなど影響を受け、経営継続に支障を来している個人や事業者が多数出てきています。

西予市では、いち早く3月定例議会中に、中小企業者等経営安定補助金制度をつくり、市内の個人や事業者には非常にありがたい制度となっております。

昨日の質問で、この制度の補助金申請者は現在146件、申請額は7199万5000円であるとの回答がありましたが、それでは、この制度を利用した業種別数と借入総額はどのくらいなのかお伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨日の宇都宮久見子議員の答弁から最新の数字が入ってますので、最新の情報をまずお知らせしたいと思います。

6月10日現在で申請が147件、昨日より1件増えておりまして7249万5000円、補助金振り込みの実績は昨日と一緒の100件で4962万9000円となっております。

信宮議員お尋ねの業種別という部分が非常に数字の拾いづらい部分がありまして、一次産業、二次産業、三次産業というような形で答えさせていただきます。

第一次産業が8件、第二次産業が21件、第三次産業が118件となっております。借り入れの総額は10億3319万円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

借入れの総額が10億3319万円ということで、やはりこれは市内の産業に大きく影響を落として、それだけ市内の方が借入れをしなきゃいけない状況なんだと改めて思っております。

この制度は、前年同月の売り上げから今年度の売り上げが5%以上少なくなった個人や事業者が、国の新型コロナウイルス感染症特別貸付制度及び特別利子補給制度による融資等の決定を受けた者という点が補助対象者の要件の一つとなっております。

日本政策金融公庫は、今から12年前の2008年に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫が統合され発足したものでありますが、基本的には前身の業務をそれぞれが引き継いでおりまして、その公庫の融資制度としては、国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業と3つに分かれている状態です。国民生活事業と中小企業事業で借入れをした場合は、市の中小企業者等経営安定補助金の対象となりますが、農林水産事業は、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等による融資の対象事業となっておらない状況です。

農林水産事業者が借入れをして、この制度を利用する場合には、どのような方法をとればいいのかお伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付は、国民生活事業のその他の融資制度で、東日本大震災復興特別貸付や平成30年7月豪雨特別貸付などと同様に低利であり、かつ、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している場合は、無担保で全ての業種において日本政策金融公庫宇和島支店で融資が受けられます。

これまでに漁業、養殖業の方は、融資を受けられ補助決定をした実績がありますので、農業の方も新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資を受けられれば西予市の補助の対象となります。

なかなか説明が難しいところではございますが

一番簡単に申し上げますと、信宮議員等が借りられとるといえるのか、その窓口とされている農業関係者は、松山市の日本政策金融公庫で、セーフティネットという部分の一番申請しても借りやすくして低利なものがありますが、これではなくてという説明が一番いいのかなと思います。

そういう中では、宇和島の日本政策金融公庫で借りるメニューの貸付を利用してくださいという説明が一番理解していただきやすいのかなと思いますし、まず漁業関係の方でもセーフティネットで先に松山市のほうで借りられて対象にならないというようなことで持ち帰られまして、その部分の金額が150万円分だけもう1回宇和島で借り替えていただきますかというようなことで対象とした事業者もありますので、もし松山市のセーフティネットで借りられておる方がございましたら、そういうふうにお伝えをいただきますと、宇和島で借り替えをしていただきますと、私どもの50万円の補助金を取っていただくという形ができるかと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

私たち農林水産事業者が、仮に借入れをする場合は、いつも松山の政策金融公庫に行くわけなんですけども、そこではなくて、宇和島のほうの国民生活事業か中小企業事業で借入れをすれば対象になるというふうな説明でございました。

公庫から借入れをした場合に3年間は実質無利子であります。国民生活事業で借入れをした場合は、3年以降は1.36%、中小企業事業で借入れた場合は1.11%の金利が発生してきます。

先ほどの答弁にもありましたように、今回、現在市民が借入れている額は10億3319万円ということで、この新型コロナウイルス感染症の影響はいつ終わるのかわからない、来年もまた同じ状況に陥るかもしれない。そういった中で、多額の借入れを行った場合、1.36%ですと年間2400万円、1.11%ですと年間2130万円、これが3年以降、市民の金利負担としてかかってくるわけですが、その辺の対策は考えていらっしゃいますでし

ようかお伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

3年間の実質無利子後の利子補給制度は、現在西予市では考えておりません。

利子補給を含めた経営安定補助金という考えで、今回の補助金を創出しております。しかしながら、3年後にコロナウイルスが終息しておるとは限りませんし、またそのときには、また新たな補助制度というか、西予市ならではの事業といいますか、補助制度を、また考えさせていただくようなことになるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

50万円の補助金と、さらに利子補給となるとなかなか難しかろうと思いますが、本当に困っている方がいらっしゃると思いますので、また、制度等考えていただければと思います。

それでは次の質問で、前年同月比で売上げが50%を切る月があると、国の持続化給付金の制度という対象になりまして、個人で最大100万円、法人で最大200万円の給付対象となりますが、市内において、5割の減少とはいかないものの3割や4割の売上げ減少者が多数いると思うが、その方たちへの救済策はあるのかという質問をする予定でしたが、これまでの答弁のとおり、昨日の回答で、中小企業者等経営安定給付金を準備中との回答でありました。

国の制度に届かない方たちを救済する大変よい制度であると思いますので、周知をする意味も含めまして、いま一度事業のあらましを教えてくださいたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨日の市長の答弁と重なりますが、宣伝という意味、市民に皆さんにさらに知っていただくというようなことで、同じ回答となるんですけど回答させていただきます。

国の持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者への給付金です。西予市におきましては、売上げの基準となる2019年の売上げが、平成30年7月豪雨災害により減少している事業者も多数おられることから、国の基準を下回る20%以上から50%未満減少している事業者への給付金、原則一律20万円の中小企業者等経営安定給付金制度を考えております。

制度の創設に要する経費を今回の6月議会で補正予算の追加をさせていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

今回の経営安定給付金制度、3月に生まれた補助金制度等、市の対策は本当にフットワークが軽くてスピード感があるものを構えてもらっていると思います。本当に市民は助かっていると思います。これからもまたいろんな影響は出てくるかもしれないけどその都度、ぜひとも対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次の質問で、小中学校における影響について聞きたいと思います。

コロナウイルス感染症の影響で、学校は長期間休みとなり、授業が行えていない期間が長かったが、どれくらいの授業のおくれがあるのかということを開きたかったんですけども、昨日の回答で、7月21日から7月31日、8月24日から8月31日に授業を行い、13日間夏休みを短縮し、これまでものおくれを取り戻すという回答でありました。

そこで一つお伺いしたいんですけども、この時期、毎年大変暑いということで、現在のエアコンの設置状況についてお伺いしたいと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

エアコンの設置状況ということでありまして、エアコンの整備につきましては、気候的に涼しい環境にあります大野ヶ原小学校を除きます市内全ての小中学校に既に整備済みとなっております。

ます。そのエアコンの運用につきましてでありませうけれども、このたび、文部科学省から学校の新しい生活様式として、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出されたところであります。

この中では、換気でありますとか、先ほどもご意見がございましたマスクの着用等についても示されているというところがございます。

換気につきましては、気候上可能な限り常時、困難な場合は小まめに、また、2方向の窓を同時にあけて行うようにすること。また、エアコンを使用している部屋についても、エアコンは部屋の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れかえを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要というふうに記載をされております。

これを基本におきまして、実際の学校現場では、気候、また天候や教室の配置などにより環境が異なりますため、状況に応じエアコンの操作と窓の開閉のタイミング、また、組み合わせ等を工夫いたしまして適切に換気することとしております。

また、マスクの着用に関しましてですけれども、衛生管理マニュアルの中で、マスクの着用について記載がございます。学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう児童生徒と教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮が必要であるというようなこと。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要としない。また、これにつきましても、生徒間、児童間の距離等に配慮した対応が必要であるというようなことになっております。

先ほどのエアコン、またこのマスクとどちらにつきましてもですけれども、基本的には、今ほどご説明をさせていただきました国の衛生管理マニュアルを基本にいたしまして、各学校においては、気候、また天候、部屋の状況に応じて適宜、学校その状況ごとに対応させていただいたらと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

マスクについては、再質問で思っておりますけれども、先に、エアコンとマスクについて答弁がありましたので、やはり通り一辺倒ではなくてそれぞれ西予市内いろいろ気候が違いますので、臨機応変な対応をお願いして、生徒の健康管理に努めていただきたいと思います。

それでは、休校となっていた期間、全国的に見ると、学校によっては、児童生徒に対する授業の取り組み方が違って来たと思います。そう言いますのも、資金的に余力のある私立学校や都市部で既にI C機器がそろっている学校は、遠隔で授業が行われているところもあると聞いておりました。市内の学校、特に、中学受験をする子もいますし、それらの小学校6年生や高校受験を控えた中学3年生の年代に、授業のおくれからくる受験への影響はないのか、またその対策についてお伺いしたいと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

授業のおくれに対応する内容の質問であったと思いますが、市内小中学校におきましては、先ほどご理解いただいております通り、夏季休業を短縮いたしまして13日間授業を行うということとしております。小学校は午前中4時間、中学校は6時間授業を行うことといたしました。それにより、中学校においては、9月までに学習のおくれをほぼ取り戻せる見込みでありまして、市外の学校と比較しても受験に直接影響はないものと考えております。小学校におきましては、夏季休業中の短縮だけでは、学習のおくれを取り戻すことが難しいため、児童や教職員の負担を考慮しながら、今年度末までに計画的に学習のおくれを取り戻していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

休校となっていた期間授業を行えなかったけれども、受験に対する影響は多分なかろうということでございます。親御さんたちも安心されていることと思います。

次の質問で、今後再びコロナウイルス感染症の影響を受けて、再び休校に追い込まれることも考えられますが、遠隔授業を行える施設や機器を整備する予定はという質問を考えておりましたが、これもこれまでの質問や回答で、GIGAスクール構想で1人1台、市内で2,430台のパソコンを整備する予定であるとの回答でした。

そこで一つ聞きたいのは、令和3年度にはインターネット環境を整えてリモート授業を行える環境を整えたいということだったんですけれども、当然これリモート授業というのは、お子さんたちは家庭でパソコンで授業を受けるということで、インターネット環境がなければなかなか難しかろうと思いますけれども、家庭によってインターネット環境はさまざまですが、その対応はどうする予定なのかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

家庭でのインターネット環境の状況ということでありすけれども、このたび実施をいたしました学校の一斉メール配信に登録をされております小中学校保護者を対象といたしました家庭へのアンケート調査の結果におきましては、常時、児童生徒がインターネットを利用できない家庭もございまして、ノートパソコンの整備後すぐに、全ての児童生徒が自宅で遠隔授業を受けられる環境にはありません。

今後、状況の詳細調査を行いまして、児童生徒が持ち帰ることのできる通信機器の導入設置でありますとか、また、自宅に対応できない場合に、公民館を利用した遠隔授業の方法等、早急に整理、検討をしたいと考えているところであります。

また、学校の現場において、一斉学習をそのまま遠隔授業で行う場合、この場合には、人数が多い学級では、誰が挙手し、誰が発言をしているのかわかりづらいというような状況が発生したり、

児童生徒の授業態度やノート指導、話し合い活動の様子などの観察が難しかったりと、これまでに問題とならなかった部分についての新たな課題も出てまいります。

このようなことから、どのような進め方で遠隔授業を行うのか、学校側の指導方法の検討も必要になって参ると思います。これらに対応するためには、授業の概要や教材を事前にオンラインで児童生徒と共有し、習熟度に応じた少人数グループで取り組むことの検討でありますとか、これまで紙で作成していた教材や課題をデータで作成し直す、このような作業も必要であり、どのように児童生徒にわかりやすく伝えるかという点で、技術的な部分での効果を高く問われるため、遠隔授業導入時期においては、専門家による指導や研修等で習得できるよう進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

GIGAスクール構想はやはりこれからの事業ですので、進めるに当たってさまざまな問題が多分出てくるんだと思います。その場面に對しまして、適切な対応をとっていただきましてスムーズに、このGIGAスクール構想の事業が進みますように願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

次は公立高校についてですけれども、高校魅力化事業で、三瓶分校で今公営塾が始まろうとしています。コロナウイルス感染症の影響で開始に当たりまして、予定どおりに進まない点もあろうかと思いますが、現在の状況についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

公営塾の開始に向けた現状についてお答えをさせていただきます。

まずこの事業の目的でございますが、西予市内の高等学校に在学する生徒に対し、市内高等学校と連携し、地域資源を活用しながら、一般学力の

向上とともに、学習指導要領の定める学力の3要素等を備えた人材を育成することで、市内高等学校の魅力化につなげるとともに、人口流出の抑制、また、移住定住促進を図ることといたしております。

その概要でございますが、地域おこし協力隊制度を利用して講師を雇用、そして基本的には自学自習としておりますが、受講生の質問に対する個別指導を行うということで計画をいたしております。一般入試のほか、各種入試制度の支援、また、基礎学力の定着、向上の支援に対応できるものと考えております。また公営塾におきましては、学習支援だけではなく、地元地域における課題を素材に課題解決の方策を考える力、表現する力につなげる支援を行い、地域と協働した活動による地域活性化も図る予定でございます。

本年度におきましては三瓶分校から開始をする予定でございます。講師3名を募集する予定でございますが、コロナ感染拡大の影響も受けまして面接のほうがちよっと時期的におくれも生じております。現在1人の方については正式に採用が決定をいたしております。現在、運用開始に向けて準備をしておるところでございます。公営塾の会場につきましては先ほども申しあげました三瓶分校に協力いただきまして、空き教室を学習の場として使用させていただくことといたしております。エアコンの設置、また、快適な環境整備をし、授業に必要な教材等についても準備をいたしております。

今後のスケジュールでございますけれども、6月中におきましては準備期間とさせていただきます。7月初旬にプレオープン、8月初旬には正式オープンを目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

やはりコロナの影響で結構お困っていると思いますが、個人的には私この公営塾、大変期待しておるところでございます。三瓶分校からまた宇和高校、野村高校、それに介していただき、生徒の学習能力を高めていっていただきたい、そう思

っております。

それでは、私がことし4月の市内3校への入学者数を見てかなりのショックを受けたところです。宇和高校本校の普通科が定員80人に対して入学者数が43人、生物工学科が定員40人に対して入学者数が22人、三瓶分校は定員60人に対して入学者数が6人、野村高校普通科が定員80人に対して入学者数が38人、畜産科が定員40人に対して入学者数が19人、西予市全体での定員が300人なのに対して、西予市内の高校に入学した生徒はことし128人です。市内の中学校の卒業生数が300人弱だということを考えると、市内の高校へ進学する生徒は非常に少ないということに驚かされます。

このように市内高校への入学者数が年々減少していて、このままでは西予市からいずれ高校がなくなるのではないかという危惧するところですが、3校の魅力化について、全体での方向性の検討は進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

3校魅力化の今後の全体的な方向性ということでございますけれども、三瓶分校の今年度の入学者数は先ほど議員が申されましたとおり6名ということでございまして、令和3年度の入学希望者が愛媛県の再編整備基準に満たなかった場合におきましては募集停止となり、事実上廃校ということになるかと思っております。

高校教育がなくなりますと、人口減少に拍車がかかり、Uターン率も低くなる傾向があるとされております。地域の高等学校が存続することで、人口減少が穏やかになるということは、ほかの地域においても示されているところでございまして、本事業を実施することで3校の存続を目指してまいりたいというふうに考えております。

市内高等学校3校におきましては、平成29年度から3校合同プロジェクトといたしまして、西予市との連携・協働を図り、市内の各地域の協力及び支援を仰ぎつつ、3校コラボ活動と3校オリジナル活動の2本柱で、地域活性化と各校の魅力化を目的としたプロジェクトを実施されておるとこ

ろでございます。各地域におきましては、高等学校が根ざしているということで、各校とも特色を生かした活動をされており。勉学、部活動のほか、ジオパークをテーマとした地域活性化に取り組んでおられます。

先ほど質問にもございましたが、今年度から三瓶分校におきましては、公営塾を開始し、順次、各校へ設置をする予定といたしております。西予市といたしましては、現在の3校を存続させて、地域になくはない高校としてさらなる魅力化の向上を図りたいというふうに考えております。

公営塾の運営開始に伴いまして、各地域、関係機関、また各校との協議をする場を設けて、公営塾の運営やまた今後の方向性について検討もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

3校の魅力化については、各事業を通しまして、十分に活動されているという答弁であったと思いますが、本来高校は市の教育部局とは関係なくて県の教育委員会ですけれども、この高校魅力化事業や市内3校における今後のあり方や方向性は、今山住政策企画部長が答弁されましたように、まちづくり推進課が担当しておりますが、教育部局が余りかかわってこないのはなぜかということなんですけど、ちょっと不思議なところがあるのでお答えをお願いします。

○議長

松川教育長。

○松川教育長

今ほどのご質問につきましては、私からご答弁を申し上げます。

市内の高校における魅力化事業などに関して、なぜ教育委員会部局がかかわらないのかということでございますが、当教育委員会部局におきましても、3校合同プロジェクト報告会などには意見交換等をさせていただいているところでございます。

高校魅力化事業は、今ほど政策企画部長がご答弁申し上げましたとおりであります。市内3校

の存続を図り、少しでも多くの生徒を誘い、入学していただくために、地域的特色を活用した創意工夫によって、高校の魅力づくりを行い、地域の行政機関である市役所がその一翼を担うことにより、高校の価値と存在意義を地域の活性化そのものに結びつけようとする取り組みでございます。

一方、教育は、教育基本法にありますように、人格の完成を目指すことを目的としておりまして、この目的を実現するために、学問の自由を尊重し行うものであります。高校進学を目指す中学生にとっては、進学先の高校を選択するということは、義務教育を終えた子どもたちが、人生で初めて行う主体的な進路選択でございます。そして、高校は義務教育を終えた中で、みずからの個性、適性、指向性を見つめ、将来なりたい自分に向かって、夢をかなえる第一歩となる学びの場でもございます。できるだけ多様な選択肢の中から、自分の夢に向かって積極的に学んでいくという進路選択の環境を整えることが、教育委員会としての重要な役割でございます。

当教育委員会では、西予市教育振興基本計画の中で、ふるさとの未来へつなぐ人づくりを基本理念とし、その重点目標の一つに、生きる力を育む学校教育の推進を掲げております。その施策の中に、郷土愛を育むふるさと教育の推進がありまして、地域の財産である四国西予ジオパークや歴史、文化などを生かした教育活動を展開し、郷土愛の醸成を図っているところでございます。

また、昨年度から取り組んでいます学校運営協議会制度、いわゆる、コミュニティ・スクールの導入によりまして、地域との連携を深め、開かれた特色ある学校づくりを進めることによって、さらにふるさとを愛し、ふるさとの未来を担う子どもたちの育成を図っていききたいと考えているところでございます。

市長部局、教育委員会部局、それぞれの立場での取り組みが、高校3校の魅力化と相まって、中学生やその家族が市内の高校を選択し、将来は市内に、そして、ふるさとに住みたい、住み続けたいと思える状況をつくっていくことにつなげていきたいと考えております。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

ただいまの答弁の中に、高校を選択することは、義務教育を終えた子どもたちが人生で初めて行う主体的な進路選択であり、ある特定の進路へ誘導する言動、あるいはそのような意図がなかったとしても、生徒や保護者にそのような印象を与える言動は慎むべきである、そういう教育委員会の考えはよくわかります。

でも西予市の高校はどういった高校が魅力的なのかというのは、やはり中学生の生の声を聞きたいと思っております。今いる中学生がどういう高校が西予市内にあったらいいのか、そういうところは、市の教育委員会でも協力をできるところではないかと思っておりますので、そういうことも、これからの高校の魅力化事業に反映させていってほしいと思います。

それでは次に、現在では西予市から大洲や八幡浜、宇和島はもとより、松山まで通学が可能な時代であり、そういう時代になってきたからこそ、市内に高校を存続させ、市内で魅力的な高校をつくるために、現在の3高校を大学のような宇和キャンパス、野村キャンパス、三瓶キャンパスとした総合高校への移行をする方法、またこれは現在では退職された高校の先生からいただいた案なのですが、ここの宇和川の向こうに宇和町体育館がありますけれども、宇和町体育館周辺に3つの高校を一本化した新設校を開設する案を聞かせてもらったことがあります。最初は、本当にこれ奇抜なアイデアだなと考えていましたが、西予市からどこへでも通学しやすい地の利にあるということは、逆に考えますと、どこからも西予市に通学しやすいということで、このように思い切ったことをよく検討されて、愛媛県に提案してみてもどうかと思うんですけども、その点についてお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま信宮議員から市内にあります3つの高校を1つのキャンパスにした総合高校、それぞれ市内の高校には特色がございますので、それを活

用した生かし方という提案と、南予のへそというか、中心の場所でありますんで、その地の利を生かして新設の学校というご提案いただきましてありがとうございました。

先ほどから山住部長、そして教育長からも話がありましたように、高校魅力化事業に今西予市は取り組んでおります。

これは地域から高等学校がなくなるという状況を回避するためのものであると私はとらえておりました、市内に暮らす子どもたちが行きたい、そして学びたいと思える特色のある高校を、今の3つの高校の中で目指して事業を推進しつつ、新しい高校という先ほどご提案いただきましたあり方についてもやはり研究をする必要があると考えております。

新設校等の取り組みにつきましては、現状の把握と分析、また、将来的な対象年齢層の人口推移を見据えながら、各高校、そして地域の意見を尊重し、慎重に判断すべき重要な課題であると思っております。

少なくとも現時点においては、市のほうから県に提案すべき時期には至っていないのではなかろうかなと私は認識しております。

今後ともこの問題については、各高校の魅力化事業を推進しながら、総合的に検討を進めてまいりたいと思います。ご提案まことにありがとうございました。

○議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

今からちょうど3年ぐらい前になりますけれども、総務常任委員会で、島根県の隠岐島前高校が高校魅力化事業を行ってございまして、それを視察に行ったことがありました。

隠岐島前高校は平成10年の入学者数が77人でしたが、10年後の平成20年には入学者数が28名と半減いたしまして、これでは島に高校がなくなってしまうということで、一番最初に立ち上がったのが住民でした。それから、住民、高校、行政が丸となって、ピンチは変革と飛躍へのチャンスととらえまして、平成20年の島前高校全校生徒が89人だったんですけども、私どもが視察に行き

ました平成 29 年の前年、平成 28 年には 180 名、
8 年間で 2 倍になっております。

このように、これは全国的に見ても大変成功した例ではございますが、やり方によってはこういうふう
に成功ができるということで、私は宇和高校卒業ですけれども、やはり市内高校本当にこれからのことを心配して
おりますので、いろいろご検討を期待しまして一般質問を終了させていただきます。

○議長

以上で本日の一般質問を終結いたします。

あす 6 月 17 日は午前 9 時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 50 分

第 4 日

6月17日（水曜日）

令和2年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年6月17日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年6月17日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年6月17日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 2時09分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 兼 | | | |
| 政策企画部長 | 山 住 哲 司 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|--------|---|----|--------|---|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第71号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について |
| | 議案第72号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第85号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について |
| | 議案第73号 | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について | 3 | | 議案第86号 株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について |
| | 議案第74号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号) |
| | 議案第75号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第88号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第76号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について | | | 議案第89号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第77号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 4 | | 議案第90号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第78号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | | 議案第91号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |
| | 議案第79号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 4 | 請願第1号 | 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について |
| | 議案第80号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 5 | 発議第2号 | 西予市消防体制検討特別委員会の設置について |
| | 議案第81号 | 西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について | | 選任第3号 | 西予市消防体制検討特別委員会委員の選任について |
| | 議案第82号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について | 追加 | 議案第93号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第83号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について | | | |

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第74号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

議案第85号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について

議案第86号 株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について

3 議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)

議案第88号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第89号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)

4 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について

5 発議第2号 西予市消防体制検討特別委員会の設置について

選任第3号 西予市消防体制検討特別委員会委員の選任について

追加 議案第93号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせ事項に従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、8番佐藤恒夫君。

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

おはようございます。議席番号8番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回2つの質問をいたしたいと思います。

市役所業務についてと消防広域化に伴う通信指令センターの共同運用についての質問をいたします。

まず初めに、市役所業務について、各部署の人員配備は、業務量に応じた適切な人員配備がされているかについての質問をいたします。

少子高齢化が進み人口減少が深刻化している中で、どのように行政サービスを維持していくのか。安定した行政サービスを提供するために、人員確保や配置について、どのように考えているのか。

5年後、2025年には、75歳以上の後期高齢者の方が2200万人になり、4人に1人が後期高齢者となります。また、20年後の2040年には、65歳以上の高齢者が4000万人になり、高齢者の人口が最大となります。このようなときに市はどのような対策をされているのかを伺います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではただいまの業務量に応じた適切な人員配置がされているかというご質問に答弁させていただきます。

市民の皆様へ納得いただける行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが果たすべき役割、求められる能力を認識し、それらを最大限に発揮させることが最重要課題となっております。

このことから、毎年の人事異動に際しましては、事前に各部署における事務量や課題、また住民ニーズ等に関するヒアリングを実施いたしまして、現状を把握した上で、職員の能力、特性を踏まえ、適切に人員配置を行っている判断をいたしております。

また、平成30年7月豪雨災害でありますとか、今回の新型コロナウイルス感染症対策など、突発的で大量の事務が発生した場合におきましては、一時的に他部署の職員に対しましては兼務、または併務といった発令を行いまして、全庁的な協働体制をしいて対応に当たることもございます。

議員ご指摘のように、今後さらに少子高齢化、人口減少が進んでまいります。そうした将来的な社会構造の変化を見通しながら、多様化・高度化する地域課題に適切かつ柔軟に対応できる組織体制、人員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

市役所の業務というのは、複雑多岐にわたっておりますし、過度の負担をなくすことが重要であります。生産性の向上を考えた人員配備というのは、市民サービスの向上にもつながりますので、適切な人員配備をお願いいたします。

次に、時間外勤務の現状について伺います。

長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現を目的に国が働き方改革関連法を定めております。

その内容は、時間外労働の上限規則の導入、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満、休日労働を含んでおります、複数月平均でも80時間を限度とされております。

そこで、西予市における職員の時間外勤務の現

状をお聞きいたします。

部署にもよりますが、課の中でも違いはあると思います。また、先ほど言われておりましたように、時期的に忙しくなる部署もありますし、職員平均がどのくらいの時間外勤務をしているのか。直近の3年間くらい、平成29年、平成30年、令和元年度、1人当たりの平均時間をお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

直近3カ年度の平均の時間外勤務時間でございますけれども、病院やつくし苑など医療介護部職員、また、消防職員を除いた一般職の時間外の数ということになりますけれども、直近3カ年度でいきますと、平成29年度が108.3時間、平成30年度が235.5時間、令和元年度が154.1時間となっております。この平成30年度の235.5時間でございますけれども、こちらにつきましては豪雨災害の影響もあり大幅に増えたものでございます。前年度、令和元年度におきましても引き続いての災害復旧・復興対策業務、また、制度改正等々多くありましたので、その対応のため例年よりは多い状況となっております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

令和元年度で154.1時間と言われたように思います。1カ月では、大体12時間くらいですので、大体こんなものかなと思います。

次に、職員の中での最大値と最小値はどのくらいなのかをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和元年度の災害後の復旧・復興業務を含めた数値となっておりますが、これは先ほど議員もおっしゃられましたが、部署によって大きく異なっておりますが、最大値におきましては年間692時間、最小値は、時間外勤務が全くないゼロ時間という状況となっております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

最大値が692時間と言われたように思います。臨時的な特別な事情がある場合の年720時間には達してはおりませんが、ほぼ同じくらいではないかと思えます。692時間だと月大体57時間ぐらになりますでしょうかね。少し多いのではないかと思えます。

そこで、働き方改革関連法の示す限度、月45時間、年360時間を超過する職員は何人くらいいるのかをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

月45時間を超える職員数につきましては、延べ人数となりまして、職員数かなり重複をいたしますので、ちょっとカウントが難しいということでご了承いただきたいと思えますが、年間360時間を超える職員につきましては、令和元年度におきましては34人となっております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

年間360時間を超える職員というのが34人ということでした。今職員の数が840人くらいでしょうかね、職員全体から見るとさほどではないと思えますが、日常的な時間外勤務というのは、働く者の心身の健康に本当に悪影響を与えかねないと思えます。最終的には、生産性を落とす原因になるのではないかと思えます。しっかりと管理をしていただきたいと思えます。

次に、この時間外勤務の多い部署というのはどこなのかというのを伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和元年度で時間外勤務の多い部署でございますが、これは年度年度で当然取り扱う業務が変わる場合もございますので必ずしもということではございませんけれども、前年度におきましては総務部、政策企画部、産業部におきまして時間外勤務が多い状況となっております。

なお先ほども申し上げましたが、災害の復旧・

復興、また今回のコロナ対策等におきましては、全庁的な協力体制をしきまして、所管業務の負担軽減を図るということも実際としての実績として上がっております。今後におきましても必要に応じて、そういった体制も考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

時間外勤務の多い部署というのは、前年度、総務部、政策企画部、これ山住部長のところの担当が何か多いような気がいたします。それと産業部ということでもございました。

先ほど、業務量に応じた適切な人員配備をしていますよというふうなことの答弁があったように思います。

この時間外勤務の多い部署というのは、本年度4月に人事異動があったと思いますが、人員を増やされたのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

業務に応じた人員配置が今年度できているかというご質問かと思えますけれども、人事部局といたしましては、そのあたりの業務量また、職員の適性ということを踏まえまして、その増減といいますか必要な人員は配置しているものという認識をいたしております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、時間外勤務をするに当たり、時間外勤務の管理と申請方法はどのようにしているのか。管理は誰が行っているのか。申請方法が、例えば、自己申告制であれば、どのような方法で申告をするのかということをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

時間外勤務の申請におきましては、一部の部署を除きまして内部情報システムを使った電子申請

で行うことといたしております。職員みずからが時間外勤務の予定時間を事前に所属長に上げまして、所属長が決裁をするということといたしております。この所属長というのは、時間に応じて課長もしくは、部長というような扱いとなっております。この時間外勤務の管理につきましては、各所属長が管理をしておりまして、また、総務課におきましても労働時間の適正管理のため、時間外勤務の確認を行っております。必要に応じて何らかの指導、指示をする場合もございます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

時間外勤務の申請というのは、事前に予定時間を所属長へ申請をして決裁し、適正に管理をしているということでもございましたが、時間外勤務を削減する取り組みというのはなされているのかということをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におきましては、平成29年にイクボス宣言を行っております。これによりまして働き方改革に取り組んでいるということでもございますけども、この働き方改革を通しまして、時間外の縮減に向けた取り組みを各課でいろいろ考えていただきまして、それぞれ取り組みをいただいております。

ただし、平成30年7月豪雨以降どうしても業務の量が増大したということもありまして、この間その取り組みにつきましては若干思うような進捗ができてないところでございましたけれども、ことしの来月7月からは改めましてこのイクボス宣言の中に掲げておりましたノー残業デー、そういったものを改めて実施をしてみたいと、そういったことで時間外の縮減、職場の労働安全衛生上の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

イクボス宣言とか、ノー残業デーを設けて削減

に当たりたいというふうなことだったと思います。時間外勤務手当のない、例えば、課長・部長級、管理職の時間外勤務の管理というのは、どのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

管理職の時間外勤務につきましては、職の性質上、管理はいたしてはおりませんが、実態としては相当の時間外勤務を行っていることは承知をいたしております。

先ほど申し上げましたイクボス宣言の中では、率先して取り組む上司、いわゆる所属長、管理職が率先して取り組むということをやっております。改めまして、イクボス宣言の意義を再認識して、市全体で時間外勤務を少なくできるように取り組んでまいりたいと思います。

議員のご指摘のとおり私の所管部署、非常に時間外勤務が多いという現状にありますので、まずは隗より始めよということで、当部から率先して取り組みを行っていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

管理職の方が率先をして取り組むというふうなことをお聞きいたしました。私も時間外勤務を減らす一つ的手段として、大体上司である部課長が早く帰ったら、必然的に残業は減ってくるのではないかと思います。部下というのは上司がいるとなかなか帰れませんよね。課長、部長、管理職の時間外勤務を減らすことというのは本当に重要なことだと思います。

先ほど部長言われました時間外勤務の多い部署、山住部長も先ほど言われておりましたが、部長から、みずから減らす努力をしていただいたらなと思っております。

次に、業務の現状についてお伺いをいたします。

議員とかいろいろ選挙のときなんかでも回って、市民の方からいろいろと耳にすることがある中で、市役所に対しての不満とか、職員に対しての不満ということを知ることがございます。その

批判の中にはごく一部の面を強調したり、感情的なもの、それから主観的なものも本当によくありますが、そこでよく言われることというのが、「言っても無理やから」とか、「お役所仕事やから仕方がないんよ」というふうなことをよく言われております。

市民の皆様が、公務員の姿とか仕事をよく理解できていないというのも一つだと思っておりますが、市役所の仕事は、窓口業務から裏方的な仕事まで、市民の日常生活全般に広くかかわるもので市役所の働きいかんによっては市民に大きな影響を与えております。政策によっては、地域の発展とか衰退に直接つながっていく責任重大な仕事であると思っております。これからの西予市をつくっていくためには、行政と市民がお互いを理解し合い知恵を出し合っていくことが大事ではないかと思っております。

まずは、市役所と市民の距離を縮めることが大切ではないかと思っておりますが、その距離を縮めることが窓口対応とかというふうなことで対策というのはなされているのかというところをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

来庁されます市民の方々が、市の対応、窓口等の対応につきまして不快な思いをされたり不満を持たれるといったことにつきましては真摯に受けとめまして、改善に努めてまいりたいと思っておりますけれども、市民の皆様からは行政サービスの質的向上が先ほども言いましたが、求められておるところでございます。

業務多忙でありましても、1人の職員の不注意でありますとか、不適切な対応ということで市役所全体の信頼を損ねるといふことにもなりかねません。職員一人ひとりが、市民の皆様から信頼をされ親しまれるよう努力しなければならず、そのためには行政サービスの根幹である接客能力の向上が必要となるかと思っております。

各部署の窓口におきましてはさまざまな要件や相談に大勢の方々が見えます。事務的にスピーディーに処理すべきものもあれば、親身になってお話を聞くところから始まるものもございません。来庁される方に寄り添う市民目線の対応が求

められるところであります。

常に市職員としての自覚を持ち、誠意ある対応と親切で丁寧な説明を心がけるよう職員に徹底をしてみたいと思います。特に窓口業務におきましては、市民と市役所の重要な接点でもあるというふうに考えております。窓口、さまざまな方が利用されますので、先ほど言いましたように、相手の話、来庁された方々のお話をよく聞きまして、来庁された目的を的確に把握して、スムーズな案内、業務の遂行に努めてまいりたいというふうに考えております。

窓口業務を円滑にしまして住民サービスの向上を図るため、窓口におきましては相手の立場になって明るく丁寧でわかりやすい市民に寄り添ったきめ細やかな対応を心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

私も市役所の第一印象をよくするためには、接客というのを変えることだと思います。それには、市民の方が市役所を訪れたときの第一印象だと思います。人間関係の印象というのは初対面の本当の数秒間で決まります。窓口対応した方で市役所のイメージが決まるわけです。よい印象を与えた場合というのは、その先ずっと市役所というのはよいイメージを持ってくれます。しかし、そこで悪いイメージを与えた場合というのは、その後どんなよいサービスをしたとしても満足度は多分上がりません。よく民間企業あたりにも行きますと、大抵はいらっしゃいませというふうなことで迎えてくれます。快く迎えられると本当に気持ちがいいものです。その企業に対しても好印象を持ちますし、そこで、市役所でも、おはようございますとか、こんにちとはとかの挨拶の徹底というのをしっかりとしていけたらいいんではないかと思います。市役所全体で挨拶を行う雰囲気ができるれば、それだけで市民との距離が私は縮まるように思います。市民の方に不快感を感じさせないこと、そこから満足感を提供できるようにしていただきたいものだと思っております。

次に、通信指令センター共同運用についての質問をいたします。

平成30年第4回の定例会で、通信指令センター共同運用についての一般質問を行いました。

その後、西予市で開催されました南予正副議長会にも、通信指令センター共同運用の要望をいたしました。その内容は、愛媛県に消防広域化推進計画の策定を早急に進めていただくことと、南予地域における消防指令センターの共同運用、消防広域化の推進について協議の場をつくるなどリーダーシップを発揮していただきたいというものでございました。

複数の消防本部が共同で指令センターを整備することは、設備整備費や維持管理費などの経費が削減できること、また、災害発生時の情報が共有をされ、応援要請を待つまでもなく素早い応援体制がとれること、通信指令センター共同運用は、非常に大きな役割を果たすことを提言いたしました。

そこで、通信指令センター共同運用について、これまでの協議の進捗状況をお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

それでは通信指令センターの共同運用の進捗状況についてお答えをいたします。

平成31年3月に開催されました南予地区消防長会におきまして、この通信指令センターの共同運用を検討することについてご審議をいただき、その結果、南予地区5人の消防長を委員として、南予地区消防連携・協力検討委員会を立ち上げることとなりました。これには県の協力や指導を仰ぎながら検討するということとなりました。

これまでに委員会及び作業部会を合計7回開催しまして、その結果として、宇和島地区広域事務組合消防本部と当消防本部の2本部が、通信指令の共同運用について基本的な部分に合意をすることに達しました。さらに実施に向けては、専門業者による技術的な調査が必要であるため、宇和島地区消防と共同で調査を実施するよう調整を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

5名の消防長が委員となり、南予地区消防連

携・協力検討委員会を立ち上げ、これまでに7回の委員会を開催したとのことをごさいます。

結果として、宇和島地区広域事務組合と西予市消防本部が基本的な部分で合意をしたとの説明がありました。

南予での枠組みということであれば、大洲、八幡浜、愛南町はなぜ参加できなかったのかをお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

各南予地区の消防本部では、通信指令台の整備に当たっては、国庫補助や起債などを活用しておりますので、この通信指令台の更新をする時期、そして共同運用の開始のタイミングが重要な判断材料ということになってきます。

また、センターの位置とそれぞれの消防本部の距離については、職員の通勤負担であるとか、ランニングコスト、初期投資などに大きな影響を与えますので、これも重要な判断材料になると考えられます。

このようなことから、見送ると判断した3消防本部では、同一のスタートラインには立てないと、そういう判断がなされたと考えております。

しかし全国の状況を見てみますと、後年度参加、つまり更新時期が来たときに改めて参加をするといったような対応も見られることから、今後も情報共有を図りながら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

今回、宇和島地区消防と当消防本部は、指令台の更新時期や庁舎建てかえの計画のタイミングが一致をしているということで、条件的に障害がないことから、2消防本部でまずは継続して調査検討を進めようということになったものでございませう。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

更新時期のタイミングが合わなかったというふうなことの説明ではございましたが、今回、指令台の更新時期のタイミングが一致をした、条件的に障害がないことから2つの消防、宇和島と西予市でまずは先行して調査検討になったとの説明だ

ったと思います。

調査費用が補正予算に上がっておりますが、通信指令センターの共同運用はいつごろ、どこに設置を予定されているのかというところをお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

通信指令センターの整備には指令台を設置する通信指令室や職員の仮眠室、無線設備の設置などハード整備が必要となりますので、消防本部庁舎の建てかえにあわせて整備をすることが合理的だというふうに考えております。

宇和島地区消防でも、当消防でも、令和6年後をめどに庁舎の建てかえが必要となりますので、これにあわせてセンターを設置することを想定しております。

センターの位置につきましては、協議の中でどちらかの消防に併設することがよいの判断をしていますが、どちらの消防になるのかというのは、今後実施する調査の結果や調整によるということと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

令和6年ごろ予定をしている。どちらかの消防に設置をしたいというふうなお考えのようございました。

そこで、今回、宇和島消防と通信指令センターの共同運用が始まることになった場合なんですけど、今まで何度も協議をしておりました三瓶町の第3分署の問題というのは、どういうふうにするのかというところをお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

宇和島地区消防と共同運用を始めることとなった場合には、管轄の問題を明確にしておく必要がございます。

通信指令センターの役割は、単に119番を受信するというのみではなくて、消防団への出動指示であったり、災害対策本部との連携で各首長からの命令や指示を伝達するというような重要な

任務を負うこととなります。

これらのことから、複雑な命令系統で混乱が起きないように整理をしていくことが必要であると考えておりますので、この問題についても同時進行で解決を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

私も、もう西予市というのは合併をしてから16年も経過したわけですから、災害が発生した場合というのは、全ての西予市民が管家市長からの指示、命令を受けることが重要だと思います。

西予はひとつとよく言われます。複雑な命令系統で混乱が起きないようにしていただきたい。議会からもこれは切に要望をいたします。

次、通信指令センターの共同運用で問題点というのはないのかというふうなところをお伺いいたします。

よく市民の方に、通信指令センターの共同運用の話をする、センターの場所が、例えば宇和島になった場合、通報のおくれとか、救急車や消防車の出動のおくれがでるのではないかなどの意見を時々耳にいたします。また、指令センターを統合することによって費用負担が増えるのではないかと不安を抱かれてる方もいらっしゃいます。

共同運用に当たり、メリットとかデメリットのものを伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

最も重要なことは、住民の安心安全の確保であるというふうに考えております。

これまでの検討結果においては、センターの位置によって通報がおくれたり、出動がおくれたりといったようなことは生じないと判断しております。

全国では、これまでに延べ192の消防本部が参加をして、47の地域で共同運用の実績がございます。このようなデメリットの報告はございません。

また、両消防本部の管轄内で起きた事案が一元化をされるということで、迅速な応援体制がとれ

るということは、住民の安心・安全の向上につながるものというふうに判断をしているところでございます。

次に財政上の効果というところでございますが、通信指令台の購入や庁舎の整備については、参加した消防本部の中で費用を案分できるということから負担が下がるということがあるとともに、国の財政支援が受けられることも大きなメリットになります。

しかし、統合することによって負担が増える部分も想定がございます。消防の無線や行政の防災行政無線などの統合には特殊な技術が必要でありまして、その費用については、不透明な部分が多く存在しております。また、バックアップの方法であるとか、ランニングコストなどについても専門的な知識を要する調査が必要でございます。

したがって、国の援助を受けて、専門的調査を実施することとして、今回の補正予算に必要な経費を計上させていただきました。なお、当該事業の実施主体は宇和島地区消防にお願いをしております。必要経費について案分するという計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

メリットとデメリットのことについて伺いをいたしました。メリットのほうが多いような気がいたします。

1つ私が心配なところというのは、共同運用を行うことになった場合の災害対策本部との連携について伺いをいたします。

大規模災害が発生したときというのは、各市町に災害対策本部が設置をされると思います。

その際の指令センターと各市町の対策本部との連携というのはどのような形でなされるのかをお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

平成30年7月豪雨においては、両消防本部の管轄境界付近で起きた災害の119番通報が錯綜したという事案がございました。

今回、共同運用することとなった場合には、こ

これらの問題は解消するということになります。

また、2市2町の4カ所の災害対策本部と情報共有を図るということになりますが、他市町の災害発生状況やその対応状況が一元化されるということで、先手先手の対策がとれることにもつながるといふふうに判断をしております。

迅速な情報共有を確立するためには、ICT技術などが必要不可欠でございますが、この手段も今回の調査業務に含めております。俗に言うリモート技術というのは、今般のコロナ対応においてもキーワードとなっております。今後飛躍的な技術の発展を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

ありがとうございます。

続いて、一番大事なところであります今後の取り組み、方向性というところをお聞きしたいと思います。

今回、共同運用の調査を行い、調査結果によりどのような方向性を示すのか。実施の方向性が確定した場合の計画、実施できない場合の対処について伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

まずは両消防本部の思いが一致して、共同運用に向けて一歩進めることができ、そして、宇和島地区消防が主体となって調査を進めていただくことにつきまして、組合長の岡原宇和島市長を初め、関係各位に感謝を申し上げる次第でございます。

将来的には、先ほども佐藤消防長の話にありましたように、令和6年前後に両消防本部庁舎が建てかえられる予定となっております。その際に、どちらかの庁舎に指令センターが併設され、そして、新庁舎供用開始と同時に共同運用が開始されることが、私は理想であると思っております。

宇和島市及び鬼北町とは、本市の明浜、宇和、野村、城川町と広範囲に渡って接触している上に、高速道路を使用すれば両本部間は約20分余り

で行き来することができる状況でございます。非常にこの状態というのは近い存在であるということを考えておりますし、いろんな意味で交流の広がり可能性というものを感じているところでございます。

しかし、今回調査をするわけですが、いろんな懸念材料もございまして調査をするわけですが、調査結果により大きな問題が生じ、解決することが困難となれば、これは単独での整備を進めていくしかありません。いかなる場合であっても、市民の皆さんの安心、そして安全を守るために最善の努力をもって臨んでまいり所存でございます。

まずは、冒頭にも申しましたように、両消防本部の思いが一致して前進をするということが、南予5つの消防本部でこういう体制をとることが、今回は一致することはできなかったんですけども、その先駆けになればと思っております。

そして、できれば後からでも入っていただいて、1つになるということが理想ではなかろうかなと思っております。

このことに関しては、県の当局にもご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

市長から力強い答弁、回答をいただきました。

本当に近年というのは、大規模災害や激甚災害が起こる頻度というのは本当に高くなっております。

消防の果たす役割というのは、大変重要になってきておりますので、その中で、今回、宇和島地区広域事務組合と西予市消防本部が基本的な部分で合意をし、実施に向けて専門業者による技術的な調査が開始されることになったのは、本当に素晴らしいことだと思います。

将来の広域化に向けての一步前進したと私自身も確信をしております。

6月9日に愛媛新聞にも取り上げていただきましたように、愛媛県でも初めての共同運用事業でございます。消防の広域再編が進み、そのモデルケースとなることを願わずにはられません。

これから先、宇和島地区広域事務組合と西予市消防本部が、地域に応じた消防力を持って、効果的、かつ、効率的な活動ができることを願い質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時49分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、18番酒井宇之吉君。

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

18番酒井宇之吉です。

通告いたしておりました高齢者社会の対応について、地区要望について、2点につきまして一般質問を行います。

私どもこれから4年間、選良されまして4年間の議員活動を送るわけでございますけれども、先般3月28日に伯方塩業の工場が閉鎖されまして、そこに坂村真民先生の寄稿された本物という石碑がございまして、それを移設した建立の除幕式に市長ともども出席させていただきましたが、そのときに感じたときに、これから選挙戦に入るのに議員の本物って何だろうなということを感じた、選挙戦の前に思いました。

今回で9回目の選挙になりますけれども、いまだかつて私もわかりません。ただ、一步一步上を目指して生きていく、そういう努力をしていくことが大事であろうと思っておりますので、この4年間もこうして一般質問をしながら、みずからを高めていく努力をしたいと思っております。

3月定例会で、新型コロナウイルスの危機管理について一般質問をいたしました。

非常に理事者側はスピーディーな対応で、これまで西予市のいろんな市民の不安払拭をしていただきまして、ありがたく御礼を、感謝を申し上げる次第でございます。

なお、専決につきましても、早く早くやっていただきまして、まことにありがとうございます。3月定例会の一般質問のお礼というわけではございませんけれども、本当に素早い対応でございました。

これから新型コロナウイルスは、共存の時代に入っていくだろうと思っておりますけれども、生活様式

の変化、また、これからはどのようにして働き方をつくり上げていくのか、社会が変わっていくような予兆のような気がいたします。

しかしながら、いまだもって不明な点がございまして、第2波、第3波の対応をしながら、しっかりと社会づくりをしていただきたいと思います。

そのためには、これから50%に近くなるであろう高齢者社会がどのようにして対応していったらいいのか。そして、現状はどうであるのかということにつきまして質問をさせていただきます。

通告いたしておりますように、平成28年、4年前に、この件につきましても一般質問といたしまして、現産業部長の酒井部長が答弁をいただいておりますが、それからどのように変わったのかなというところも含めまして質問をさせていただきます。

人口減が進む中、今回の選挙戦の中でも、またまた高齢化が進んだなという気がいたしておりますが、このあたりの中から、人口減が進む中、旧町ごとの高齢化の変化等々につきまして説明をしていただきましたらと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

人口構成率、また年齢定義についてお答えをさせていただきますらと思います。

前回平成28年にも年齢定義についてお答えをさせていただきますらと思いますが、高齢者の年齢定義につきましては、老人福祉法では、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることとされています。

その措置の対象者といたしまして、法のあらゆる条文において、65歳以上の者と規定されていることから、現在も同様に、高齢者とは65歳以上の方を指していると考えております。

次に、人口構成率でございますが、令和2年5月末の西予市の総人口は3万6876人となっており、前回の答弁では3万9733人で2,857人減少しております。その構成は、ゼロ歳から14歳までの幼少年期は3,676人、前回の答弁では4,150人で

474人減少し、構成率は10%で0.4%減少しております。15歳から24歳までの青年期は2,396人、前回の答弁では2,774人で378人減少し、構成率は6.5%、0.5%減少しております。25歳から44歳までの壮年期は5,968人、前回の答弁では6,699人で731人減少し、構成率は16.2%、0.7%減少しております。45歳から64歳までの中年期は8,987人、前回の答弁では9,836人で849人減少し、構成率は24.4%、0.4%減少しております。高齢者と定義される65歳以上の高年期は1万5849人、前回の答弁では1万6274人で、構成率、いわゆる高齢化率は、前回の答弁より2%増加して43%でございますが、65歳以上の人口は425人減少しております。

旧町ごとの65歳以上の高齢化率の変化につきましては、平成16年4月1日現在と令和2年4月1日現在で比較しますと、明浜町は、平成16年4月1日では39.3%、令和2年4月1日では53.1%、16年間で13.8%増加しております。宇和町は、平成16年4月1日では28.2%、令和2年4月1日では35.7%で7.5%増加しております。野村町は、平成16年4月1日では34.6%、令和2年4月1日では45.5%で10.9%増加しております。城川町は、平成16年4月1日では40.6%、令和2年4月1日では53.3%で12.7%増加しております。三瓶町は、平成16年4月1日では32.6%、令和2年4月1日では48.3%で15.7%増加しております。また、西予市全体では、平成16年4月1日では32.8%、令和2年4月1日では42.9%で10.1%増加しており、65歳以上の割合は、平成28年から40%を超え、70歳以上の割合は、平成27年から30%を超えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今までの答弁を聞きますと要するに人口も減っておりますし、その中で労働者人口というのは年々どんどん減って、経済活動するにしても労働者人口がないんですよ。そういうような社会現象が始まっているということなんです。

そしてまた、45歳以上が、現在67.3%あるんです、2つ足しましたら。ですから、働き方人口がこれほど少なくなると、やれ経済だどうだこうだ

働く手がないんです。

そこで国の方策とかそういうことで、働き方改革ということの名指しにして、60歳以上を働かそうと、最終的には70歳にして社会保障とか、国民保険とか、そういうものも延長して、年金もおそくしてしまえというようなことに社会がなりつつあるんです。そこにお座りの御二方も60歳を超えてからでも部長をやらんといかんというような状態になってるわけです。

実際このような社会情勢の中で、老人の働き方改革、先ほどもいろんな一般質問がありますけど、働き方改革に、老人社会における国による改革推進で変わったことはどういう現象があるかお聞きをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

働き方改革によって変化があるかというご質問にお答えをいたします。

現在国においては、65歳以上の継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備が進められております。働き方改革による変化につきましては、前回は就業者数でお答えいたしましたので、今回も平成27年と平成22年の国勢調査結果でお答えをさせていただきます。

平成27年国勢調査の西予市の人口は3万8919人で、前回の答弁では、平成22年国勢調査の結果として4万2080人ございましたので、3,161人国勢調査上では減少をしております。そのうち65歳以上の人口は1万5867人で、前回の答弁では1万5536人、331人増加しており、高齢化率は40.8%で3.9%増加しております。

その中で、年齢別の就業者数を抽出してみたところ、65歳以上の就業者数は3,881人で、前回の答弁では3,220人、661人増加しております。高齢者のうちの24.5%が就業しており3.8%増加している結果となっております。

職業別で見ますと、農林業が一番多く2,037人、前回の答弁では1,975人で62人増加しており、次いで卸売・小売業が401人、前回の答弁では376人で25人増加、建設・製造業が424人、前回の答弁では273人で151人の増加となっております。また、70歳以上の就業者数は2,089人となっております。

現在国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働くスタイルの多様化などの課題、変化に対応していくため、長時間労働の解消、非正規と正職員の格差是正、高齢者の就労促進などの働き方改革を進めており、民間企業での取り組みにあわせ、地方自治体でもこの改革への取り組みは急務となっております。

これらのデータを見ますと、本市には元気で就労意欲にあふれ、豊かな経験と知識をお持ちの高齢者がたくさんおられることがわかります。

今後は、少子高齢化が進む中、労働力人口減少の対応として、高齢者の就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境整備が必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

答弁の最後に、働けるような環境整備が必要であるという答弁でございました。

続きましてお聞きしますが、前回の高齢者のところで国連がどうだとかいろんなことがありましたけど、高齢者は65歳、老人というのは、いろんな範囲があるということで解釈させていただいて質問させていただきますが、高齢者は1万5849人の方がおられるわけですけど、現在ですよ。先ほどの答弁は、国勢調査の平成27年の国勢調査なんです。前回質問したのは平成22年の国勢調査の結果なんです。今回も1万5849人の中ではありませんから、平成27年の高齢者の生活様式はどのようになっているか、介護及び生産活動してる人、そしてその他わからない人、そこんところの説明をお願いします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

高齢者の生活様式についてお答えをさせていただきます。

市では介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指しておりますので、先ほど酒井市議が申されましたように、高齢者の生活様式につきましては、介護認定の状況でご説明をさせていただきます。その比較につきましては、平成28年度の答弁と最新の数字で比較を

させていただいたと思います。

介護認定を受けている高齢者は、令和2年3月末のデータで3,326人、前回の答弁では3,350人で24人減少しております。そのうち38人が40歳から64歳までの第2号被保険者で、前回の答弁では54人で16人減少しております。

介護度別で見ますと、要支援1から要介護1の比較的軽度な介護度の方は1,481人で、前回の答弁では1,464人で17人増加しております。また、要介護2以上の方は1,845人、前回の答弁では1,886人で41人減少しております。

この結果から、健康で元気な人が増えているとは言えませんが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、今後も介護予防事業等の充実を図ってまいります。就業につきましては、施設入所者はもちろんのこと、在宅サービスを利用しながら生活している方においても就業困難な高齢者が多いと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

年度と分母とそれが違うんで、そんなに比較にはならないと思いますけども、現状概略平成28年に質問したときと一緒に、65歳以上の人で働いてる方が25%、介護の認定を受けてる人が25%、あとの50%は国勢調査とか現在の調査でもわからないという形とそんなに変わってない。ただ、聞いてみますと、元気なご老人、高齢者が多くなってるなという実態はわかります。

そこで、次の質問をしたいと思いますが、情報化インフラ、生活する中でこれは前回質問した中にもないんですが、今回のコロナウイルスの形で生活様式が変わっております。その中で、次にも質問出しておるんですが、地区要望、生活要望の中で、今までの中では、橋とか川だとかいろんなものがありました、ありましたけど、高齢者にスマホだとか、パソコンだとか、そういうものがないもんだから不自由な生活してるんです、このコロナの世界の中でも。

そのあたりのものを様式を変えて指導していったり、そして公的な形に普及したりするお考えはございませんか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

高齢者の情報化のインフラ整備についてお答えをさせていただきます。

近年ICT社会の進展によりまして、パソコンやスマートフォンを使ってインターネットを積極的に利用する高齢者も増え、家族や友人、知人との連絡ツールだけでなく、情報収集の道具として日々活用するなど、ICT機器の活用は、私たちの生活にとって大変身近なものとなっております。

高齢者にとっても、ICT利活用によりコミュニケーションやアクティビティーの増加、楽しみや喜び、刺激を得られることで、脳の活性化や健康維持増進が期待されております。

新型コロナウイルスの影響により、離れていて直接会うことができない家族と高齢者がパソコンやスマートフォンを利用し、子どもや孫と会話をするなど、家族等のコミュニケーションの増加と円滑化が図られ、お互いの安心感にもつながっております。

しかしながら、現状では、若年層に比べると高齢者のICT利活用が進んでいるとは言えない状況であり、多数の高齢者がインターネット利用に伴うネットトラブルや購入場所や使い方がわからないなど利用に際して不安を感じているのではないかと思います。

パソコンを学びインターネットを利用することは、新しい人間関係や交流を生み出し、高齢者の居場所や役割が形成されるなど、高齢者の心を豊かにし、暮らしに刺激や張りを与えてくれるものになり得ると考えられます。

また、高齢者のSNSの活用等により、これまで蓄積した知識、経験を生かして、若い世代との交流を促進し、地域づくり等の社会参加を進めていくことも考えられます。

市としましても、今後多くの高齢者が安心して機器を活用できるよう、老人クラブ活動での研修実施や教育委員会と連携しての講座開設など、高齢者に対するICT利活用の支援の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

そこで今までの質問は現状とかそういう形で質問させていただきましたが、結局情報化社会においても、いろんな後の65歳以上の50%の方が何をしてるのか、何を生きがい持っていつているのか、そのあたりがわからない部分が非常に多いわけです、前回もそうでした。

そこで、老人クラブの実態と経緯について説明を求めたいと思いますけれども、時間もございませんので、前回も説明しましたが、合併時に1万500人ぐらいいたのが、だんだん減りまして、今1万5000人強の老人、高齢者の中で、実際は、入ってる人が5,000人になってる、4年前に聞いたときは6000幾らあった、どうしてこういうようになるんですか。それで言ってまた行政は老人クラブを頼りにするような発言も先ほどありましたが、このあたりの充実、現状について少し説明していただけたらと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

老人クラブのただいまの現状についてお答えをさせていただきます。

令和2年4月1日現在における西予市老人クラブ連合会の会員数は5,358人となっております。酒井市議の申されますように、前回の答弁と比較しますと1,130人減少をしております。平成16年の合併時のときの老人クラブの会員数も1万398人いらっしゃいましたので、今は約半数ぐらいに減っているのが現状でございます。

これは組織のリーダーの不足とか、就労年齢の高齢化に加え、生活環境の変化から会員数が減少傾向にあるのではないかとというふうにも私どもはとらえております。全国的にも会員の減少が問題となっております。西予市老人クラブ連合会におきましても、各クラブに会員増強運動の展開を呼びかけ、ともに活動する新たな仲間づくりに努めていただいているところでございます。

市では、この老人クラブ連合会に対しまして、会員1人当たり300円の助成をさせていただいております。これも酒井市議のご提案をいただいて、令和元年度に200円から300円に上げさせていただいてるところでございます。

進展する高齢社会の中で、地域を基盤として仲

間づくりやさまざまな地域貢献活動に取り組んでいただいております老人クラブの活動は、地域社会の人間関係の希薄化が進行している今日におきましても重要性を増しております。また、介護予防にもつながると私どもは非常に期待をさせていただきます。

今後は、若手リーダーの育成や魅力ある老人クラブ活動を展開していくことが会員の増強にもつながってくると考えておりますので、愛媛県老人クラブ連合会に設置されている若手委員会などへの積極的な参加や女性会員の力を活用した活動の創出など、高齢者の元気づくりや生きがいを今後支援していかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

老人クラブの活性化に若手リーダーの育成なんて言いますが、65歳以上、これは70歳のところもあるわけです、60歳からの老人クラブもあるんです。もちろん老人クラブとは自主団体でございますので、これはいたし方ないところかもしれません。ただし高齢者という形になって、そして、今300円1人当たり出してます。老人クラブ団体に対しては1万2500円出して、会員1人当たり300円出す。実を言いましたらこれ老人クラブから200円を400円にしてくれというところを、市長が少しずつ老人クラブの努力を見てからというように300円になったように私は記憶をいたしておりますが、これにつきましても、だんだん6,000人が5,000人に減っていく、そして休止の団体等々が増えていく。

このあたりの問題も含めて、老人クラブの活性化のためにどういうふうにしたらいいのか一生懸命考えておりますけれども、今言った答弁で、4年前も同じような答弁に近かったんですけども、4年間あってもまだだんだんだんだん減っていく。若手のリーダー育成って言いますが、そこら辺の関与そのあたりをどのようにするか。

そして私がしゃべり過ぎると時間もなくなりますので、これは、老人クラブは自助なんです。自分たちが自分たちのことを助けて自分たちでやっていく団体なんです。自助、共助ということでお

互いいいクラブにしていくというのが目的になっておりますので、もう当てにならないものは自助、共助の中で当てにせず、まず自分自身のこと自分自身でやる。しっかりと体調管理、健康管理、生活管理をしっかりと、新型コロナウイルスに負けないように、家族や向こう三軒両隣の人たちと共助して、そしてそれでどうしてもいけないときは、公的な公助で助けていただくというのが一つの理念だと思うんです。

その中で公助がだんだん減っていく中だから、公助の手助けはどういうことがあるのかということのお尋ねをしたいわけですよ。その中で、私は、リーダーがいない、そのリーダーになる人が一生懸命努力してる、活性化してる老人クラブもあるわけです。市として、そういうような団体に関しては、激励するために、励みにさすために、一つ老人クラブ活性化大賞なんかを出すという案はいかがでしょうか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

頑張っている老人クラブに対して、老人クラブ大賞のような市からの表彰はできないかというご質問をいただきました。

西予市では、西予市表彰条例を制定しておりますので、表彰の基準に該当される団体、個人の方がおられましたら、老人クラブを通してお知らせいただければと考えております。また、西予市老人クラブ連合会においても、長年活動され功労のあった方等に対して表彰も行っておりますが、老人クラブ大賞のような表彰をご検討いただけないか、私どもからもお話をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

西予市の人口の43%、地区によっては、私の地区は55%、高山地区になるとまた高いです。そういうところが過疎化にだんだんなるほど老人クラブとか活動がなくなって、そして生きがいを求めていく、この西予市に住んでよかったな、これから本当に安心な町に住んで、ついの終わりを、そういうような完成されたような社会づ

くりをしっかりとしていくのは、次の質問に移りますが、自助、共助、公助でございますけども、自助、共助の理念につきましては私言いましたけど、みずからがみずからをやっぱり助けていく。愛媛新聞に出てましたけれども、えらい政治家の方が、そういう社会を目指すということが書いてありました。

実際どうしてもいけないときには公助、今もう私老人の生きていく形の中にはどうしてもいけないような生きがいをもてれない50%の人たちがいるんじゃないかと思っておりますので、この生きがいについても一つお尋ねしますが、市のかかわりは先ほど答弁をいただきましたので、これから西予市が準備している小規模多機能自治設立での高齢者の役割、老人クラブに相談したり、そのような形を、これから活動センターの中で、どのような関与の仕方をしていくのか、そのあたりをしっかりとそして相談して、65歳以上が入らなかったら、活性化センターの活動って活性化するというたていかんのですよ。そのあたりのかかわり方をお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま酒井議員から小規模多機能自治の活動を設立した場合、その中で高齢者の皆さんの役割、そして、地域によっては、高齢化率というものがもう50%を超えていると。そういう中で、どういう考えを持っているのかというご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思えます。

高齢者の皆さんにとっての生きがいというものはさまざまであると思えますが、その中の一つとして、やはり人や地域に必要とされるということが重要であると思っております。

西予市における小規模多機能自治の原点は、自分たちの地域は自分たちの手でという考えがありまして、高齢者が今まで培われております豊かな知識や経験、そういうものが地域づくりの即戦力になると思っております。

現在各地の地域づくり組織では、既に多くの高齢者の方が活躍されております。65歳ということの一つの高齢者という定義をしますと、その前後からある程度のお年を召された方まで、地域の中ではいろんなことで活躍をいただいております。

元気な高齢者は重要な地域の担い手であり、さまざまな分野において、地域を支える力を発揮していただいております。高齢者が地域の担い手として活躍していただくためにはやはり健康で元気であること、人財に光が当たる活躍の場が必要であるということを思います。

地域づくり活動センターでは、高齢者の皆さんが参加しやすい環境を整備し、そして、高齢者を含めた地域住民の参画を促す地域リーダーの養成に取り組んでまいります。その中でも、高齢者ご自身の経験というものが十分に生かされる、そういう仕組みをつくっていき、活動を盛り上げていきたいと思っております。

そのような答弁とさせていただきます。以上です。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

一つだけお尋ねします。

自治センターができたときに、老人クラブの事務局を自治センターの地域から雇った職員ができるのかできないのかお答え願います。

○議長

山住政策企画部長。

○山住政策企画部長

老人クラブの事務局を地域づくり活動センターで地域任用職員が事務局を持ってないかというご質問かと思えます。

それにつきましては、各地域においてご判断をいただいた上で、そういった地域任用職員が事務局を持つことについては、特に問題はないというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

だんだん減っていく老人クラブの会員、そういうものに対して、しっかりした事務局がありましたら、これからますます人も増えていくだろうし、そういうふうに私は考えておりますので、この自治センターがしっかりしたものにできますように、またお願いをよろしく願います。

続きまして、新型コロナウイルスにおける高齢者の意識、行動はということでございますけれど

も、これは、もう老人の人たち、正直言って避病舎っていうのを知ってる人たちが何人今いますかね。私らの小さいときには何かをすると避病舎につれていくぞって言われました。非常にこれがね閉鎖的なことだったと思うんですけども。これは明治43年に愛媛県においても感染者のずっと歴史がございまして、愛媛県では明治43年に避病舎ができたときに、町村が299あったときに避病舎の数が548あるんです。そういう時代があって、どこにでも赤痢、腸チフス、ジフテリア、コレラ、そして最後のほうは、スペイン風邪、大正に入ってから。そういうところをやって、今はもうなくなってしまいましたけれども、これが私の頭の中に、反省しなきゃだめなんですけれども、差別の頭がちよっとよぎるんです。そして今回、前田先生や市長がテレビに出られましたけど、シトラスリボン運動が、改めて素晴らしいことをやってるなと思っておりますので、今度の家から出ない新型コロナウイルスにおける高齢者の中でのフレイル予備対策について少しお聞きをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長

新型コロナウイルス感染拡大予防に注意をしながら、健康増進活動や介護予防活動をどのように展開していくかは、現在も苦慮しているところでございます。

これまでの取り組みの方針といたしましては、みずからの健康を確認する定期的な検診の受診、バランスのとれた食事摂取のあり方を学ぶ調理実習を含めた学習、筋力アップや有酸素運動など運動の実技、人との交流をし会話を楽しむ集いの場の推進でございました。

これらの全ての活動が、コロナウイルス禍の中での自粛の対象となり、実施方法を再検討する必要に迫られております。

厚生労働省の指針の中にも、感染拡大状況の中では、通いの場の開催の中止、地域の交流拠点等の閉鎖が発出されております。健診も密になる状態を避けながら最大限の注意を払って、実施、あるいは延期、中止することになっております。

このような中、ことし3月上旬からコロナウイルス禍の中、地域の通いの場のリーダーの方々の

電話相談を受け付け、手洗いや換気、密を回避する手法についてパンフレットの提供を行い、広報せいや西予ケーブルテレビの放映を通じて、情報を広く市民に周知してまいりました。また、不安の拡大に対しては、土曜日、日曜日、祝日においても電話相談を開設しより丁寧な説明に努めてまいりました。希望により感染に注意しながら訪問活動も実施しております。

今後は、活動実施上のマニュアルを作成し、健康増進活動に必要な情報の提供や事業を実施してまいりたいと考えております。加えて、新型コロナウイルスの第2波、第3波の感染拡大の動きを注視し、状況に応じて、家から出ないときに注意すべきことやれること、家を出る際の注意事項等をさまざまな手段を通じて、市民の皆様へ情報の提供を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

今の答弁は福祉事務所長としてではなく、生活福祉部長としての答弁でございました。訂正をさせていただきます。

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

これからますます増えていくであろう、そしてここに座っておられる方は議員も半数は65歳以上なんです。ですから、この問題については、皆さん我が行く道としてとらえていただいて真剣にこの議場におられる方、皆さん真剣に考えていただきたい。人生やっぱり3分の1残りの人生が有意義であれば、健康であれば、素晴らしい人生であったと言えるんだろうと思いますのでよろしくご協力を、認識をお願いいたします。

続きまして、シルバー人材センターにつきましては、働き方改革でほかの人たち働いたりいろいろしておりますが、これにつきましては実情につきまして、簡単にでございますが説明をお願いします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

西予市シルバー人材センターの会員と事業状況についてお答えをいたします。

令和2年4月1日現在の会員数は162人で、旧町別の会員数につきましては、明浜地区8人、宇

和地区88人、野村地区21人、城川地区はゼロでございますが、三瓶地区45人となっております。事業状況につきましては、個人からの受託事業は年々増加しておりますが、団体等への派遣事業につきましては減少しているのが現状でございます。

また、市におきましては、当センターの育成支援を図るため、現在230万円の補助金を交付しており、国からも市補助金と同額の高齢者就業機会確保事業費等補助金の交付を受けております。

当センターにおきましては、今後も高齢者の皆様に、地域の日常生活に密着した多様な就業機会を提供し、生きがいづくり、働く喜びの継続、健康維持の重要な役割として、さらなる地域社会への貢献が期待されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

城川町がゼロというところもありまして、西予市からも国からもお金が出てるといことなので、西予市満遍なくこういう活動ができるように、ひとつ行政も手助けをお願いしたいと思う次第でございます。

続きまして、地区要望についてお尋ねをいたします。

地区要望の方法等につきまして、いろいろございますが、要望の方法、受付窓口、どのような案件が多いのか、そして地区要望を実施する判断はどうであるのか、整備の財源は、一括で質問をいたします。

この地区要望につきましては、国の制度の要望のところもあれば県の要望もありますし、このあたりを5年、6年かけて、行政と地区要望の完成に議員努力をしたことがございます。

そのようなものも含めまして、現状、生活インフラ等々につきましても、生活様式が変わった中で、大変だろうと思っておりますけれども一括で質問をいたしまして、時間もございませんので、時間内で答弁をお願いします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは地区要望に関しまして、ただいま酒井

議員からありました4つの点になるかと思っておりますが、一括でご答弁させていただきたいと思っております。

まず要望の方法、受付の窓口がどうなっているのかというところでございますけれども、自治会や各種団体等から要望書の提出があった場合の対応につきましては、平成24年に陳情・要望の取扱い要領というものを内部で策定いたしまして、これに基づいて対応をさせていただいております。

要望の方法につきましては、まず書面によるものであること、また、提出者が自治会または各種団体の代表者によるものであるとそういったことを一定のルールを設けまして、そのルールの中でご提出をいただくようお願いをしております。これにつきましては旧町ごとに方法が異なるといったものではございません。

それでは次に受付窓口でございますけれども、こちらにつきましてはこの陳情要望、地区の大きな要望については、本庁、または各支所の総務課で対応をさせていただいております。各支所の総務課に提出があった場合でございますが、支所において形式審査したものを本庁総務課で正式に受け付けをし、要望内容によりまして関係各課に回答を求めるといった流れで、そのあと取りまとめをしたものを総務課に報告していただくといった流れで進めさせていただいております。

一方で、いわゆる行政連絡協議会、各区で取りまとめていただいて提出いただく区長要望でございますけれども、こちらにつきましては毎年7月に開催をしております協議会の代表者会において区長要望の提出の案内をさせていただいております。基本的には毎年9月末から10月上旬までをめどに、総務課まで区長要望を提出いただくことといたしております。提出があったものにつきましては、また再度総務課で取りまとめをいたしまして、各関係部署に回答を依頼いたしまして、年末には回答できるものについては全て回答するといったことで取り扱わせていただいております。

なお個人からのご意見でありますとかご提言もでございますけれども、こういったもの電話やその他文書、また市のホームページに市民の声というコーナーがありまして、そちらに寄せられたものにつきましては個別に可能な限りお答えをさせて

いただくといったことで対応をいたしております。

それで次に具体的な地区要望の内容でございますけれども、この過去3カ年の状況としましては、平成29年度で25件、平成30年度に16件、令和元年度で24件、この3カ年度で65件の要望をいただいております。

内容としましては市道の拡幅、施設・設備の整備、また、給食費の補助でありますとか土地購入の依頼等々多岐にわたった内容となっております。

個人の方から、先ほど言いました市のホームページに寄せられた、市民の声に寄せられたものにつきましては、直接担当課で回答をさせていただいております。

次に地区要望に対する判断でございますけれども、先ほども申し上げましたが、その要望の内容は多岐にわたっております。それぞれの担当課におきまして、その要望内容の緊急性、また、計画性、財源の確保、そういったさまざまな要素を検討いたしまして、内容によりましては、市の所管ではなく、国・県、他の機関へのつなぎをすることといったことの場合もあろうかと思っております。その重要な要望につきましては、その都度理事者との協議を踏まえて回答をさせていただいております。

最後に、地区要望等に係るその財源でございますけれども、市の事業として実施をする場合につきましては、現年予算で対応できるものについては速やかに対応をさせていただいております。ただし、その事業の規模等が高額なものにつきましては補正予算、あるいは、翌年度以降の当初予算等々で対応といったことしております。なおその際には、当然、国・県の補助事業に該当するかどうか、また起債の対象となるか、そういったところにつきましても調査研究を行いまして、財政運営上有利な条件で実施できるように努めているところでございます。どうしてもそういった国の補助、または、起債等の対象にならない場合は、一部基金の取り崩しでありますとか一般財源での対応ということになるかと思っております。そういった際には、慎重な判断をしながらまた関係機関、地元の方とも協議をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

地区要望は多岐にわたってると思うんですよ。本当に今言った制度の中に入り込んでいくだけのものでは、それは正直言って議員いらainんですよ。窓口受け付けしていくわけですから、議員はそしたら地区要望のかかわりがどれだけのものがあるのか。このソフトの分がやはり大きくかかわってるんで、だからその杓子定規の形で地区要望を処理してもらっても、私は地区地区で全部違うと思うんです。

これ私整理してたんですけども、地区要望の平成14年の分です。明浜町区長連絡協議会で、全部の報告書が来てたんです。西予市になってからこういうことをしてたらなかなか事務処理ができないんでやってないんだろうと思います。要望があった分の処理、そして工事少しでも、何万円でもやった工事報告書も全部議員のところへ来てたんです。そういう細かいところまではやってないんですよ、今西予市は。

だから、そういう地区要望がどういうふう処理されたか、どうしてなったのかということも、きめ細かく、今のように受け付けたものはちゃんと処理しますよと言いますが、私が地区要望については、いろんな要望があったときに、これも先ほど申し上げた自助、共助、公助、自分たちで自分がやらなきゃだめなやつを市民や区民は地区要望で結構出してくるんですよ。そのあたりを皆さんはよう言わないないかもしれないけど我々は言わなきゃだめなんだから。そして共助にしたら、その件は、向こう三軒両隣が助け合ってやってくださいやと言わなきゃいけないんです。そしてどうしても財源がたって、予算がたって、お互いが出し合ってやれないようなものについては、ちゃんと区長会を通したり、代表者を通してお願いに行くこと。

私合併したときに一般質問で、公営住宅のベランダが傷んだから直してくれって一般質問やった議員がおられましたよ。一般質問で地区要望やったら、結果すぐ直ってたんですから。地区要望的なことを一般質問の中に挙げてよ、それで細かいこと言うようなことじゃないでしょう。だから

やはり議員がかかわり合うというようなところも、重きを持って地区要望的なことを処理していただく。そして時間をかけて、必要なことは、行政と支所及び担当課と国・県に、先ほど国・県の話も出ましたけど、しっかりと国・県を通してやっていただきたい。

そして、逆に言えば、私は一番合併したときに非常に地区要望の仕方が賢いなって思ったのは、野村地区の議員たちはほとんど地区要望を文章で出してくる。明浜の人たちは、ざっとしとるかどうかわかりませんが、口頭だけで区長と頼みいく。いろんな形があるわけです。現在でも今残っているとしますよ。そのあたりも、やはり通り一遍の地区要望の処理の仕方ではなしに、しっかりした形で、これからは地区民の市民の要望、これは絶対必要だと、これはあなた方がやるべき、そのあたりをしっかりと官僚としても、そのあたりは伝えていただいて、しかられますけどね、しかられますけど、そのあたりはめり張りをつけて、地区要望の処理をしていただきますことを皆さんに、お願いするわけじゃないから、職務として全うしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時00分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

次に、1番和気数男君。

和気数男君。

○1番和気数男君

議席番号1番、日本共産党和気数男です。

初めての質問ですが、議長の許可をいただきましたので質問を行わせていただきます。

まず最初に新型コロナウイルス問題でございしますが、いろいろな方がもうご質問されておりますので、私は身近な問題、感染者になったらどのようなことが起きるのかのことについて質問させていただきます。

まず、感染が市内で起きたときの対応をお伺いいたします。

感染が疑われるとき市民はどのようにしたらいいのでしょうか。指針はあるのでしょうか。愛媛県主導と思われるのですが、市と県との医療機関との関係など、全て医師の指示と思いますが、ま

ず、入院先はどこなのか、検査など、その後の退院までの流れや家族など濃厚接触者はどのような措置を受けるのか。受ける検査は、退院になる条件などをお聞かせください。

それで、風評被害についてでございます。

感染者にとっては、大変重要な問題であるようです。地域に帰ってから、職場に復帰してから、本当に物すごい圧力がかかってくるというふうに聞いております。このような対策についてお伺いいたします。

次に経済対策ですが、このコロナ関連の経済対策ほどスピードを求められていることはないと思います。

しかし、西予市では、いち早く中小企業者等経営安定補助金制度など、そのほかのきめの細かい対策がとられております。国・県が行っている経済対策も含めて、市民あるいは事業者がその内容についてまだよく知っておられないのではないかとこのように思っております。

先週新聞でのチラシの折り込みもありましたが、また、さらに定時放送などで案内なども考えられたらどうでしょうか。国のほうは、このスピード感において大変もたもたしておられるようですが、西予市を見習ったらいいのではないかとこのように思っております。

次に、雇用調整基金、余り申請が少ないというふうに聞いておりますが、やはり手続きが難しいというふうに聞いております。よその市では、この手続きの事務、いわゆる社労士などへの書類作成費用への助成やそれからひとり親家庭への支援を市独自で行っておるというふうに聞いております。西予市でも行う考えはありませんかお伺いをいたします。

西予市では、財政調整基金を初め、各種基金が100億円を超えてあります。このようなパンデミックの今、思い切った対策をとっていただき、コロナ関連での失業や倒産は極力出さないのみに徹底して取り組みを図られたい。

以上、1番目の質問を行います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

まず初めに、感染拡大が西予市で起きたときの市の対応力や検査力についてお答えをいたしま

す。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、検査や感染者確認後の対応は、県保健所が主体的に行いますので、本市の役割としては、予防対策の周知及び正しい情報の提供により、市民の安心を確保することです。したがって、お尋ねの検査力については、県の取り組みであることをあらかじめご承知ください。

それでは検査の手順についてご説明申し上げます。

陽性・陰性を判断する目安となるPCR検査から入院までの流れでございますが、愛媛県では、新型コロナウイルスの感染が疑われる方を適切に医療に結びつけるため、帰国者・接触者相談センターを設置しています。

相談、受診の目安は、感染拡大初期と比べ緩和されており、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合、これ以外でも、発熱やせきなどの風邪症状が続いた場合となっております。特に、症状が4日以上続くときには必ずご相談をしてください。妊婦やお子さんをお持ちの方も同様でございます。

相談センターでは、24時間体制で電話相談を受け付け、感染が疑われる場合、帰国者・接触者外来で診断や検体採取を行い、検体を松山市の県立衛生環境研究所に持ち込みPCR検査を実施します。その結果、陽性が確認されましたら、感染症指定医療機関に入院し治療に当たります。

愛媛県のPCR検査は県立衛生環境研究所のみで対応しておりますが、第2波に備え、6月から検査装置を2台増設し4台に、検査人員も愛媛大学や松山市から応援を得て、検査体制の強化が図られております。今後、県立中央病院を初め、中核医療機関に全自動PCR検査装置等を導入し、各圏域検査体制の拡充を図り、新たな検査手法として抗原検査をモデル的に導入し、効果的方法を検証するなど、さまざまな取り組みを計画しております。

なお、感染者の濃厚接触者は、保健所の判断により決定されますが、現時点では感染者との状況を把握し、PCR検査を行った後、陰性であれば自宅で健康観察を行うこととなります。

県では、感染第2波に備えて、重症者治療のための集中治療室15床を含め、重症化の可能性がある病床43床、中等症・軽症者向け180床、軽症者や無症状者のための宿泊療養施設67室に加え、50室程度を確保でき、感染者の状態に合わせて約340人の受け入れが可能としております。

西予市においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国や愛媛県の指針をもとに、対策本部を通して西予市の方針を決定し、感染拡大防止に努めております。また、対策本部の結果につきましては、西予市ホームページや広報せいよ等で市民にお知らせをしているところでございます。

続きまして、感染時に市民はどうすればよいのか、指針はあるのかについてお答えをいたします。

西予市の対策は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき進めており、市内で陽性者が確認された場合は、八幡浜保健所が本人への聞き取り、家族や濃厚接触者への健康調査を実施し、保健所の指示に従って、個人や事業主による自宅、事業所の消毒作業を行います。

先ほど申し上げたとおり、感染された患者は、感染症指定医療機関に入院し治療に当たります。退院については、5月末に国の基準が緩和され、原則患者の退院時のPCR検査は不要となりましたが、愛媛県では退院時にPCR検査を行い、陰性であれば退院となり、陽性だった場合は宿泊療養施設で1週間程度滞在する措置をとっております。感染確認後、愛媛県は、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症予防のため情報の公表を行います。同条第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。

しかしながら、国内においては、プライバシーの保護が確保できず、感染者等が誹謗中傷や風評被害を受ける事例が数多く発生をしております。地域や個人の特長が患者本人への不当な差別につながることはもとより、このことにより、疑陽性者が検査をちゅうちょし、ひいては医療崩壊につながることも考えられることから、私たちは患者となった方々の人権を守り抜くことが地域社会の安心安全につながることで、正しい情報に基づいた冷静な判断、行動をすることを市民の皆様にご協力をお願いいたします。

また、本議会では、議会開会の挨拶で市長が申しましたように、議会の皆様と理事者側でこのシトラスリボンを左襟につけさせていただいて、差別や誹謗中傷、そういったものがないように運動を広げていきたいと考えております。4月に創設されました人権啓発課では、人権啓発につきましてCATV等でも放映をしたり、また近くには、リーフレットを作成し、このリボンの作り方について各戸配布をする予定にしておりますので、ぜひ市民の皆様もこの運動にご協力いただければと思っております。

新型コロナウイルスは飛沫感染であることから、感染拡大防止の方策としては、必要以上に怖がることなく、一般の感染症と同様にマスク着用を含むせきエチケット、正しい手洗いの励行など日常の基本的な予防策を進めることが大切です。加えて、一人ひとりの体調管理、換気が悪く人が密に集まる空間や密接した近距離での会話、不特定多数が集まる場所を避けるなどの3密回避と、今後は、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が重要となってまいります。

続きまして、第2波、第3波に備えるための検査体制についてお答えをいたします。

検査の一つである抗原検査につきましては、5月13日付けの厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ガイドラインによりますと、抗原検査については、キットの供給が十分になるまでは、患者発生数の多い都道府県における帰国者・接触者外来及び全国の特設機能病院から供給を開始し、生産量の拡大状況を確認しつつ、対象地域及びPCR検査を実施できる医療機関を中心に供給対象を拡大していく方針を示しています。また、抗体検査は、抗原が体内に入った際、抗体がつけられる血液内の抗体の有無を調べ感染歴がわかる検査でございます。

先ほど申し上げましたが、愛媛県は第2波に備え、6月から検査装置の増設や検査人員を増員しPCR検査体制の強化を図っております。また、県衛生環境研究所のほか、県立中央病院を初め、中核医療機関に全自動PCR検査装置等を導入し、各圏域検査体制の拡充を図ること、新たな検査手法として抗原検査をモデル的に導入し、効果的方法を検証するなど、愛媛県では第2波、第3波に備えた取り組みを計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

国・県・市が行っている施策をわかりやすく徹底すべきではないかというご質問についてでございますが、国や県の経済支援策が、日々更新され、また、それらの支援策を西予市の事業規模と照らし合わせ、市独自の経営安定補助金、店舗環境を改善する店舗リニューアル補助金、飲食店応援事業、利子補給などの支援策を講じております。

しかし、3密を回避するために、それら支援策の説明会などを開催することができなかったこともあり、ホームページや商工会の協力を得た会報等を通じて周知をいたしました。さらに事業者の方々への周知や説明についてきめ細やかなサポートをするように努めてまいりたいと考えております。

次に、国の雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士依頼費用の補助につきましては、県内20市町のうち、事業者が多い7市1町で取り組みをされておりまして、また、補助上限は20万円と確認をしております。当市におきましては、国の雇用調整助成金を申請する事業者が多くないこと、依頼費用についての要望がないこと、成功報酬も発生することから補助することを考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

市単独で、ひとり親世帯に対する支援について市として行わないのかというご質問をいただきましたので、福祉事務所長としてお答えをさせていただきます。

市といたしましては、国の第2次補正予算で盛り込まれておりますひとり親世帯臨時特別給付金の給付をできる限り早急に実施していきたいと考えておりますので、市単独での支援は今のところ考えておりません。

ただ今後、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、ひとり親家庭の子どもたちの健やかな成長のための支援を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ひとり親世帯への支援考えておられるということでございますので、ぜひ実状もご調査の上、実現させてもらったらと思います。

これから感染拡大が進んで、いわゆる八幡浜圏内で主体的に行うとか、そういったようなことは、まだ、実現の可能性はまだ遠いということですか。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時33分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時34分）

和気数男君。

○1番和気数男君

感染拡大が広がって、県だけで対応ができなくなるという可能性もあろうかと思えます。

そういったときに、例えば、大洲、宇和島、西予、八幡浜というようなことで、いわゆる八幡浜管内で対応するというふうな事態は考えておられませんかでしょうか。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ただいまのご質問は、検査をまたこの管内で、県が大変になったらやれないかということによろしいでしょうか。

（和気数男君「はい」と呼ぶ）

○藤井生活福祉部長

今のところは、県が感染に関しましては、十分な対応をとっておりました、検査体制もさらなる拡充を図っておりますので、今のところはそういう想定はしておりません。

以上でございます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ありがとうございました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

市立病院改革プランに伴う二次救急の市民病院への集約についてでございますが、このことについて、当然市から住民の皆さんに説明会がなされ

たと思えます。

しかし、知らなかったとか初めて聞いたと言われる方がかなりおられます。そして同じ人が心配をして何度も電話をかけてきたり、また、今まで「私の持病は夜間に悪化することが多い」と「何度も野村病院で助けてもらった」などと話されたことをまずお伝えして質問に入らせていただきます。

まず野村病院からなぜ夜間休日救急患者の診療をなくすのかということでございます。

救急患者の受け入れ状況は、野村病院のほうが市民病院と比べて多いというふうに出ております。非常に素朴な質問で、素朴な疑問であります。それから、高齢化率も市東部のほうが高いのではないかと、高齢者の皆さんにとっては非常に心細い施策になろうかと思っております。また、いろいろなことが人口の多い市中心部へ集約をされるという方向になっているのではないかとこのことを危惧しております。この体制維持、今の体制をなかなか維持することが困難だという説明でございますが、今までの体制維持についてどのように努力をされたのかお伺いいたします。

医療環境から見ても、宇和は民間の病院や医院が野村よりはるかに多い、東部より多いですね、近隣の宇和島や大洲などの医療機関にも近いし、また医療機関も多い、だからこそ市民病院より野村病院のほうが患者数が多いというふうに理解しております。市東部に夜間休日に救急で頼れる病院がなくなる。その一方で、宇和には医師が多い。医師会に協力を求めて、夜間休日の緊急救急体制維持に協力を求められないのか。例えば、西条市では国道11号線沿いに、民間医師の協力を得て休日夜間救急医療センターなどを開設し、公立病院の負担軽減に努められております。ぜひ再考をお願いしたいと思います。東部では、市立病院に行くまで1時間半以上もかかることが、これだけの時間をかけて救急医療と言えるのかという声もあります。

それから奨学金制度でございますが、この制度はどこの自治体も実施しております。ぜひ西予市ならではの取り組みを行い、奨学金月額5万円というのは少ないのではないかと、ぜひ医療従事者の多い町に努力をされたい。さまざまな制約はあろうかと思えますが、小中学生のころからふるさ

と西予で医療従事者として働こうなどと、直に例えば市長が呼びかけたり、学校や父兄に具体的に西予市ではこのような人材が不足しているなど、ふるさと貢献の協力を求めるようなことなどをしてはいかがでしょうか。

それから、コロナ禍の今、医療体制の縮小ではなく、ぜひ充実をお願いしたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

和気議員からの市内の二次救急体制のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思いません。

もう議員もご承知のとおりと思えますけれども、平成29年3月に公立病院の果たすべき役割を認識し、将来に向けて安定的な経営ができることを目指して、新公立病院改革プランを作成させていただいております。

このプランは、目指す姿として2025年度に向けて、公立病院の体制を確立するために、二次救急の集約、両病院の機能分担、経営の効率化、医療情報の連携等について令和2年度を目標として、まず計画が策定されました。

しかしながら、一昨年の豪雨災害や働き方改革等の環境変化によりまして、目標を令和4年4月～2年間延期するようプランを見直しているところでございます。

二次救急の集約につきましては、現在2つの市立病院が隔日交代で二次救急を受け入れておりますが、両病院とも医療従事者はぎりぎりの人数で二次救急を維持しております。この二次救急には、医師2名、放射線技師1名、臨床検査技師1名、そして、看護師が日中であれば2名、夜間であれば1名という体制をしつ状況となっております。

こういう状態の中で、両病院においてはぎりぎりの医療関係者の人数の中で頑張らせていただいております。またあわせて、2024年4月から医師の働き方改革というものを推進されることになっておりまして、時間外労働の上限規制や当直明けの休暇取得、そして、医師の労働時間短縮の対応を求められます。このことにより、今以上に多くの

医師確保が必要なことなどから、市内2カ所での実施を維持することは困難となるため、野村病院で受け入れをする平日・日中の二次救急患者を除いて、適正規模で市内の中核的な医療を担う西予市民病院に休日・夜間の二次救急を集約し、両病院で協力して受け入れ体制を維持することができ、そして適切で実現可能な方策とするように考えているところでございます。

また、その中で、特に医療機関が少ない、先ほど和気議員も言われました、市内東部の野村・城川地域においては、これまで野村病院の地域医療の取り組みを推進していただいております。医師会や関係機関、福祉施設事業所とも連携をして、在宅医療福祉のモデル地域として継続・充実するよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

私からは、まずこれまでの市内の二次救急体制の維持の取り組みと今後の対策等についてお答えをしたいと思います。

市立病院での医師・看護師等の医療従事者の確保について、市及び関係者も最大限の努力をし、その中で、特に医師を初めとする医療スタッフの理解と努力並びに市民のご理解とご協力により、2つの病院が隔日交代で市内二次救急を継続してきたところですが、先ほど市長からもありましたように、働き方改革の対応等も加わりまして、必要数の確保は極めて困難な状況でございます。

このような状況において、医療資源を集約し、両病院が協働して市内の救急医療を守るために病院改革プランを策定し、その見直しも行い、本年2月17日から27日にかけて市内6カ所で説明側には、市長初め両病院院長や看護部長、消防長も加わってもらいまして、334名の参加を得るなど、市民の皆様に理解を求めて進めているところでございます。和気議員も参加をいただいたところでございます。

集約後は24時間365日、両病院が協力して、西予市民病院で二次救急患者を受け入れすることとしまして、東部、野村・城川地域の皆様の不安解消のために、野村病院では、平日昼間の二次救急

患者や休日当番にあたる休日昼間は一次救急患者も受け入れを予定しているところがございます。

このほか、両市立病院では、電子カルテ等による情報連携を進めまして、患者の同意のもと診療情報を共有することができる地域医療連携システムを本年度中に導入する予定で、宇和島市立病院などの三次救急病院とも連携することが可能になったり、このシステムに西予市医師会にもご協力と参加をいただきまして、病院間の診療連携や紹介を行ったりするなど、容体が安定した患者は、近くの病院及び医療機関に転院、通院できる体制づくりについてもさらなる構築を進めてまいります。

これらにつきましては、今後市内で二次救急を継続するため、及び安心な地域医療体制づくりには必要な対策ですのでご理解とご協力をお願いいたします。

また、医療従事者を育てるため、西予市では平成28年度に看護師等への奨学金制度を制定し、従事者の確保に取り組んでまいりました。この奨学金制度につきましては、昨年度におきまして、返還債務の免除要件の見直しを行い、より使いやすい制度になるよう取り組みを進めているところがございます。

またこれとは別に、県と関係市町が連携した奨学金では、将来、県内の医療機関で一定期間医師の業務に従事いただければ返還免除となる制度もがございます。昨年度より、市内の中学、高校へも出向きまして、学生へも奨学資金制度の周知を行い、医療従事者の確保、育成に取り組んでいるところがございます。

議員の皆様におかれましては、制度の周知や活用につきましてご協力いただくようお願いいたします。

続いて、現時点で改革プランの見直しの考えはないのかとお尋ねについてお答えいたします。

全国的な看護師不足、都市部集中等による医師不足により、地方の地域医療は危機的な状況を迎えております。当市の市立病院の医療従事者についても、同様にその確保について大変苦慮しているところがございます。

そのような中、新型コロナウイルスの第2波、第3波も予想され、医療従事者の負担はさらなる増大が見込まれております。であるからこそ、両

病院の医師や看護師並びに多職種が連携しまして改革プランを推進し、あらゆる施策を検討・実施し、大学等からの支援も一層お願いして、医療従事者の確保や負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位、市民の皆様にもご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

これからはそのプランに向かって進んでいくのみというふうに理解をしてよろしいですか。もう努力は続けないと、存続する努力は続けられないということでしょうか。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

説明いたしましたように、説明会では現場職員の生の声もありまして、救急医療体制や医療従事者へのご理解をいただき、プランに対する一定の理解も得たところであります。一方で心配される声もありまして、そういったこと、例えば先ほど言われました搬送時間のことの心配などもございました。

今後につきましては、丁寧な説明を行いまして、その不安をできるだけ少なくするよう関係者で協議して、実施に向けて進めていくよう、また、市民が安心して暮らしていただけるために、しっかりと丁寧に進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

説明はよくわかりましたが、やはりこのようにして地域とか過疎地がだんだんと拍車をかけるという構図であろうかと思えます。できるだけ可能性を残してやっていただきたいなというふうに思っております。

時間もあれですので次の質問に移らせていただきます。議長よろしいですか。

○議長

はい。

○1番和気数男君

2018年のダム災害の問題でございますが、皆さん方ほとんどの方ご存じだと思います。5名のとうとい人命と市民の財産を奪った野村ダムの緊急放流災害から2年目の出水期を前にして、被災住民は本当にうつつした毎日を送っております。

私たちは災害直後、200世帯以上の被災住民アンケートを行っております。その回答では、大きく3つのことが述べられております。

この大災害の原因として、1つに野村ダムの急激で大量の緊急放流、その次に、西予市の避難指示のおくれ、そして、みずからの危険を顧みず献身的に避難救助活動を行っていただき、多くの命を救っていただいた地元消防団員さんへの感謝の言葉が多く述べられております。また、多くの西予市民からも感謝の気持ちが寄せられております。

ダムの緊急放流によって死者が出たのは野村ダムが初めてでございます。私がきょう聞きたいのは、避難指示はなぜおくれたのか。住民の命の砦としての自治体からの避難指示のおくれは、検証の結果を聞かしていただきたいと思っております。

マスコミなどからの報道をいろいろ見てみますと、国交省、西予市ともに「まさかこれほどとは」、「洪水にはならないだろう」など、いわゆるよく言われております正常性バイアスにとらわれていたのではないかと。例えば国交省の職員が、災害直後緊迫感を持って行政に届けられなかったのではないかとという恐れがあるというようなことを報道しております。また西予市も、それほどの切迫感を持って受けとめられなかったということが報道されております。

正常性バイアス、本当に怖いと思っております。ダムはあるレベルまでは安全でございます。しかし、そのレベルを超えると一気に危険な状況にあることを私たちは今回知りました。下流の川は大変狭く、操作規則が変わったときに河道を広げるという約束をしておいたにもかかわらず、岩盤がかたいからとか、そのような理由で引き延ばしてきた。このようなことが、だんだんと正常性バイアスを培ってきた一因ではなからうかというふうに思っております。

その水位が一気に上がることを例えばダムから伝わったとき、ダムが放流をする、越流するおそれがあると言われたとき、その瞬間に一刻も早く

逃げる必要を住民に知らせて行動する。そのことがやはり一番大きな分かれ道ではなかったのではないかと思っております。いろんな理由があっておくれたということが報道されておりますが、放流すると言われた時点、やっぱり一目散に川の近くから逃げる行動を起こす。そのことが必要ではなかったのかというふうに思っております。

生きることに理解がある市役所であればできたはずではありますが、正常性バイアスにとらわれてしまっておくれたことは、余りにも代償が大き過ぎます。ダムがあるから下流の改修に取り組みなくても大丈夫だろうというふうな行政的な構造国・県・市ともにあったと思っております。それらについての検証の結果はまだどこにも聞いておりません。しかしながらそれらに甘んじて、かつ、今回の災害がここまで大きくなったというのは納得はできません。

7月7日野村ダムの最大流入量1,942トン、最大放流量が1,797トン、300トン放流しながら、一気に1,800トンに近い放流を行った。この流入量と放流量から見てもわずか150トンしか洪水調節がなされていない。このようなレベルでは、やっぱりダムの洪水調節というものがなかったとしか言いようがないと思っております。いろいろな理由を言われておりますが、この代償は余りにも大きかった。緊急河道対策などで、幾分か改修は行われて参りましたが、やっぱり川は可能な限り広いほうがよいということがうかがわれております。

教訓として、この災害から何を学んだのか。再発防止策について伺いたいと思っております。

それから次、操作規則が変わったわけでございます。平成8年の操作規則以前にかえてきて、洪水調節開始要領を300トンから500トン、300トンから徐々に引き上げていくということで、計算上では、2018年の放流量でも何とか耐えていけるんじゃないかというふうなことを言われております。避難訓練とかいろいろ私も書いておるんですが、やっぱり今一番思うことは、1,000トンあそこに流したらどうなるのかと、そのことを、今かなり水がたまっております。500トン流したらどこまで水が来るのか、そういったことをぜひやっていただくことが、一番の避難訓練ではなからうかというふうに思っております。

す。

それから住民への周知、このことも非常に大変だろうと思います。なかなか言うことを聞いていただけない、逃げていただけない、そういったときにどうするかということですが、やはりこれは日常、住民と行政との関係いろいろあるかと思いますが。一つひとつ積み上げていく以外ないかと思っております。市民との対話を大切に、市民に寄り添った支援、これなかなか言葉としては非常にいいんですけどね、それが結果どのように残っていったのか、本当にそういうことができるのかなという点も疑問に思っております。

それから、住民の方は川のこと非常によくご存じです。平成何年のときにはここまで来た、だからここ500トンだとか400トンだとかと言われております。それでいろんなことを教えてもらいます。しかし、一人ひとりよく聞いておるとやっぱり微妙に違ってくるんですね。そういったようなことをよく話を聞いて、誰かがこう積み上げていってもらったらなというふうに思っておりますが、やっぱり要はどれだけ流れるか、どれだけ流したらどこまで水位が上がるかということですが、まずこれを西予市長は国交省に話していただけたらなというふうに思っております。

関連質問もあわせていいですか。野村ダム改造事業、恐らくコンジットゲートをもう一つつくるという要望だろうと思うんですけども、どれだけの…。

○議長

和気議員、通告にない質問は、ここでは時間の都合もありますので。手短かにお願いします。

○1番和気数男君

わかりました。

以上、今までの回答をお願いします。

(「(3)が抜けている」と呼ぶ者あり)

○議長

和気議員、通告書に出されていることは全て今言われましたか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時04分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後0時05分)

和気数男君。

○1番和気数男君

次に私いつも思うんですが、国の説明とか、県の説明、被害住民がほとんど入っていないんですね、検証に。そのことを常に私は要求してきたわけですが実現しておりません。なぜ被災住民は選ばれないのか。

それから3番、最後、市長は犠牲者が出たことについてどう思っておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは私からまず避難指示のおくれについての検証結果について答弁させていただきます。

これは既に住民説明会等々でも説明させていただいていることですが、当時は夜間で雨も強まる中、暗闇で道路や水路、河川が見えない状況で避難することは、過去の豪雨災害での人的被害の教訓からかえって危険であること。また、防災行政無線が聞こえなかった場合であるとか、地域住民の皆様にも事の重大さと緊急性を伝えるためには、消防団による戸別訪問による避難の呼びかけ、避難誘導が最も円滑かつ安全に避難することができる方法ということを考えまして、消防団の参集に要する時間、消防団の各戸への呼びかけ、また、要支援者の搬送に必要な時間等を鑑みまして避難指示発令時間を5時10分に決定したものでございます。

このように当時考えられる最善の策をとったところではございますが、ご指摘のとおり、「発令が遅かった」、「防災行政無線が聞こえなかった」、「緊迫感がなかった」など多数のご意見をいただいたところです。

これらのご意見を参考にさせていただきました。国・県、関係機関とも連携し、タイムラインの策定、県の水位周知河川の指定に伴うハザードマップの作成・配布、ダムの操作規則見直しに伴う情報伝達手段の見直しなどを行ってまいりました。

また、市におきましては、今回の災害対応に係る資料、職員の記憶等を包括的に記録し、過去の災害における知見や教訓等を踏まえ、その評価を行い、今後の防災対策のあり方と改善の方向について整理し報告書としてまとめております。

この報告書をもとに、昨年度末には地域防災計画を全面改訂いたしまして、受援計画の策定も行ったところです。

今年度におきましては各対応業務のマニュアル策定を行い、きめ細やかな対応を考え、対応を講じていきたいという予定といたしております。

7月豪雨災害の教訓を無にすることのないよう対応を振り返り、教訓を後世につなぎ、今後の豪雨災害のみならず南海トラフ巨大地震のような大規模災害への取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、教訓としてどのようなものを導き出したかという問いでございますけれども、野村ダム下流域に関しましては、これまで策定されていませんでした最大雨量の大雨に対する洪水想定区域が示されましてハザードマップを作成いたしました。あわせて、防災関係機関が連携を密にしたタイムラインの策定、そういったことを通じまして連携強化に取り組んでいるところでございます。

あわせまして、内部的には実効性のある災対本部運営のための機能の強化、職員の災害対応力の向上、各種機器等の整備、BCPの見直しなど、市内部の体制の見直しも図っているところでございます。また、市民の皆様への避難情報等の的確かつ多様な方法での伝達手段につきましても、その確保、また人力的には消防、防災士の育成強化なども図るとともに、地域の防災力の向上等を行動指針としてまとめております。

これらの対策につきましては当然時間も要するものもございますけれども、大規模災害に備えるため、まずは人命を守ることを第一に防災・減災対策を推進してまいりたいと考えております。

その上での再発防止策でございますが、これにつきましては、小玉議員の答弁におきましても、避難情報発信の変更点については答弁させていただいております。人命を失うことがない災害対応を行うことが、まずは当然でございますが、多様な形で発生する災害に対応するために、市内部体制の強化はもちろんのこと、関係機関との連携強化、また、行政だけの防災対応の限界というのも当然であろうかと思っております。そういったものを認識した上で、地域防災力の向上にも地域の皆様とともに一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ダムの新操作規則の対応等でございますけれども、野村ダム下流域の防災体制につきましては、野村ダムの操作規則の見直しに伴い、関係機関の防災行動を定めたタイムラインの作成、また県の水位周知河川指定に伴うハザードマップの作成・配布、そういう対応をしまいましたが、避難訓練につきましても、災害後実施できていない状況となっております。

今年度、この出水期までに何とか実施をしたいということで調整をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もございまして、実施時期の判断が難しい状況でございました。今般感染症の警戒期から縮小期への移行という状況を鑑みまして、来月7月12日日曜日になりますが、野村地区を対象とした避難訓練を実施することで計画をいたしております。現在関係機関とその調整を進めているところでございます。

今後野村地区各組長の皆様、消防団員の皆様、そういった方々への説明を経まして、6月中の広報に住民周知をしまいたいと思っております。

また訓練に際しましては、今回の訓練の検証を行うとともに、農友地区で取り組んでおられますいのちのカードなど、これまで地域で実施をいただいております優良事例の紹介、これを全体への波及、そういったことも含めまして住民の皆様への啓発も一層推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、市民との対話を大切にして、対話を重ねながら対策検証を行ってきたかという問いでございますけれども、西予市におきましては、復旧・復興を進めていく上での指針となる復興まちづくり計画の基本理念の一つに「寄り添い支え合う」ということを掲げております。この理念のもとで、市民とともにその対話を大切にしつつ復興まちづくりを進めてきたところでございます。

平成30年度におきましては復興座談会を市内で13回、いただいたご意見等は復興まちづくり計画に幅広く取り入れさせていただいております。令和元年度におきましては市政懇談会、市内24カ所において開催をしまして、復旧・復興事業の進捗状況等を報告いたしております。また、発災後時間の経過とともにでてきた新たな問題や困り事なども聞く機会を設けたところでございます。

一方、野村地区、被害が一番大きかったところ

につきましては、のむら復興まちづくりデザインワークショップを計画いたしまして、地域の方々等さまざまな分野からご参集、ご参加いただきまして、野村地区における災害復旧、今後のまちづくりについて現在協議、検討をいただいているところでございます。

このワークショップは参加自由でございまして、さまざまな方がそのときそのときのテーマに応じていろんな意見交換をしております。そういった意見を十分今後の復興まちづくりに取り入れていきたいというふうには考えております。

また、河川整備に関しましては、野村地区河川整備促進協議会と意見交換の場を持ちまして、これも地域住民としての考えや経験などのご意見等も賜りまして、それを県・国へつなぎをし、その早期完成に向けて協力しつつ取り組んでいるところでございます。

この災害は市内全域で発生をしております、行政としてはどの地域の復旧・復興も大切でございます。幅広く意見をいただきたいということで考えております。

最後、復興まちづくり計画策定のメンバー構成ということですが、この復興まちづくり計画策定委員会につきましては先ほども申し上げましたが、市域全体の災害復旧・復興を検討また協議をする場として設けております。

そういうことで市内の農林業者、教育機関、消防団等と各業種からそれぞれの方々等のご意見をいただきまして、広く市域全体に係るご意見等を反映するために公募したものでございます。

そういったことで、また、この中につきましては一般公募ということで、どなたでも参加する枠も設けておりましたが実際のところ、一般公募枠は1名の方のみという状況でございます。

私からは以上、答弁とさせていただきます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時15分）

○議長

再開いたします。（再開 午後0時16分）

管家市長。

○管家市長

市長は犠牲者が出たことに対してどう思っているのかということに対しましてご答弁をさせてい

たきます。

今回の災害により市内で6名のとうとい命が失われたことには大変重く受けとめております。

今回の教訓を風化させることなく、二度とあのような災害が起こらないよう関係機関と連携し、また、地域住民の皆様方のご理解、ご協力のもと対策を進めていきたい、そのように思っております。

あわせて、風水害、巨大地震と多様な災害も想定をいたしまして、市の防災対応力の強化はもちろんのこと、関係機関との連携強化、あわせて自主防災組織の機能強化、地域防災リーダーとしての防災士の養成、スキルアップ、市民の皆様への防災意識の向上を行い、自助・共助・公助が一体となった防災対応を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

驚くべき回答でございました。

避難指示がおくれていない、危険性がありますよと言われた時点で住民の命を守る行動を起こすのが当然じゃないですか。同じ時刻宇和では、救急車、消防車がサイレンを鳴らして町の中を走って回った、こういうことですよ。即行動を起こすべきであったと。暗いからとか、避難所が開設できなかったというようなことは命を救うことには関係ありません。この行動がとれなかったことが大きな災害を起こしたということでございます。適正な避難指示であったということは到底受け入れることはできません。

○議長

和気数男君に申し上げます。

ただいま一般質問の制限時間を超過いたしましたので、申し合わせによりまして一般質問の終了を宣告いたします。

○1番和気数男君

終わります。

○議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時20分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時30分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

(日程2)

○議長

日程第2、議案第71号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第86号「株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について」までの16件を一括議題といたします。

これより本案16件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

5番加藤美香君。

○5番加藤美香君

議案第77号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」お伺いいたします。

この条例で規定する家庭的保育事業所等とはどのような事業所であるのか。西予市に該当する施設はあるのか。また、今回の条例改正の具体的な目的は何か、あわせて3点をお伺いいたします。

○議長

藤井部長。

○藤井福祉事務所長

加藤議員からご質問のありました家庭的保育事業所等について、まずご答弁をさせていただきます。

家庭的保育事業所等とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、質が確保された保育を提供することで、子どもの成長を支援することを目的としており、認可は市町村が行い、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所の4つの類型がございます。

市内で家庭的保育事業所等に該当する施設はあるのかのご質問でございますが、事業所内保育事業所として、公立のスマイル保育園があり、ことし7月に、西予市民病院近くの薬局跡地において開所予定のあおなみが民間の小規模保育事業所として該当をいたします。

今回の条例改正につきましては、家庭的保育事業所等卒園後の満3歳以上の児童の受け入れ先確保のため、家庭的保育事業者等に、連携施設の確保が義務づけられていますが、さまざまな対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受け

ることができる場合には、連携施設の確保が不要となりました。また、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して、居宅訪問型保育の実施が可能であることが明確化されることになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第73号まで及び議案第80号から議案第84号までの8件は総務常任委員会へ、議案第74号から議案第79号までの6件は厚生常任委員会へ、議案第85号及び議案第86号の2件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」から議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは、議案第87号一般会計補正予算の農林水産業費の林業費、また目は林業振興費ですけれども、高性能林業機械導入事業1億4723万1000円について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内に停滞する輸出向けの本木に付加価値をつける加工施設の整備を緊急的に進めるためとの説明がありました。

しかし実施主体の概要等がわかりませんので質問させていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました高性能林業機械導入事業は、国の6次産業化市場規模拡大整備交付金の中の大径原木加工施設整備緊急対策実施要綱に基づき取り組むものでございます。

事業内容は、新型コロナウイルス感染症の世界

的な拡大を踏まえ創設された国の補助事業であり、中国への丸太輸出の停滞により、国内に滞留する輸出向けの原木を付加価値の高い木材性製品に加工するため、加工施設の整備に要する経費の一部を支援する事業でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、県の事業要望取りまとめにおいて、宇和町内の木材加工施設製材所1社から要望をされたものでございます。

事業内容につきましては、大径材を製材する丸太加工機のツインバンドソー、板材加工機のエッジャー、木材裁断機のチップパーを導入し、製造ラインの整備をするものでございます。補助率は、対象事業費の2分の1以内、国費のみとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

今、1社というお話でございましたけれども、県内の中でも西予市は林業に占める割合は高いというか、一番県の予算においても林業予算は多いわけですが、今言われたようないい事業であれば、今後ほかのやられとる数社等に勧め、西予市の林業振興に図れるような見込みがあるのかどうか再質問させていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今後もこういう新たな補助制度が出たときには、手を挙げていただく業者もあろうかと思いますが、実はこの事業まだ内示が来ておりませんので確定した事業ではございません。

国も緊急に出した予算でございまして、どのぐらいの要望があるかというのがはっきりつかめてないのが原因ではなかろうかなと思うんですけど、先ほど聞いてみますと、もう数週間ぐらいで内示が出るであろうという県からの連絡が入っているようです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

まずやってみていい事業であれば、ぜひ西予市としても推進をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長

次に、14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

議案第87号一般会計補正予算（第4号）について、3点質疑をさせていただきます。

まず最初に、予算書31ページですが、林業振興費の高性能林業機械導入についてということで、ただいま二宮議員から質疑がございましたが、今の答弁の中について追加の質疑をさせていただいたと思うんですが、説明がありましたように、補助率が2分の1ということでございましたが、補助残が結局1億4700万円という大きな金額になってくるわけですが、この1社の事業体が負担するのは非常に、補助率2分の1といえは高いようですけれども、1社にとっては非常に大きい金額になると思うんですが、この補助残について、何か助成制度などがあるのかないのかまずお尋ねしたいと思います。

○議長

通告を続けてください。

○14番中村敬治君

それでは2番目に、33ページでございしますが、産業振興事業費の第三セクター経営管理事業1億240万円のうち、民間譲渡等施設修繕等負担金1億円についてでございますが、宇都宮財政課長から6月8日に説明がありましたように、ことし3月議会で、令和2年から令和6年までの5年間で、民間譲渡施設等の修繕負担金として4億円の債務負担行為の補正が行われたわけですが、そのうちの令和2年度として1億円との説明がありましたが、この1億円で何をどうするのか、もう少し概要の説明を願ったらと思っております。

また続けて、3番目に、43ページでございしますが、公共土木施設災害復旧事業の道路橋梁河川災害復旧事業4500万円についてでございますが、これについても同様に宇都宮財政課長から災害復旧工事関連事業の早期完成をするため、野村町阿下地区に残土処理場造成に係る工事請負費であるという説明がございました。これについても工事概要についてももう少し詳しく説明いただいたらと思

います。

以上です。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

1点目のお尋ねの高性能林業機械導入事業につきましてですが、これは国の2分の1の補助金以外に市単独とか、県単とかいう追加はございません。事業者が半額は全て出されるつもりで手を挙げてあると思います。

続きまして、産業振興事業費、第三セクター等経営管理事業1億240万円につきまして説明をさせていただきます。

令和元年度西予市一般会計補正予算（第9号）で令和2年度から令和6年度までの5年間で4億円の債務負担行為の設定について議会の承認をいただきました。

株式会社ありがとうサービスとの負担金に関する契約書第2条により、提案事業の実施による西予市の振興促進を図ることを目的として、施設の管理、維持、保全に要する費用について、第9条の限度額規定に基づき令和2年度分1億円を計上しております。

今年度の修繕等に係る事業計画につきましては、游の里健康センターで約3000万円、内訳は、温浴施設内の修繕工事、配線工事、サウナ設備の修繕工事、券売機等の備品の整備を予定しております。次に、野村農業公園（ほわいとファーム）で約2000万円、内訳は、アイスバンカー、冷蔵陳列の修繕、建物・トイレの改修工事を予定しております。次に、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジで約6500万円、内訳は、温浴施設内の修繕工事、配線工事、サウナ設備の修繕工事、エアコン設備の入れかえ、テレビ・冷蔵庫の備品整備を予定されております。4施設合わせて修繕等、総額1億1500万円を予定しております。

負担金の支出につきましては、株式会社ありがとうサービスとの負担金に関する契約書第11条に基づき、当該年度の事業実績書、修繕に関する支出を証する書面、負担金を充当した運営経費を証明する書面などを提出していただき、年度末に精算することとなっております。

以上、答弁いたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

残土処理場の工事請負費4500万円についてご説明申し上げます。

場所につきましては、野村町の阿下地区、野村町の中心部から野村高校前を通過、阿下地区のライスセンターがありますけど、その谷間へ場所を構えております。なおこの場所の選定に当たりましては、災害復旧後残土が出てくるということで、地元阿下地区の皆さんが建設委員会も立ち上げていただいて、積極的にこの事業にかかわってもらっております。地元の小玉議員もお力添えをいただいております。

土地を埋め立てて、処分量といたしましては、計画で11万2000立方メートルほどの泥をこの場所へ受け入れていくこととしております。今回の災害の残土ももちろんですけど、これから始まります野村地区の河川整備計画にかかわる県の工事についても、県と調整しながらここへ受け入れて、事業の促進を図っていきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

それでは先に酒井部長から答弁いただいた件でございますが、債務負担行為で4億円、これが令和2年から令和6年までの5カ年ということになっておりますが、ことし1億円ということでございますが、あとの4年で年割額はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

5年間で4億円の債務負担行為をしておりますが、後の来年度、再来年度、そういう金額的な計画というか、提示はまだありがとうございます。したがって、来年度は5000万円にしまして、再来年度は1億5000万円になるかもしれませんし、まだありがとうございますもどのように改修をして、どのような運営をするかというところが、なかなかコロナの影響もありまして、まだ中へ入っておられないような状況なので、次の年度の金額

まではこちらも求めてはおりませんが、今年度中には来年度はこのぐらいでというような話が出てくるのではなかろうかなと考えております。

以上です。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

それでは清水建設部長の答弁に対して再質疑をしたいと思います。

残土処理場のポケットの容量が11万5000立方メートルと、これは想定でございましょうけれども、災害復旧工事の関連事業について、早期完成を図るためということの説明が財政課長からあったわけですが、この11万5000立方メートルで災害関連で出てくる土砂が十分量的にこれで対応できるのかどうか。その辺計算されているのか。不足するということになれば、追加の土捨て場ということもまた考えないかんし、いやいやそうじゃないと、十分あってまだ余るぐらいあるんだということであれば、その辺がどうなのかなと。残土量を推計されてこういう土捨て場を決められたのかどうかということが第1点目と。

それから、ポケットに十分余裕があるのであれば、県から残土を受け入れるというようなことになろうかと思うんですけれども、4500万円かけて市がつくったところに無料で捨てさすということはちょっと考えにくいわけですが、その辺今後の対応はどうされるのかお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

お答えいたします。

残土処理場の計画受入土量ですけど、11万2000立方メートル、計画では約11万5000立方メートルではなしに、11万2000立方メートルを計画しております。

この容量につきましては先ほど説明いたしました谷間で残土処理場を構えますので、その設計上で今受け入れられる容量を示しておりますので、これから発生する残土量を計画した上での受け入れの容量ではございません。

しかしながらこの容量であればしばらくの間は残土を受け入れることが可能かと見込んでおります。

次に使用料についてですけど、近隣で大洲市と八幡浜市が市で残土処理場を構えられております。その中で市の条例で使用料も定められておりますので、当市としましても完成後、そこら辺を参考にしながら使用料をいただいでいくような形で条例等の整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

次に、17番森川一義君。

森川一義君。

○17番森川一義君

41ページの三瓶文化会館トイレ改修工事についてお伺いいたします。

家が建つほどトイレ改修にかかるようですが、洋式便器1台15万円としても20台で300万円です。扉1枚2万円としても20枚で40万円です。トイレ工事に何人役みているのでしょうか。積算の方法を教えてもらったらと思います。

そこの川向こうの運動公園のトイレが2000万円ぐらいだったと思います。俵津のトイレ、商店街のトイレなど今まで行われてきましたが、どんぶり館のトイレの改修の工事費は幾らだったんでしょうかお伺いします。

○議長

森川議員、通告にない質疑は答弁できないと思われれます。どんぶり館の件についてです。

○17番森川一義君

参考までです。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

それでは実務を担当します建設課が予算を計上しておりますのでお答えします。

三瓶文化会館には、1階から3階まで全体で、現在和式が18、洋式が10のトイレがあり、それを今回改修する予定とされております。

主な工事の内容ですけど、トイレの洋式化と洗浄機能付便座への改修でございますが、2階のトイレにつきましては、ホールでのイベント開催時において、既存の女子便器の個数が不足していることから、女子便器を1基増やすため、女子便所のスペースも拡大するような計画としております。このため室内の間取りを行うような建築工事

もこの工事とあわせて行うようにしております。また、トイレの中が暗いとか、照明が弱いとかというご意見もいただいておりますので、照明の更新もあわせて行います。さらに男性用の小便器につきましても、感知式に切りかえるような取り組みもさせております。これをもとに設計コンサルが積算をして、今回の予算を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第87号については関係各常任委員会へ、議案第88号、議案第89号及び議案第91号の3件は厚生常任委員会へ、議案第90号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

請願1件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております請願文書表をご参照ください。

本件につきましては総務常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、発議第2号「西予市消防体制検討特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本市における今後の常備消防の施設整備や広域化に対する調査研究と非常備消防指揮系統の統一化問題や人口減少、過疎化に伴う消防団員の確保等を調査研究し、消防体制の充実化を検討することを目的とした7名の委員で構成する西予市消防体制検討特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって本案については7名の委員で構成する西予市消防体制検討特別委員

会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市消防体制検討特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市消防体制検討特別委員会委員に、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、7番河野清一君、8番佐藤恒夫君、10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君、14番中村敬治君を指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時57分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時05分)

特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

委員長佐藤恒夫君、副委員長信宮徹也君。

以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時05分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時05分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第93号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第93号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第93号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市乙亥の里の災害伝承展示室は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の指針として策定した西予市復興まちづくり計画に基づき、災害の記録と記憶の伝承及び学校教育、社会教育における防災教育の充実を図るための施設として、7月5日の供用開始に向けて準備を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、請負業者が業務の中断を迫られ、再開後においても資材等の流通の停滞に伴い、展示室内に整備する物品の納入がおくれるなど、業務の進捗状況が不安定となっていることから、当施設に係る供用開始日を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第93号は総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月26日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時09分

第 5 日

6 月 26 日 (金曜日)

令和2年第2回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年6月26日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年6月26日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午後 2時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 閉 会 | 令和2年6月26日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 3時45分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

- 1 番 和 氣 敦 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 兼 | |
| 政策企画部長 | 山 住 哲 司 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 兼 | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程			整備計画の変更について
1	議案第71号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第85号 公有水面埋立てに係る意見の陳述について
	議案第72号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第86号 株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について
	議案第73号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)
	議案第74号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第88号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第75号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第89号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第76号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第90号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第77号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第91号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第78号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第93号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第79号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について
	議案第80号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
	議案第81号	西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について	3 議員派遣の件について
	議案第82号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	追加 議案第94号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第5号)
	議案第83号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	議案第95号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)
	議案第84号	辺地に係る公共的施設総合	議案第96号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

	本日の会議に付した事件		整備計画の変更について
1	議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第85号	公有水面埋立てに係る意見の陳述について
	議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第86号	株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について
	議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第87号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)
	議案第74号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第88号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第89号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第76号 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第90号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第77号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第91号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第78号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第93号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第79号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	請願第1号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について
	議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	2	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
	議案第81号 西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について	3	議員派遣の件について
	議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について	追加	議案第94号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第5号)
	議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について		議案第95号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)
	議案第84号 辺地に係る公共的施設総合		議案第96号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第71号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」まで、及び議案第93号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」並びに請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出について」の23件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

兵頭学君。

○兵頭総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月17日において当委員会へ付託されました議案10件及び請願1件につきましては、6月19日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案10件は原案のとおり可決、請願1件は不採択に決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第72号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」委員から、対象となる具体的な作業内容の質疑があり、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者などに対し、特に保健師など職員が、検温などで直接的に部屋に入室して作業する従事者には、1日につき4,000円、病室において物品のみを処理するなど、直接患者には接しない作業従事者については、1日3,000円を想定しているとの答弁でした。

議案第81号「西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」では、条例廃止後、一般財源で対応するのに際し、今まで行ってきた運動並みの支援はされるのかという委員からの質疑に対し、市の財政状況等を踏まえた上で予算検討し、限られた予算の中で、金額や手間のかからないシバザクラなどの植え込みを行うことを検討しているとの答弁でした。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)」のうち、財政課所管分では、委員から、歳入の財政調整基金の今後の見通しについての質疑に対し、現在の新型コロナウイルス感染症対策において、当初は、財政調整基金を取り崩して早期対応を行い、後に、国からの地方創生臨時交付金で再度積み立てる予定ではあるが、国も厳しい状況の中で補正を組んだため、令和2年度特別交付税においてカバーするのは困難である。そこで令和2年度に各課で事業中止となった不用額を減額して財政調整基金へ積み立てる計画や中長期財政計画に基づき、大型事業の有利な起債を使ったり、令和元年度に発生した余剰金などで積み立てたりするとの答弁でした。

危機管理課所管分では、今回予算化されている避難所内の間仕切りと屋内用簡易テントの個数について十分賄えるのかという質疑に対し、実際運用しての避難者数にもよるが、市内指定避難所109カ所をある程度充足できるような形で配備する予定であり、今後、その他の集会所などを避難所として開設された場合には、引き続き予算化を検討したいとの答弁でした。

また、委員から、指定避難所の運営について、職員だけでなく地域自主防災組織や市内防災士の協力体制を強化するよう意見がありました。

学校教育課所管分では、小中学生1人1台のパソコン導入及びネットワーク整備費に関する学習内容についての質疑があり、現在では、ソフトを使っただけの学習のまとめや総合的な学習の時間での研究のまとめ、プレゼンテーションソフトを使っただけの発表や英語学習にも取り組み、パソコンに慣れ親しむことに重点を置き学習している。今年度からプログラミング学習も始まり、さらに学習の幅を広げていく予定であるとの答弁でした。

請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出について

て」は、2020年原水爆禁止国民平和大行進四国コース愛媛県実行委員会実行委員長から提出され、紹介議員である和気数男議員からの趣旨説明を聞きました。

審査の中では、日本は核兵器禁止条約を目指す廃絶という目標は共有されているものの、過去の脅威にさらされている現状がある。その対応策として、日米同盟のもとで核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要であり、安全保障が踏まえていない核兵器禁止条約を批准するべきではないとの理由から、全会一致で不採択とすることに決しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和2年6月26日、総務常任委員会委員長兵頭学。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

二宮一朗君。

○二宮厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る6月17日の本会議において当委員会に付託をされました議案10件について、6月18日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案10件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定をいたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、指導員の充足について質疑があり、4月1日現在、9つのクラブで合計74名の方が業務に携わっている。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止により、学校が休業になった際、朝から放課後児童クラブを開設したため、指導員だけでは厳しく、教育委員会と相談し生活支援員の協力をいただいたとの答弁でありました。

議案第78号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」では、消費税及び地方消費税の10%引き上げに伴う介護保険料の軽減完全実施により、西予市全体でどのくらいの金額が軽

減をされる見込みかとの質疑があり、所得の段階別で第1段階から第3段階の方の軽減保険料総額9746万9000円程度を見込んでいるとの答弁でありました。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の健康づくり推進課所管分では、保健推進員事業の廃止に伴う減額補正について、推進員が担っていた役割を今後どのように進めていくのかとの質疑があり、保健推進員が行っていた健診申込書の配布等は郵送に切りかえ、Web予約でも対応をする。

また、受診勧奨は保健師等で行い、保健福祉行政の要望・問題点の発見や情報の提供については、西予市のホームページや広報、公民館報等地域に密着したものを活用し、地区公民館で開催される団体連絡協議会等に担当保健師も参加をして、参加者から地域の健康課題や現状を聞き取るなどの対応策を進めていきたいとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、放課後児童クラブ等が国の補助金を活用し購入予定の備品価格が、当初の見積もりから約2.5倍に高騰したことにより増額予算計上したとの説明がありました。委員から、購入予定台数について質疑があり、放課後児童クラブや私立保育園で購入をする空気清浄機18台となる。放課後児童クラブなどは、密集等完全に防止することができないため、特殊な機能がある特定の空気清浄機を希望されているが、需要が多く価格が急激に上昇したことにより増額補正したとの答弁でありました。

議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」については、西予市民病院に、新型コロナウイルス感染症患者または感染が疑われる患者が入院することになった場合に、感染症病床で診療・看護等に従事する病院職員が、感染した場合に重篤化する危険が高い高齢者や慢性疾患のある家族がいるなどの理由で、自宅への帰宅に不安を感じる場合に利用する職員のための宿泊施設の借上料237万2000円を計上したと説明がありました。委員から、宿泊施設について質疑があり、市内の宿泊施設を予定しており、既に協定を結んでいるとの答弁でありました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金を活用し、介護施設からオンライン診療ができる設備を整える考えはとの質疑があり、診療の基本は対面診療で、患者の容体や症状を把握し細かな医療を提供していきたいと考えている。今回のコロナウイルス感染拡大により、医療機関の受診が困難になることを鑑みて、時限的な特例的な取り扱いとして、オンライン診療による診断や医薬品の処方が可能となっている。施設から要請があれば、オンライン診療に関するメリット、デメリットを検証した上で、前向きに検討したいとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和2年6月26日、厚生常任委員会委員長二宮一朗。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

井関陽一君。

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る6月17日本会議にて当委員会に付託されました議案第85号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」、議案第86号「株式会社野村町地域振興センターの出資金払戻請求権の放棄について」、議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」産業建設常任委員会所管分、議案第90号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、6月18日に審査し、お手元に配信のとおり全会一致にて原案可決決定いたしました。

これより審査経過及び意見等について、抜粋して報告をいたします。

議案第85号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」では、明浜町田之浜地区において、漁船が安全に係留でき、漁業者が効率的な漁業活動のできる物揚場、船揚場、野積場用地及び加工場用地を確保することで、1,960.87平方メートルを埋め立てるという内容で、異議のない旨の意見を述べるために議会の議決を求めるとの説明がありました。

議案第86号「株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について」では、株式会社野村町地域振興センターは、平成2年4月の設立により30年間にわたり地域特産品の開発や

販売、平成12年にオープンした野村農業公園（ほわいとファーム）や平成29年4月からは、獣肉処理加工施設（ししの里せいよ）などの施設の管理運営を引き継いで行っていましたが、令和2年3月末日をもって解散することが、株主全員の同意で承認されました。清算に当たり西予市、東宇和農業協同組合、西予市商工会、西予市森林組合理事、西予市商工会野村支部からの出資金に対する払戻請求権をそれぞれ放棄する旨の要請を受けたため、本市における出資資本金3432万5000円の払戻請求権を放棄する旨の説明を受けました。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」については、林業課所管分では、林道に対する県内示額の変更に伴う補正額の説明を受け、県営林道田之筋溪筋線開設の工事予定について質疑があり、平成27年から令和11年の15カ年計画であるとの答弁がありました。

また、高性能林業機械導入事業に係る補正予算については、補正額1億4723万1000円であり、導入機械の内容についての質疑に対し、導入する機械は、丸太加工機のツインバンドソーという2枚の帯鋸にて2面を製材する機械と、板材加工機のエッジャーという2枚の丸鋸によって設定した幅に自動製材する機械と、チップをつくるチップパーを導入するとの答弁がありました。

森林環境譲与税についても質疑があり、リアライズという会社に森林経営コンサルタントの委託契約をしておき、森林資源の解析を進め、主に環境林整備と人材育成などに使用していきたい旨の説明がありました。

経済振興課所管分では、乙亥の里管理事業38万4000円について質疑があり、屋外トイレ清掃に係る業務委託料であるとの答弁がありました。

建設課所管分については、市道二及10号線改良事業2700万円について質疑があり、その内訳は、測量設計委託料600万円、市道の両側に立ち並ぶ家屋の事前調査委託料1600万円、水道本管の布設替えに係る設計委託料500万円であり、市道改良事業は令和3年と令和4年の2カ年を、そして、令和5年に旧二木生小学校の解体工事に着手するとの答弁がありました。

野村町阿下地区の残土処理場の造成工事費4500万円については、立木補償について質疑があり、スギ・ヒノキについては補償する考えである

が、用材の撤去については、所有者にお願いする予定であるとの答弁がありました。

公営住宅庶務事業では、関連質問として、戸数、入居率、改修計画について質疑があり、戸数は857戸で、入居率は95.8%の回答で、公営住宅の改修については、長寿命化計画に基づいて行うとの答弁でありました。

議案第90号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、人件費のみの調整であり質疑はございませんでした。

以上、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

令和2年6月26日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第71号から議案第80号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第80号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第80号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号「西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」

は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号から議案第84号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第84号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第84号までの3件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第85号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号「株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号「令和2年度西予市一般会計補正予

算（第4号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第88号から議案第91号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第91号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」までの4件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第88号から議案第91号までの4件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第93号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出について」については、原案のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

（日程2）

○議長

次に、日程第2、閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元に配信の所管事務等調査表のとおり、令和3年3月末日までの期間、必要に応じ議会閉会中も継続して行うことといたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時33分）

○議長

再開いたします。（再開 午後3時00分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第94号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第5号）」から議案第96号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの3件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって3件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第94号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第94号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応としては、4度にわたる補正予算を編成しまして、感染拡大の防止対策、経済活動の支援等に全力を傾注しているところでございますが、補正予算後の市内経済状況の変化等、また、国の第2次補正予算の成立を受けて、さらなるコロナ対策の充実を図る施策に要する経費を計上するものであります。

まず、国の第1次補正予算にて創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、5月1日に通知がありました第1次の交付限度額2億1335万9000円を本市が実施します交付金交付対象事業に充当をするものであります。

次に、感染拡大の影響を受けています地域経済や市民生活の支援策について、予算書の款別にご説明をいたします。

民生費では、子育てと仕事を1人で担う低所得者のひとり親世帯の支援策として、臨時特別給付金を支給します。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業として3528万円を計上し、商工費では、経済活動回復の支援策として、市内参加登録事業者で買い物を行った市民の方に対して買い物の額に応じた応援給付金を支給します、せいよ買い物応援事業(せいよGo To買い物キャンペーン)として2億3363万7000円を、市内事業者の事業継続の支援策として、国の持続化給付金の対象とな

らない事業者に対して20万円の給付金を支給します、中小企業者等経営安定給付金事業として1億円を計上し、教育費では、小・中学校の一斉臨時休業に伴う、学校給食の中止による学校給食費の返還等への支援策、また、修学旅行の延期や旅行中の感染防止対策に伴う経費の増額による保護者の負担軽減策として1482万3000円を計上するものであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、新しい生活様式に向けた取り組みについて、予算書の款別についてご説明いたします。

総務費では、新生活様式に対応した市民の皆様への行政サービスの提供及び災害時の対応と自治センター化を見据えたICTを利活用した市役所体制の構築を目的として、各種申請書の統合デジタル化、窓口の予約システム化並びにキャッシュレス化により、窓口時間と待ち時間の短縮化と現金取扱いリスクの削減を図り、また、オンライン窓口、オンライン講習や会議の開催により移動時間の負担軽減、支所の人員削減並びに緊急時における市民サービスの継続を図り、さらには、公民館でのオンライン授業等の実施に向けた環境の整備と児童生徒の状態把握の迅速化、学校と保護者間の連絡のデジタル化と災害時における迅速な情報の共有化を図る経費として1億2869万3000円を計上し、教育費では、学校長の判断で感染症対策や学習保障等に必要な取り組みを迅速かつ柔軟に実施するための経費として1800万円を計上し、災害時に避難所として開設します公民館、社会体育施設並びに学校体育施設の網戸設置にかかわる経費として8442万8000円を計上するものであります。

これらの事業の主な財源につきましては、国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れし収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億5302万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を355億419万円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

予算書14ページ、18節中小企業者等経営安定給付金のもう少し細かい詳細な説明をお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

これは国の制度が、所得減が50%を超えないと対象にならない制度となっておりまして、例えば20%、25%収入が落ちてる人はどうなのというようなことになりますので、市単独で20%から50%落ちた方も、限定で20万円給付をするという、国の制度に引っかけられない部分を市単独で補うという1億円の予算の事業でございます。

以上、答弁といたします。

○議長

2番宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

同じくその下、中小企業者等経営安定補助金（新型コロナウイルス感染症対策）、この分も説明をお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

この事業は追加補正で9000万円を組んでおりましたが、今現在かなりの事業者が補助金の申請をされて、あと2000万円分追加するものでございますが、国の制度にのっとって政策銀行のほうから上限が150万円借りていただいたときに3分の1、50万円を補助するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長

2番宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

次に、12節委託料、観光振興業務委託料についてご説明をお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

これは仮称ではございますが、今、せいよG o T o ジオツアーと題しまして今回提案をさせていただきました事業でございますが、日時的には7月下旬から8月下旬を予定しておりまして、日ごろ市民が市内に泊まってジオの各所をまわることが少ないと思われまので、今回は市民の皆様が市内に泊まっていたら、その中でジオを見ていただくと。例えば卯之町を出発するなら卯之町の町並みを見ていただいた後に、明浜の段々畑を見ていただいて、そこで宿泊をしていただいて、翌日は三瓶の須崎海岸を見ていただくというような、こういう事業をしたいと考えております。

これは、市内の宿泊業者を応援したいということが1点と、観光関連の事業者の応援もしたいというようなことも兼ねまして、市内のジオをまわっていただくということで、まわっていただく市民の皆様には、例えば1万5000円のツアーをまわっていただいたときには5,000円の負担で宿泊を伴う小旅行ができますよと。もう一つは、2万円であれば、上限は1万円で、1万円出すとこの宿泊を伴うジオツアーが体験できますというようなことで、市民の700人を限定で実施をしてみたいと考えております。

まず今回は、市民を対象にしておりますが、様子を見まして、県内、県外からも次にはできるような事業を計画していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

ほかに質疑はございませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの宇都宮久見子議員と重なりますが、同じ14ページの商工業振興費の観光振興業務委託料1000万円のことについてでございますが、これ今酒井部長の説明では、コロナ対策上の経済対策という視点に立ってやられるというように伺ったわけですが、ジオという観点から見ますと、今まで過去において、いろいろと何回かジオツアーを西予市でやられてきておりますが、私から見ますと、なかなかこれが効果が上がっていないと思いますか、どうも失敗しておるんじゃないかと、市民に浸透してないと、せっかくのツアーがですね。そういう中で、今回泊りがけでツアーを

市内の方にやられるということは、それは何がしかの効果があろうと思いますけれども、今までの失敗といいますか、経験を生かして、日帰りも含めてお考えいただきたいと思いますがその辺いかがでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今までのジオの事業について私の担当部局ではございませんので回答を控えさせていただきますが、中村議員がおっしゃるように、今回は経済対策ということで1泊付けてジオツアーをとということでございますが、日帰りでも当然経済効果もありますし、今後市民の皆様、この事業をした後に、いや日帰りもやってほしいなというようなことがありましたら計画をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

今回回答いただいたとおりだと思いますけれども、やはり市民の側から見たときには、酒井部長の経済対策を担当されておろうがおるまいが、ジオもそしてコロナも経済対策も同じことでございますので、その辺しっかりと部局を越えて連携をとって、ジオということが西予市では根幹の施策になっておりますので、それと絡めてしっかりと国の今回のこういう予算を有効活用して、ジオパークのほうも推進していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長

ほかに質疑はございませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

2点お伺いをさせていただきたいと思っております。

一番最初は予算書10ページの新生活様式対応行政サービス構築事業の中で、先ほど市長が説明された中の公金のキャッシュレスというのがあったと思うんですけれども、今まで一般質問でいろんな議員が質問したり、私も委員会等でも質問して、税金等のキャッシュレス化をしたらどうかと。またコンビニで払うとかいうことをしたらどうかとかいう提案は何回もしましたが、そのとき

には、手数料が高いので効果がありませんとはつきり言われたわけでございます。

今回、導入の予算として、こういうコロナの対策できて飛びつかれたのかどうかは知りませんが、いきなりこういうのが出てきたと。ただ、大事なものはランニングコストでありまして、毎年手数料というのは発生するわけでございますね。そこをやっぱりどう考えて考え方をええられたのか、ご説明を1点お願いしたいと思います。

もう1点は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回国から第2次補正で、西予市に7億4399万8000円という本当に大きな額をいただきました。愛媛県内の状況を見てみますと、今回家賃支援を含む事業継続や雇用維持等の分と、新生活様式の分の経済対策ということで2つに大きく分かれてるわけですけども、国の交付金の出し方なんで、市長にお伺いするのもどうかと思うんですが、これは、先ほどの全協の説明で、市長は4億円程度予想されとって、たくさん入ってきたということで県内を見ても本当に西予市は、人口からしても多くいただいていることでありがたいことなんですけども、こういう交付金は、こちらからある程度の項目を出しとって配分されるのではなくて、ただ、通常の交付金の支給の仕方の基準に合わせて、こういうときに割合が出てくるのかどうかという確認ですけども、その2点質問させていただきます。

○議長

山住部長。

○山住総務部長兼政策企画部長

今ほどの二宮議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずキャッシュレス化の考え方でございますが、議員ご指摘のとおりこれまでもそのキャッシュレス化もしくはコンビニでの支払い等々についてはご提言もいろんな議員からもいただいたところでございます。まさに以前におきましては手数料の問題でありますとか、仕組みをつくるのに相応の経費もかかっていたということもありまして、その実施について見送ってきたところでございます。

今般、このコロナ対策の中でそういったICTのさらなる推進ということが大きく新生活様式の中でうたわれております。そういったことを踏ま

えまして今後そういった実際の支払いにおけるなるべくの接触を少なくするというをまず方法として検討したところ、改めましてこのキャッシュレス化の取り組みを実施していこうと。まずはオンライン決済でありますとか、納付書のQRコードを使うと、そういったことでのまずはクレジットカードでの支払いを可能にするといった環境を整えていこうというふうに考えております。

手数料につきましても、確かに相応にかかってまいります、それにつきましても、また実際事業者のほうとも相談させていただきながら具体的に、それに対しての手数料がどの程度かかるかはまた更に分析はさせていただきたいと思っております。

まだ今のところは仕組みづくりをしていきたいというところがございますので、実際のどの範囲の税でありますとか手数料等をキャッシュレス化のものに組み込むかというのは今後の検討とさせていただきたいと考えておりますので、その点ご了解をいただきたいと思っております。

続きまして、交付金の出し方というところがございますけれども、今回の交付金の積算につきましては、基本的には国で各市町村の人口規模、また財政状況等に応じて交付されます。また、その中には、コロナの発症の状況とか、そういったことも加味された上での配分というふうに伺っております。詳細の積算の仕方につきましてはまでは把握をしかねておりますので、その点をご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

まず1点目のキャッシュレス化につきましては、税金の支払い方法については市民の皆様も、これまでも口座振替とかいうことでご協力いただいていると思うんですけども、今部長のご答弁いただきまして、なるべく早く、口座振替がいいのか、キャッシュレスのほうがいいのかとか、そういうふうな検証もしっかりしていただいて、西予市にとっても市民にとっても何が一番いいのかという方向性しっかり出していただきたいなというのが1点。

2点目の国の交付金の出し方ですけれども、今

後今回のコロナウイルスに関しましては、まだ収束時期がわからない段階で、まだ次3次補正、4次補正ひょっとしたら、ないのが一番いいんですけども、あるやもしれませんと思うと、今後、西予市はこういうことを次もしあればしたいんですよというふうなことを、やっぱり市長から申し上げていただいて、県である程度まとめていただいおくということも必要かなと思うんで、そういうところは第2波、第3波に備える一つの考え方としてお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長

発言は質疑にさせていただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

12番源正樹君。

○12番源正樹君

12番源正樹です。

まだ決まってません、本来は委員会付託があればその場で質疑するんですが、大綱にはなりませんのご容赦いただきたいと思っております。

予算書14ページ、同じく、コロナ対策の中小企業者等経営安定支援事業のうち、買い物応援給付金、先ほど市長の説明にもありましたせいよG o T o買い物キャンペーンについてお尋ねをしたいと思います。

まずこの事業自体既に事業者の募集が始まっているかと思いますが、現在何件程度、まず応募があったのかお尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨日25日現在で366件、そして今私が知ってる限り、きょう3件出ております。よって369件を確認しております。

以上です。

○議長

12番源正樹君。

○12番源正樹君

ありがとうございます。

7月1日来週から始まると思うんですが、のぼりや判こ等の受け渡し状況等はもうなってるかわかりましたらお願いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ここ数日間で支所も職員が回っていただきまして、ほとんどが配布をできてると報告を受けておりますが、なお追加追加で出てきておりますので、29日月曜日までには完全に配付を終わりたいと考えております。

以上です。

○議長

12番源正樹君。

○12番源正樹君

この事業自体、割と勘違いというか、25%戻ってくるということに関して、一応上限が5万円、1万2500円が上限という形になるかと思いますが、割とそれをわかっていらっしゃらない方が多いように思います、話聞いてて。

この事業自体7月1日から8月15日、お盆までの事業でございますので、市民の皆様への早急の周知が当然必要かと思えます。どのようにして周知をされるのか最後お尋ねをしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

期間が短こうございますが、新聞の折り込みであったり、広報に挟んで周知をしたり、ホームページももちろん出しておりますし、その都度啓蒙しているつもりでございます。

なお、議員も見ていただけるとわかると思えますけど、旗も非常に目立つ旗です。そのときには、買い物来られた方はこの旗何っていうようなことで聞かれると思えます。そういうときには、うちが配布するときに必ず事業者にこうこうですというような説明をして、大いに買い物してくださいというような宣伝してくださいというようなことで言っております。

それとまた先般は民生委員の集まり、総会がありましたし、老人クラブの総会もありましたけど、その都度担当者が行って説明をしております。

ぜひとも、たくさん予算を組んでおりますので、市民の皆様はこの5万円を全て市内で使っていただく、この事業に参加をしていただいたらと思えます。

以上、答弁いたします。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

本議会の最終日にこれだけの多くの補正予算が提出されたのも、国からのお金と、そして、コロナ対策であろうと思えますが、市長に確認をいたしたいと思うんですが、最終的にこれが何とか最終議会に間に合ったという施策がどんどん出ております。各市町村知恵の出し比べというような形が、私のほうでもよく見えます。西予市では、しっかりとスピード感を持って今やっただいてると思えますけれども、今日で本議会も閉会しますんで、これからのコロナのいろんな共存していく社会の中で生活様式変わります。その中で、専決とか臨時議会とか、これから即座にやれるような考え方は、市長のほうでござんはいかがでしょう。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま酒井議員からご質問がありましたこのコロナ対策のスピード感、そしてあらゆるものを想定しながら進めていくということは肝に銘じて行いたいと思えます。できれば臨時で議会を開くということも必要であればやりたいと思えますが、そういう間がない場合には、専決でやらせていただきたいという考えがございますので、どうかスピード感を持ってその対策に果敢に取り組みたいと思えますので、ご了解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第94号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

○議長

次に、追加日程第2、議案第95号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」及び議案第96号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第95号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応に伴う危険手当及び医療機器備品購入費の増額を行うものでございます。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、感染症対策に係る補助金として、医業外収益948万8000円を増額し、総額を41億875万4000円といたしております。支出につきましては、医業費用を948万8000円増額し、総額を46億3568万8000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額を517万円増額し、総額を7億2977万3000円とし、資本的支出では517万円を増額し、総額を8億6348万4000円といたしております。

そのほか第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおり改め、第6条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めてございます。

続きまして、議案第96号「令和2年度西予市野

村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止用資材及びオンライン面会、オンライン面会とは、スマートフォンやタブレットなどを使って、利用者と家族の間で、離れた場所から、例えば、家庭にしながら、あるいは施設内の1階など特定の場所から、利用者と家族の間でウェブ等のアプリビデオ通信システム等を使っての面会を行うもので、これを実施するために必要な備品を購入するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、感染症対応に係る補助金として、一般会計繰入金を196万8000円増額し、総額を5億4444万5000円といたしております。支出につきましては、材料費及び経費を合わせて196万8000円増額し、総額を5億7726万9000円といたしております。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番山本英明君。

○9番山本英明君

ただいま山岡部長の説明がありました野村老人保健施設での面会の件ですけれども、ICTを使っている面会ということですが、家族は理解できるかなと思います。入所者の方の対応とかいうのは、対応できるものでしょうか。どのような具体的な機器を予想されておられますか。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

先ほど申し上げましたようにタブレットを用意するようにしています。また、先ほど言いましたように、家庭からもできるということで、それに接続はご家族のものになりますけど、スマートフォンとかタブレットとか、そういったものにつながるということです。

また、言われましたように、利用者、入所者につきましては、いろんな状況の方がおられますの

で、職員が一応対応をして、そういったオンラインでの面会ができるようにするように検討しているところですが、ただそれに係る職員ございますので、時間はある程度制限した中で対応したいと思っております。詳細につきましては、また後ほど関係の皆様にお知らせするとともに、また、ホームページ等でお知らせしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号及び議案第96号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案第95号及び議案第96号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」及び議案第96号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」の2件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号及び議案第96号の2件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

令和2年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月8日に開会しました本定例会も本日が最終日となりました。19日間の会期中、新しい議会体制のもとで、議員各位には、本会議及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、補正予算を初め、条例の改正など重要な案件33件につきまして、いずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、ことしは梅雨入りして以降、比較的雨の日の少ない状況が続いており、空梅雨の心配をしていたところですが、昨日から梅雨らしい天気になり、予報ではこの先しばらくぐずついた天気が続くようです。本格的に出水期を迎えたということで、台風や突然の集中豪雨など、改めまして、豪雨災害への備えに万全を期さねばならないと強く感じるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策であります。6月19日から本県は、警戒期から縮小期に移行いたしました。県では、感染第2波への対処戦略として、1. 感染拡大と医療崩壊を防ぐ。2. 地域経済を立て直す。3. 新しい生活・ビジネス・文化のスタイルを実践する。3つを柱に新たな政策展開を進めることとされております。感染症拡大に伴い、冷え込んだ地域経済を立て直すとともに、第2波への備えを万全とするもので、当市におきましても、その対策に係る施策を積極的に展開することといたしております。

議員の皆様、また市民の皆様には、施策の推進に当たり、格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、来月、7月7日は、平成30年7月豪雨災害発生から2年の節目の日を迎えます。市では、当初、せいよ復興まちびらきシンポジウム及びコンサートを開催し、7月豪雨災害の経験を風化させることなく、防災意識の高揚と防災対応力の向上につなげていくとともに、復興の歩みを市民一人ひとりが実感できる機会とする予定でございます。

しかしながら今回の感染症拡大の影響を受け、来年度に開催を見送ることいたしました。まことに残念でいっぱいです。

7月7日には、シンポジウムにかわりまして、

豪雨災害により亡くなられた方々への哀悼の意をささげるとともに、復興の誓いを新たにする献花式を乙亥会館でとり行うことといたしております。その献花台は、7月7日から9日まで、自由献花方式として設置をいたしますので、市民の皆様もどうかお越しいただければと思います。

かねてより要望しておりました国の地方創生人材支援制度を活用した、総務省職員の派遣であります。先日内示発表いたしましたとおり、現総務省行政管理局行政情報システム企画課課長補佐 下澤広幸氏に、7月1日から政策企画部長として着任いただくことになりました。

下澤氏は、これまで総務省の行政管理分野を中心に、地域主権関係や電子政府関連の部署に勤務されており、その経験は、当市の行政改革の推進、また、小規模多機能自治制度におけるICT活用の推進にも大きく寄与いただくことを期待しております。皆様もどうぞよろしく願いいたします。

梅雨も本格化し、蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、市政推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長

これをもって、令和2年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

令和2年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月8日（月）～6月26日（金）

（会期19日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月8日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・行政報告会
6月9日	火	休 会	
6月10日	水	休 会	
6月11日	木	休 会	
6月12日	金	休 会	・質疑通告〳切
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	本 会 議	・一般質問
6月16日	火	本 会 議	・一般質問
6月17日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・全員協議会
6月18日	木	常任委員会	
6月19日	金	常任委員会	
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	休 会	
6月23日	火	休 会	
6月24日	水	休 会	・討論通告〳切
6月25日	木	休 会	
6月26日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時30分開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和2年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 71号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 72号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 73号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 74号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 75号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 76号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 77号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 78号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 79号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 80号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 81号	西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 82号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	02. 6. 26	原案可決
議案第 83号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 84号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	02. 6. 26	原案可決
議案第 85号	公有水面埋立てに係る意見の陳述について	02. 6. 26	原案可決
議案第 86号	株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について	02. 6. 26	原案可決
議案第 87号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)	02. 6. 26	原案可決
議案第 88号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	02. 6. 26	原案可決
議案第 89号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	02. 6. 26	原案可決
議案第 90号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	02. 6. 26	原案可決
議案第 91号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	02. 6. 26	原案可決
議案第 92号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	02. 6. 8	原案可決
議案第 93号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	02. 6. 26	原案可決
議案第 94号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第5号)	02. 6. 26	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 95号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	02.6.26	原案可決
議案第 96号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	02.6.26	原案可決
報告第 1号	令和元年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 2号	令和元年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 3号	令和元年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 4号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 5号	令和元年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 6号	令和元年度西予市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について	02.6.8	承認
報告第 7号	専決処分事項の報告について	02.6.8	報告
請願第 1号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について	02.6.26	不採択
発議第 2号	西予市消防体制検討特別委員会の設置について	02.6.17	原案可決
選任第 3号	西予市消防体制検討特別委員会委員の選任について	02.6.17	議長指名
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	02.6.26	原案可決
	議員派遣の件について	02.6.26	承認
【西予市消防体制検討特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎佐藤 恒夫 ○信宮 徹也 宇都宮俊文 河野 清一			
竹崎 幸仁 小玉 忠重 中村 敬治			

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月27日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産建常任委員会
	全 議 員	議員全員協議会
3月1日	議 長	野村高校卒業式
3月2日	関 係 議 員	議会運営委員会
3月3日	全 議 員	令和2年第1回定例会 代表質問・一般質問
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
3月4日	全 議 員	令和2年第1回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
3月9日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月10日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月16日	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
3月18日	関 係 議 員	議会運営委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第1回定例会 閉会
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
3月25日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
3月26日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月27日	議 長	南予水道企業団定例会
3月28日	議 長	坂村真民先生石碑除幕式
4月2日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月8日	議 長	野村高等学校入学式
4月30日	議 長	四国市議会議長会定期総会書面会議
5月18日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会
5月20日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第1回臨時会
5月27日	議 長	全国市議会議長会定期総会書面会議
	議 長	八幡浜施設事務組合議会臨時会
5月29日	議 長	まごごろ銀行運営委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会

月 日	出席者	行 事 名
6月3日	関係議員	議会運営委員会
6月8日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第2回定例会 開会

令和2年6月19日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

総務常任委員会

委員長 兵 頭 学

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第71号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第72号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第73号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第80号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第81号	西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第82号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
議案第83号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	原案可決
議案第84号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	原案可決
議案第87号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第93号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和2年6月18日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

厚生常任委員会

委員長 二 宮 一 朗

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第74号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第75号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第76号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第77号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第78号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第79号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第87号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第88号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第89号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第91号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和2年6月18日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第85号	公有水面埋立てに係る意見の陳述について	原案可決
議案第86号	株式会社野村町地域振興センターへの出資金払戻請求権の放棄について	原案可決
議案第87号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第90号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和2年6月19日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

総務常任委員会

委員長 兵 頭 学

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
請願第1号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について	不採択